漁港漁場関係工事共通仕様書

令和６年４月

水産庁漁港漁場整備部

目　　次

１．工事請負契約書　…… 1

２．漁港漁場関係工事共通仕様書　…… 45

３．漁港漁場関係工事品質管理基準　……246

４．漁港漁場関係工事出来形管理基準　……312

５．漁港漁場関係工事写真管理基準　……441

６．付属資料　……551

工事請負契約書

工 事 請 負 契 約 書

1　工　事　名

2　工事場所

3　工　　期　　令和　　年　　月　　日　から
　　令和　　年　　月　　日　まで

4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
　［注］　工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5　請負代金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　＿＿＿＿＿＿＿＿

6　契約保証金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　調停人

8　建設発生土の搬出先等
　［注］　この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。
　　仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

9　解体工事に要する費用等
　［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象工事の場合は、(1)

分別解体等　の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別紙において記入する。

10　住宅建設瑕疵担保責任保険

［注］　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○○○共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　東京都千代田区霞が関一丁目２番１号

氏　名　支出負担行為担当官

印

受注者　　住　所

氏　名

印

（注１）「９　解体工事に要す費用等」については、建設工事の内容に応じて別紙のいずれかを作成し、添付する。
（注２）下線部分は、請負者が共同企業体を結成している場合に記載する。
（注３）受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
（注４）従来から契約条項に係る事項を別途、契約約款として事前交付している場合は、その周知徹底の措置が十分図られるときに限り同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約に定める催促、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、

発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

（注）　〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の１以上としなければならない。ただし、予決令第８６条第１項による調査を受けた者との契約については、請負代金額の 10 分の３以上とする。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第 54 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（注）　契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（注）　ただし書の適用については、例えば、受注者が第 32 条第２項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業（平成 11 年１月 28 日建設省経振発第８号）又は「地域建設業経営強化融資制度」（平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 13 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 38 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

［注］　第３項を使用しない場合は、同項及び第４項を削除する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請

け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、下請契約を締結する工事において、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

二　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

三　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代

金額の 10 分の１に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第９条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める催促、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　　（A）　［　］主任技術者

　　（B）　［　］監理技術者

　　（C）　監理技術者補佐（建設業法第 26 条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三　専門技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

（注）　(B)は、建設業法第 26 条第２項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。（C）は、（B）を使用する場合において、建設業法第 26 条第３項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

［ ］の部分には、同法第 26 条第３項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から〇日以内に応じなければならない。

（注）　〇の部分には、原則として、「７」と記入する。

４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から〇日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（注）　〇の部分には、原則として、「７」と記入する。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。

（注）　○の部分には、原則として、「７」と記入する。

５　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に○日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

（注）　○の部分には、原則として、「７」と記入する。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は

貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含

む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督職員は、受注者が第 13 条第２項又は第 14 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示さ

れた自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があると　きは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第１９条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事

の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第２１条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２２条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第２３条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２４条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。た

だし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）　○の部分には、原則として、「14」と記入する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２５条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）　○部分には、原則として、「14」と記入する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２６条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、

受注者に通知する。

（注）　〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）　〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２７条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２８条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じ

た損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第30条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２９条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第３０条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第２項、第14

条第１項若しくは第２項又は第 38 条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３１条　発注者は、第８条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）　○の部分には、原則として、「14」と記入する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３２条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第３３条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了し

たものとみなす。

（部分使用）

第３４条　発注者は、第 32 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３５条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、予決令第 86 条第１項による調査を受けた者との契約については、請負代金額の 10 分の２以内とする。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第２項及び前項の規定は、この場合について準用する。

５　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の４（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを

受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

８　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第３６条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３７条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第３８条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料［及び製造工場等にある工場製品］（第 13 条第２項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の９以内の額について、次項から第７項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中○回を超えることができない。

（注）　部分払を行わない場合は、この条を削除する。

部分払の対象とすべき工場製品がないときは、［　］の部分を削除する。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

（注）　部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔　〕の部分を削除する。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項前段の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）

（注）　○の部分には、原則として、「10」と記入する。

7　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第３９条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項の規定により準用される第33条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第２項の検査の結果の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

（注）　○の部分には、原則として、「14」と記入する。

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第４０条　国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

（注）　第40条から第42条までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度

額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第４１条　国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（　円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第４項の規定を準用する。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第４２条　国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求

することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a)　部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(b)　部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

(注)　(b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　回
年度　　回
年度　　回

（第三者による代理受領）

第４３条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第４４条　受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を

必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第４５条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第４６条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催促による解除権）

第４７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　建設業法第３条の規定による許可を取り消されたとき、またはその許可

の効力を失ったとき。

二　現に有効な建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていないとき。

三　受注者が共同企業体を結成している場合においては、その構成員に前２号に掲げるいずれかの者を含むとき。

四　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

［注］　第１号は第５条第３項を使用しない場合は削除する。

五　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

六　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

七　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

八　正当な理由なく、第45条第１項の履行の追完がなされないとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第４８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

［注］　第２号は第５条第３項を使用しない場合は削除する。

三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十　第 50 条又は第 51 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十二　受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

ホ　その他イからニまでのいずれかに準ずる行為

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４９条　第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）
第５０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催促によらない解除権）
第５１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。
二　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第５２条　第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）
第５３条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　第１項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）

の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条、第 48 条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、

発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第５４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　工期内に工事を完成することができないとき。

二　この工事目的物に契約不適合があるとき。

三　第 47 条又は第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第 47 条又は第 48 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4　発注者は、第 47 条各号又は第 48 条各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

5　第１項各号又は第２項各号に定める場合（第３項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

6　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した

額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。

７　第２項の場合（第 48 条第９号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第５４条の２（A）　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含

む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の１に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

４　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

５　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

［注］　（A）は、政府調達に関する協定（平成７年 12 月８日条約第 23 号）の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。

第 54 条の２（B）　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の１に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　前項第４号に該当する場合であって、同項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

四　前項第４号に該当する場合であって、受注者が発注者に水産庁建設工事等競争契約入札心得第４条の 11 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければな

らない。
４　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。
５　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）
第５５条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
一　第 50 条又は第 51 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第 33 条第２項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）
第５６条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第４項又は第５項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。
３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が

通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

［注］　第９項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第１項に規定する
住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

10　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第５７条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第５８条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（あっせん又は調停）

第５９条（A）　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

（注）　（A）は、あらかじめ調停人を選定する場合に使用する。

２　発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による〔　〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（注）　〔　〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

３　第１項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停を請求することができない。

４　発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第１項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

５　前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第１項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認められたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び

受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（注）　第４項及び第５項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第５９条（B）　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔　〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（注）　（B）は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。

〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６０条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の〔調停人又は〕審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（注）　〔 〕の部分は、第 59 条（B）を使用する場合には削除する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第６１条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催促、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第６２条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

建築物に係る解体工事

1　分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □ 有　□ 無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 （　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □ 有　□ 無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 （　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □ 有　□ 無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □ 有　□ 無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □ 有　□ 無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2　解体工事に要する費用（直接工事費）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4　再資源化等に要する費用　（直接工事費）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

別紙

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　該　当　無　し

3　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4　再資源化等に要する費用　（直接工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

別紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2　解体工事に要する費用（直接工事費）＿＿＿＿＿＿＿＿ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4　再資源化等に要する費用（直接工事費）＿＿＿＿＿＿＿＿ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

仲　裁　合　意　書

工 事 名

工事場所

令和　　年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名　　○○建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の９第１項又は第２項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　東京都千代田区霞が関一丁目２番１号
　　氏　名　支出負担行為担当官　　印

受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（注）受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【裏面】

仲 裁 合 意 書 に つ いて

1）仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2）建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

漁港漁場関係工事共通仕様書

目　　次

第１編　共 通 編
　第１章　総　　則
　　第１節　総　　則
　　１－１－１　適　　用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
　　１－１－２　用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
　　１－１－３　設計図書の照査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
　　１－１－４　請負代金内訳書及び工程表の提出 ・・・・・・・・・・・・・49
　　１－１－５　施工計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
　　１－１－６　工事実績情報(工事実績データ)の作成・登録 ・・50
　　１－１－７　監督職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　　１－１－８　工事用地等の使用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　　１－１－９　工事の着手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　１－１－10　工事の下請負 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　１－１－11　施工体制台帳の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　１－１－12　施工体系図の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　１－１－13　技術者の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　１－１－14　受注者相互の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
　　１－１－15　調査・試験等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
　　１－１－16　工事の一時中止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
　　１－１－17　設計図書の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
　　１－１－18　工期変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
　　１－１－19　支給材料及び貸与物件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
　　１－１－20　現場発生品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
　　１－１－21　工事材料の品質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
　　１－１－22　監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会 ・57
　　１－１－23　工事完成図書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
　　１－１－24　工事完成検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
　　１－１－25　既済部分検査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
　　１－１－26　部分使用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　　１－１－27　履行報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　　１－１－28　工事関係者に対する措置請求 ・・・・・・・・・・・・・・・61
　　１－１－29　休日確保の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　　１－１－30　文化財の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

１－１－31　諸法令、諸条例の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
１－１－32　官公庁等への手続き等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
１－１－33　第三者への説明等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
１－１－34　施工時期及び施工時間の変更　・・・・・・・・・・・・・・・65
１－１－35　工事の測量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
１－１－36　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
１－１－37　損　　害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
１－１－38　工事目的物の著作権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
１－１－39　保険の付保及び事故の補償　・・・・・・・・・・・・・・・・・67
１－１－40　臨機の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
１－１－41　木材利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
１－１－42　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置等・・68
１－１－43　情報管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
１－１－44　クイックレスポンス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
１－１－45　汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法・・・・・69
１－１－46　石綿の使用の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
第２節　施工管理
１－２－１　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
１－２－２　現場管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
１－２－３　主任技術者（監理技術者）　・・・・・・・・・・・・・・・・・74
１－２－４　施工環境監理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
１－２－５　工程管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
１－２－６　品質管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
１－２－７　出来形管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
１－２－８　写真管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
１－２－９　環境保全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
１－２－10　建設副産物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
１－２－11　創意工夫　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
１－２－12　測量・調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
第３節　安全管理
１－３－１　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
１－３－２　異常現象等への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
１－３－３　安全教育及び安全訓練等の実施　・・・・・・・・・・・・・82
１－３－４　工事現場における連絡体制等　・・・・・・・・・・・・・・・82
１－３－５　火薬類の使用及び火災の防止　・・・・・・・・・・・・・・・82

１－３－６　事故災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
１－３－７　鮫等に対する安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

第２章　材　　料
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
第２節　工事材料の品質及び検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
第３節　土
２－３－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
第４節　石 材 等
２－４－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
２－４－２　砂　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
２－４－３　砂利、砕石　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
２－４－４　石　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
第５節　骨　　材
２－５－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
２－５－２　セメントコンクリート用骨材　・・・・・・・・・・・・・・・・・87
２－５－３　路 盤 材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
２－５－４　アスファルトコンクリート用骨材　・・・・・・・・・・・・90
２－５－５　フィラー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
２－５－６　安定処理路盤材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
第６節　木　　材
２－６－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
第７節　鋼　　材
２－７－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
２－７－２　鋼矢板及び鋼杭　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
２－７－３　鋼板及び形鋼等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
２－７－４　棒　　鋼　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
２－７－５　控　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
２－７－６　コンクリート舗装用鋼材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
第８節　セメント及び混和材料
２－８－１　セメント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
２－８－２　混和材料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
２－８－３　コンクリート用水　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
第９節　セメントコンクリート製品

２－９－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
第10節　瀝青材料
２－10－１　舗装用アスファルト材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
２－10－２　プライムコート及びタックコート　・・・・・・・・・・・・96
第11節　芝・樹木等
２－11－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
２－11－２　芝及び種子　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
２－11－３　植 木 等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
第12節　目地材料
２－12－１　目 地 材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
２－12－２　コンクリート舗装用目地材　・・・・・・・・・・・・・・・・96
第13節　防食材料
２－13－１　アルミニウム合金陽極　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
２－13－２　防食塗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
２－13－３　被覆防食材料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
第14節　防 舷 材・滑 り 材
２－14－１　ゴム防舷材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
２－14－２　滑り材　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
第15節　係 船 柱・係 船 環
２－15－１　係 船 柱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
２－15－２　係 船 環　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第16節　車止め・縁金物
２－16－１　車止め・縁金物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第17節　マ ッ ト
２－17－１　アスファルトマット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
２－17－２　繊維系マット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
２－17－３　合成樹脂系マット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
２－17－４　ゴムマット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
第18節　コンクリート
２－18－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
２－18－２　レディーミクストコンクリート　・・・・・・・・・・・・・102
２－18－３　コンクリートミキサー船　・・・・・・・・・・・・・・・・・102
２－18－４　現場練りコンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
２－18－５　暑中コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
２－18－６　寒中コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

２－18－７　水中コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
２－18－８　袋詰コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
２－18－９　水中不分離性コンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・103
２－18－10　プレパックドコンクリート　・・・・・・・・・・・・・・・・・104
２－18－11　コンクリート舗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
第19節　アスファルトコンクリート
２－19－１　アスファルト舗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
第20節　組立魚礁部材
２－20－１　コンクリート部材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
２－20－２　鋼製部材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
２－20－３　ＦＲＰ部材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
２－20－４　その他の部材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第21節　そ の 他
２－21－１　ペーパードレーン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
２－21－２　路 盤 紙　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
２－21－３　防砂目地板（裏込・裏埋工）　・・・・・・・・・・・・・・・・108
２－21－４　区画線及び道路標示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
２－21－５　道路標識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
２－21－６　防 護 柵　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
２－21－７　溶 接 材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
２－21－８　ガス切断材　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
２－21－９　汚濁防止膜　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

第３章　共通仮設
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第２節　汚濁防止膜工
３－２－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
３－２－２　水質汚濁防止膜　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112

第４章　無筋・鉄筋コンクリート
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第３節　レディーミクストコンクリート
４－３－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
４－３－２　工場の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113

第４節　コンクリートミキサー船
４－４－１　一般事項 ……114
４－４－２　コンクリートミキサー船の選定 ……115
第５節　現場練りコンクリート
４－５－１　一般事項 ……115
４－５－２　材料の貯蔵 ……115
４－５－３　材料の計量及び練混ぜ ……115
第６節　運搬打設工
４－６－１　一般事項 ……117
４－６－２　準　　備 ……117
４－６－３　運　　搬 ……117
４－６－４　打　　設 ……117
４－６－５　締 固 め ……119
４－６－６　沈下ひびわれに対する処置 ……119
４－６－７　打 継 目 ……119
４－６－８　表面仕上げ ……120
４－６－９　養　　生 ……120
第７節　暑中コンクリート
４－７－１　一般事項 ……120
４－７－２　施　　工 ……120
４－７－３　養　　生 ……121
第８節　寒中コンクリート
４－８－１　一般事項 ……121
４－８－２　施　　工 ……121
４－８－３　養　　生 ……121
第９節　コンクリートの品質管理
４－９－１　一般事項 ……122
４－９－２　試験方法 ……122
第10節　鉄 筋 工
４－10－１　一般事項 ……124
４－10－２　貯　　蔵 ……124
４－10－３　加　　工 ……124
４－10－４　組 立 て ……124
４－10－５　継　　手 ……125
第11節　型枠及び支保工

４－11－１　一般事項 ……125
４－11－２　構　　造 ……125
４－11－３　組 立 て ……126
４－11－４　取 外 し ……126
第12節　水中コンクリート
４－12－１　一般事項 ……126
４－12－２　施　　工 ……126
４－12－３　品質管理 ……128
第13節　袋詰コンクリート
４－13－１　一般事項 ……128
４－13－２　施　　工 ……128
第14節　水中不分離性コンクリート
４－14－１　一般事項 ……128
４－14－２　材料の貯蔵 ……128
４－14－３　コンクリートの製造 ……128
４－14－４　運搬打設 ……130
４－14－５　品質管理 ……131
第15節　プレパックドコンクリート
４－15－１　一般事項 ……132
４－15－２　施工機器 ……132
４－15－３　施　　工 ……132
４－15－４　品質管理 ……134

第５章　一般施工
第１節　適　　用 ……135
第２節　適用すべき諸基準 ……135
第３節　共通的工種
５－３－１　一般事項 ……135
５－３－２　共通事項 ……135
５－３－３　排砂管設備工 ……141
５－３－４　土運船運搬工 ……141
５－３－５　揚土土捨工 ……141
５－３－６　圧密・排水工 ……142
５－３－７　締 固 工 ……143
５－３－８　固 化 工 ……145

５－３－９　洗掘防止工 ……148
５－３－10　中 詰 工 ……149
５－３－11　蓋コンクリート工 ……149
５－３－12　蓋ブロック工 ……149
５－３－13　鋼矢板工 ……150
５－３－14　控　　工 ……152
５－３－15　鋼 杭 工 ……155
５－３－16　コンクリート杭工 ……156
５－３－17　防 食 工 ……156
５－３－18　路 床 工 ……158
５－３－19　コンクリート舗装工 ……158
５－３－20　アスファルト舗装工 ……161
５－３－21　植 生 工 ……165
第４節　土 捨 工
５－４－１　一般事項 ……167
５－４－２　排砂管設備工 ……167
５－４－３　土運船運搬工 ……167
５－４－４　揚土土捨工 ……167
第５節　海上地盤改良工
５－５－１　一般事項 ……167
５－５－２　床 掘 工 ……167
５－５－３　排砂管設備工 ……169
５－５－４　土運船運搬工 ……169
５－５－５　揚土土捨工 ……169
５－５－６　置 換 工 ……169
５－５－７　圧密・排水工 ……169
５－５－８　締 固 工 ……169
５－５－９　固 化 工 ……169
第６節　基 礎 工
５－６－１　一般事項 ……170
５－６－２　基礎盛砂工 ……170
５－６－３　洗掘防止工 ……170
５－６－４　基礎捨石工 ……170
５－６－５　袋詰コンクリート工 ……170
５－６－６　基礎ブロック工 ……170

５－６－７　水中コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
５－６－８　水中不分離性コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・171
５－６－９　基礎栗石工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
第７節　本体工（ケーソン式）
５－７－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
５－７－２　ケーソン製作工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
５－７－３　ケーソン進水据付工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・173
５－７－４　中 詰 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
５－７－５　蓋コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
５－７－６　蓋ブロック工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
第８節　本体工（ブロック式）
５－８－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
５－８－２　本体ブロック製作工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
５－８－３　本体ブロック据付工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
５－８－４　中 詰 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
５－８－５　蓋コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
５－８－６　蓋ブロック工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
５－８－７　前面壁ブロック工、張りブロック工　・・・・・・・・・179
第９節　本体工（場所打式）
５－９－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
５－９－２　場所打コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179
５－９－３　水中コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
５－９－４　プレパックドコンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・180
５－９－５　水中不分離性コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・180
５－９－６　止壁工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）
５－10－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
５－10－２　洗掘防止工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
５－10－３　本体捨石工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
５－10－４　捨ブロック工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
５－10－５　場所打コンクリート工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
第11節　本体工（鋼矢板式）
５－11－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
５－11－２　鋼矢板工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
５－11－３　控　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182

第12節　本体工（コンクリート矢板式）
５－12－１　一般事項 ……182
５－12－２　コンクリート矢板工 ……182
５－12－３　控　　工 ……183
第13節　本体工（鋼杭式）
５－13－１　一般事項 ……183
５－13－２　鋼 杭 工 ……183
第14節　本体工（コンクリート杭式）
５－14－１　一般事項 ……184
５－14－２　コンクリート杭工 ……184
第15節　被覆・根固工
５－15－１　一般事項 ……184
５－15－２　被覆石工 ……184
５－15－３　袋詰コンクリート工 ……184
５－15－４　被覆ブロック工 ……184
５－15－５　根固ブロック工 ……185
５－15－６　水中コンクリート工 ……185
５－15－７　水中不分離性コンクリート工 ……186
５－15－８　サンドマスチック工 ……186
第16節　上 部 工
５－16－１　一般事項 ……186
５－16－２　上部コンクリート工 ……186
５－16－３　上部ブロック工 ……187
第17節　付 属 工
５－17－１　一般事項 ……187
５－17－２　係船柱工 ……187
５－17－３　防舷材工 ……192
５－17－４　車止・縁金物工 ……193
５－17－５　防 食 工 ……195
５－17－６　付属設備工 ……195
５－17－７　滑り材工 ……195
第18節　消 波 工
５－18－１　一般事項 ……195
５－18－２　洗掘防止工 ……195
５－18－３　消波ブロック工 ……195

第19節　裏込・裏埋工
５－19－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196
５－19－２　裏 込 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196
５－19－３　裏 埋 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・197
５－19－４　裏埋土工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
第20節　陸上地盤改良工
５－20－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－20－２　圧密・排水工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－20－３　締 固 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－20－４　固 化 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
第21節 土　　工
５－21－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－21－２　掘 削 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－21－３　盛 土 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－21－４　路床盛土工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
５－21－５　排水処理工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
５－21－６　伐 開 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
５－21－７　法 面 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
第22節　舗 装 工
５－22－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
５－22－２　路 床 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
５－22－３　コンクリート舗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
５－22－４　アスファルト舗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
第23節　維持補修工
５－23－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
５－23－２　維持塗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
５－23－３　防 食 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201
第24節　魚 礁 工
５－24－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
５－24－２　魚礁製作工・単体魚礁製作　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
５－24－３　魚礁製作工・組立魚礁製作　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
５－24－４　魚礁沈設工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203
第25節　増殖場工
５－25－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203
５－25－２　着定基質製作工・単体着定基質製作　・・・・・・・203

５－25－３　着定基質製作工・組立着定基質製作　・・・・・・・203
５－25－４　着定基質設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
５－25－５　石材着定基質工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
第26節　構造物撤去工
５－26－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
５－26－２　取壊し工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
５－26－３　撤 去 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
第27節　仮 設 工
５－27－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
５－27－２　仮設鋼矢板工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
５－27－３　仮設鋼管杭・鋼管矢板工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
５－27－４　仮設道路工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
第28節　雑　　工
５－28－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
５－28－２　現場鋼材溶接工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
５－28－３　現場鋼材切断工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・208
５－28－４　その他雑工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・208

第２編　漁 港 編
第１章　航路、泊地
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
第３節　浚 渫 工
１－３－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
１－３－２　ポンプ浚渫工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
１－３－３　グラブ浚渫工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
１－３－４　硬土盤浚渫工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
１－３－５　岩盤浚渫工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
１－３－６　バックホウ浚渫工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
第４節　土 捨 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
第５節　埋 立 工
１－５－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
１－５－２　余水吐工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211
１－５－３　固 化 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211
１－５－４　埋 立 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211

１－５－５　排砂管設備工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211
１－５－６　土運船運搬工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
１－５－７　揚土埋立工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
１－５－８　埋立土工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212

第２章　防波堤、防砂堤、導流堤
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第５節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第６節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第７節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第９節　本体工（鋼矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第10節　本体工（コンクリート矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第11節　本体工（鋼杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第12節　本体工（コンクリート杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第13節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第14節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第15節　消 波 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第16節　維持補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215
第17節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215
第18節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・215

第３章　防 潮 堤
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第５節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第６節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第７節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第８節　本体工（鋼矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第９節　本体工（コンクリート矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217

第10節　被覆・根固工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第11節　上 部 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第12節　消 波 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第13節　陸上地盤改良工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第14節　土　　工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第15節　舗 装 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
第16節　維持補修工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・218
第17節　構造物撤去工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・218
第18節　仮 設 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・218
第19節　雑　　工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・218

第４章　護岸、岸壁、物揚場
第１節　適　　用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第２節　適用すべき諸基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第３節　海上地盤改良工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第４節　基 礎 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第５節　本体工（ケーソン式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第６節　本体工（ブロック式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
第７節　本体工（場所打式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第９節　本体工（鋼矢板式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第10節　本体工（コンクリート矢板式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第11節　本体工（鋼杭式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第12節　本体工（コンクリート杭式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第13節　被覆・根固工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第14節　上 部 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第15節　付 属 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第16節　消 波 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第17節　裏込・裏埋工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第18節　陸上地盤改良工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第19節　土　　工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第20節　舗 装 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第21節　維持補修工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第22節　構造物撤去工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
第23節　仮 設 工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・221

第24節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・222

第５章　桟橋、係船杭
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第４節　本体工（鋼杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第５節　本体工（コンクリート杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第６節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
第７節　付 属 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第８節　舗 装 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第９節　維持補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第10節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第11節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224

第６章　船 揚 場
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第５節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第６節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225
第７節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第８節　付 属 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第９節　裏込・裏埋工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第10節　陸上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第11節　土　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第12節　舗 装 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第13節　維持補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第14節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第15節　仮 設 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第16節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・227

第７章　臨港道路、駐車場
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228

第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
第３節　土　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
第４節　道路舗装工
７－４－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
７－４－２　路 床 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
７－４－３　コンクリート舗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
７－４－４　アスファルト舗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
７－４－５　道路付属工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
第５節　緑 地 工
７－５－１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
７－５－２　植 生 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230

第３編　漁 場 編
第１章　魚 礁
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
第３節　魚 礁 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
第４節　雑 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231

第２章　増 殖 場、養 殖 場
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第３節　浚 渫 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第４節　土 捨 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第５節　増殖場工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第６節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第７節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第８節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第９節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第10節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第11節　本体工（捨石・捨ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第12節　本体工（鋼矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第13節　本体工（コンクリート矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第14節　本体工（鋼杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
第15節　本体工（コンクリート杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233

第16節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第17節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第18節　消 波 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第19節　埋 立 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第20節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第21節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234

第４編　海 岸 編
第１章　堤防、護岸、胸壁
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・235
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・235
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・235
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・235
第５節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第６節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第７節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第８節　本体工（鋼矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第９節　本体工（コンクリート矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第10節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第11節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第12節　消 波 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第13節　裏込・裏埋工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第14節　陸上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第15節　土　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第16節　舗 装 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第17節　維持補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第18節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第19節　仮 設 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237
第20節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・237

第２章　突　　堤
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238

第５節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
第６節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第７節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第９節　本体工（鋼矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第10節　本体工（コンクリート矢板式）　・・・・・・・・・・・・・・・・239
第11節　本体工（鋼杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第12節　本体工（コンクリート杭式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第13節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第14節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
第15節　消 波 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第16節　陸上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第17節　土　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第18節　舗 装 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第19節　維持補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第20節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第21節　仮 設 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第22節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240

第３章　離 岸 堤、潜 堤・人工リーフ
第１節　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第２節　適用すべき諸基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第３節　海上地盤改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第４節　基 礎 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第５節　本体工（ケーソン式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第６節　本体工（ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第７節　本体工（場所打式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）　・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第９節　被覆・根固工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第10節　上 部 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第11節　消 波 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第12節　構造物撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第13節　仮 設 工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第14節　雑　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242

第４章　水門及び樋門、陸閘
第１節　適　　用 ・・・

第１編　共 通 編

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１－１－１　適　　用

１．漁港漁場関係工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、漁港、漁場及び漁港海岸の工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２．受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査要領」（以下「監督要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・既済部分検査等）にあたっては、予算決算及び会計令（令和４年６月改正政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の３及び４に基づくものであることを認識しなければならない。

３．契約書に添付されている**図面**、**特記仕様書**（工事数量総括表を含む）、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

４．SI単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。なお、SI単位と非SI単位が併記されている場合は(　)内を非SI単位とする。

１－１－２　用語の定義

１．**「契約図書」**とは、契約書及び**設計図書**を総称していう。

２．**「設計図書」**とは、契約書第１条第１項に規定された別冊の**図面**、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は**特記仕様書**の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ**設計図書**に含まれるものとする。

３．**「図面」**とは、入札に際して発注者が契約書に添付した設計図等をいう。**図面**には、当該工事現場の場所、工事目的物の形状及び寸法、工事材料の規格等が定められている。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受

注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した**図面**を含むものとする。

4.**「仕様書」**とは、共通仕様書及び**特記仕様書**を総称していう。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。

5.**「共通仕様書」**とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

6.**「特記仕様書」**とは、共通仕様書を補足し、当該工事について、工事名、工事概要、工事場所、工期、管理用基準、適用する共通仕様書、制約条件、工種及びその設計数量、技術的要求、施工内容等を定めた図書をいう。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面及び受注者が**提出**し監督職員が**承諾**した書面は、**特記仕様書**に含まれるものとする。

7.**「現場説明書」**とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該工事の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。

8.**「質問回答書」**とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。

9.**「工事数量総括表」**とは、**特記仕様書**の一部として、工事施工に関する工種、数量及び規格を示した書類をいう。

10.**「入札説明書」**とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。

11.**「監督職員」**とは、契約書第９条第１項に基づき発注者が選任しその官職及び氏名を受注者に**通知**した者をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員を総称していう。

12.**「総括監督員」**とは、「監督要領」に定める監督総括業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で重要なものの処理、関連工事の調整で重要なものの処理、並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の契約担当官等（会計法第29条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。）に対する**報告**等を行うとともに、主任現場監督員及び現場監督員の指揮並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

13.**「主任現場監督員」**とは、「監督要領」に定める現場監督総括業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、工事の施工のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等（簡易なものを除く）の**承諾**、工程の管理、**施工状況検査**、**立会**、工事材料の試験若しくは検査（他のも

のに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の総括監督員に対する**報告**を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。

14.**「現場監督員」**とは、**「監督要領」**に定める一般監督業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事の施工のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等で軽易なものの**承諾**、工程の管理、**施工状況検査**、**立会**、工事材料の試験若しくは検査（重要なものは除く。）並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の主任現場監督員に対する**報告**を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

15.**「検査職員」**とは、契約書第32条第２項の規定に基づき工事検査を行うため、発注者が選任した者をいう。

16.**「現場技術員」**とは監督職員の補助業務を行うため、発注者が選任した者をいう。

ただし、現場技術員は工事請負契約書第9条に規定する監督職員では無く、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否を行う権限は有しない

17.**「提出」**とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

18.**「提示」**とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる事項について、書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

19.**「報告」**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。

20.**「通知」**とは、発注者又は監督職員と受注者の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。

21.**「指示」**とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面で示し、実施させることをいう。

22.**「協議」**とは、契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者が書面により契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

23.**「承諾」**とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面で同意することをいう。

24.**「確認」**とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場又は関係資料により､その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
25.**「請求」**とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
26.**「立会」**とは、契約図書に示された項目について、監督職員又は現場技術員が現場に臨場し、内容を**確認**することをいう。
27.**「施工状況検査」**とは、契約書第９条第２項第３号の「工事の施工状況の検査」をいい、監督職員が、**設計図書**の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者を臨場させ、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の**確認**をすることをいう。
28.**「材料検査」**とは、契約書第９条第２項第３号の「工事材料の試験若しくは検査」をいい、監督職員が、**設計図書**の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者を臨場させ、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験又は検査を行うことをいう。
29.**「工事検査」**とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づき給付の完了の**確認**を行うことをいう。
30.**「書面」**とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。別に様式の定めがある場合は、それによるものとする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えなければならない。
31.**「同等以上の品質」**とは、**特記仕様書**で指定する品質又は**特記仕様書**に指定がない場合､監督職員が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質又は、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
32.**「工期」**とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
33.**「工事着手日」**とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。
34.**「工事」**とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
35.**「本体工事」**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
36.**「仮設工事」**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

37.**「現場」**とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
38.**「修補」**とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。
39.**「JIS」**とは、日本産業規格をいう。
40.**「SI」**とは、国際単位系をいう。
41.**「ISO」**とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
42.**「現場発生品」**とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

１－１－３　設計図書の照査等

１．受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

２．受注者は、施工前及び施工途中に、自らの負担により契約書第18条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

３．受注者は、この契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

１－１－４　請負代金内訳書及び工程表の提出

受注者は、契約書第３条に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に**提出**しなければならない。

１－１－５　施工計画書

１．受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

（１）工事概要
（２）計画工程表
（３）現場組織表
（４）主要船舶機械
（５）主要資材
（６）施工方法
（７）施工管理
（８）安全管理
（９）緊急時の体制及び対応
（10）環境対策（施工環境監理に関する事を含む）
（11）現場作業環境の整備
（12）再生資源の活用の促進と建設副産物の適正処理方法
（13）その他

２．受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合および、他**提出**書類で変更内容が把握出来る事項については、**提出**不要とする。

３．受注者は、施工計画書を**提出**した際、監督職員から**指示**された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を、**指示**された時までに**提出**しなければならない。

１－１－６　工事実績情報（工事実績データ）の作成・登録

１．受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をコリンズから監督職員宛に送信し、作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝休日を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

２．受注者は、「登録のための**確認**のお願い」及び「登録内容**確認**書」につ

いては以下のとおり対応する。

（１）受注者は、「登録のための**確認**のお願い」を作成し確定（仮登録）を行う。

（２）登録内容**確認**システムから発注者宛に事前**確認**のお願いメールが送付される。

（３）発注者は、登録内容**確認**システム上で登録内容の**確認**結果を入力する。

（４）「登録内容**確認**書」については登録内容**確認**システムから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

１－１－７　監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約書第９条第２項に規定した事項とする。

２．監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合、受注者は、その**指示**等に従うものとし、後日、書面により監督職員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

１－１－８　工事用地等の使用

１．受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。

２．受注者は、**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。

この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）等をいう。

３．受注者は、自らの都合により工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

４．受注者は、本条第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

５．発注者は、受注者が本条第１項に規定した工事用地等の復旧の義務を履行しない場合、受注者の費用負担で発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとす

る。この場合、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6．受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１－１－９　工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。

１－１－10　工事の下請負

受注者は、契約書第６条に基づき当該工事を下請負に付する場合、下請負者の工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整しなければならない。また、下請負者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）工事の一般競争（指名競争）参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないこと

（２）当該下請負工事の施工能力を有すること

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約の締結に努めなければならない。

１－１－11　施工体制台帳の作成

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、建設業法施行規則第14条の２に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－12　施工体系図の作成

受注者は、建設業法施行規則第14条の６に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に**提出**しなければならない。なお、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－13　技術者の確認

受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）、施工環境監理者及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事

現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、図１－１を標準とする。

また、初回打ち合わせ（**協議**）時に、監理技術者又は主任技術者に係る現場代理人等通知書に添付された資格を証する書類の原本を持参し、監督職員の**確認**を受けること。契約後、監理技術者又は主任技術者の変更申請があった場合は、速やかに監督職員に変更後の監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類の原本を提示し**確認**を受けること。

〔注１〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
〔注２〕所属会社の社印とする。

図１－１　名札の標準図

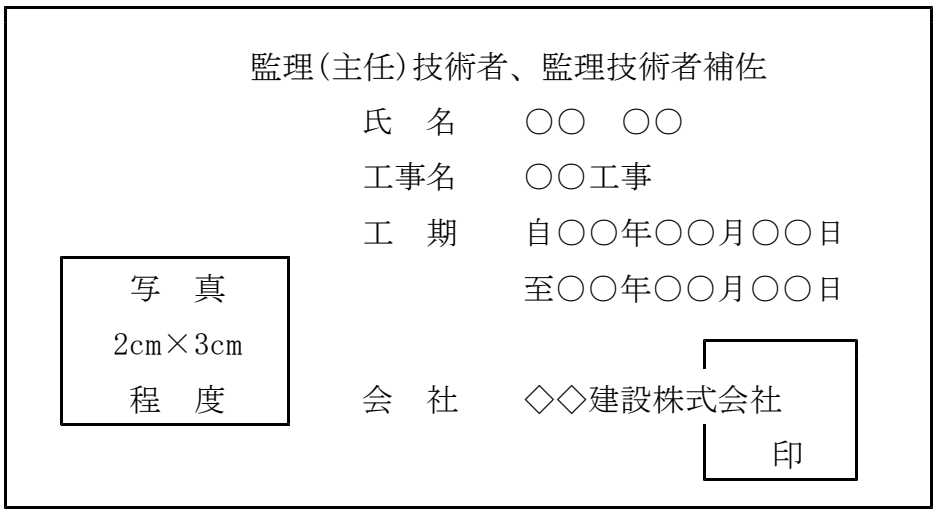

１－１－14　受注者相互の協力

受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－15　調査・試験等

１．一般事項

（１）受注者は、工事現場で独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

（２）発注者は、工事現場で自ら又は発注者が指定する第三者が調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に受注者に**通知**するものとする。この

場合、受注者は、発注者が行う調査・試験等に協力しなければならない。

２．低入札価格調査

受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

（１）受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（２）受注者は、施工計画書の**提出**に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。

３．公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

４．施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

５．新技術情報活用システム（NETIS）

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。

（１）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システム）にて入力・登録しなければならない。

ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

（２）受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

１－１－16　工事の一時中止

１．発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合、受注者に対して**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、第１編１－１－39臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（１）契約書第16条に規定する工事用地等が確保されない場合

（２）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

（３）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

（４）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

２．発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

３．発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要が生じた場合は、受注者と**協議**を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

４．受注者は、前３項により施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

１－１－17　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

１－１－18　工期変更

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**するものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。受注者は、工期変更協議の対象であると**確認**された場合、**確認**された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第２項に定める**協議**開始の日までに工期延長申請書を発注者に**提出**しなければならない。

１－１－19　支給材料及び貸与物件

１．受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２．受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

３．受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に支給材料精算書を監督職員に**提出**しなければならない。

４．受注者は、契約書第15条第１項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に**提出**しなければならない。

５．契約書第15条第１項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。

６．受注者は、契約書第15条第９項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。

7．受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

8．受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

9．支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－１－20　現場発生品

1．受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

2．受注者は、本条第１項以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては､現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

3．受注者は、本条第１、２項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

１－１－21　工事材料の品質

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担で整備、保管し、監督職員から請求があった場合、遅滞なく**提出**しなければならない。また、受注者は、検査時にその資料を**提出**しなければならない。

なお、**設計図書**で事前に監督職員の検査（**確認**を含む。）を受けるものと記載された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明書等の資料を監督職員に**提出**し、検査（**確認**を含む。）を受けなければならない。

１－１－22　監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会

1．受注者は、**設計図書**の規定に従い、監督職員の**材料検査**、**施工状況検査**及び**立会**を受ける場合、日時、場所、内容等の必要事項について１－１－27履行報告に定める週間工程表に記載し、事前に監督職員に**提出**すること。

2．監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、**立会**又は資料の**提出**を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。

3．**施工状況検査**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（1）受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、監督職員による**施工状況検査**を受けなければ

ならない。

（２）受注者は、**設計図書**に定める監督職員の**施工状況検査**に必要な測量、出来形算出及び品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。

（３）監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の**確認**を行うものとする。監督職員が行う**施工状況検査**には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。

（４）監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を書類**確認**とすることができる。この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。

４．監督職員による検査及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査及び**立会**を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は、受注者が負担しなければならない。

５．監督職員による検査及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

６．受注者は、契約書第９条第２項第３号、第13条第２項又は第14条第１項若しくは同条第２項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、**材料検査**に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

１－１－23　工事完成図書

工事完成時に**提出**する成果品を工事完成図書として**提出**しなければならない。

１．工事完成図

受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に**提出**しなければならない。ただし、各種ブロック製作については工事完成図の作成・**提出**は要しない。また、工事目的物によっては監督職員の**承諾**を得て工事完成図の作成・**提出**を省略できるものとする。

２．電子納品

（１）受注者は、工事写真、工事完成図書を「漁場工事完成図書の電子納品要領（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成するものとする。

（２）電子媒体の**提出**時はCD-R、DVD-R またはBD-R を2部**提出**しなければならない。

３．地質調査の電子成果品等

受注者は、**設計図書**において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（水産庁漁港漁場部）の第３編土質調査業務　第１章土質調査業務　第１節土質調査　１－１－１２成果に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

１－１－24　工事完成検査

１．受注者は、契約書第32条の規定に基づき工事完成検査を受ける場合、工事完成通知書を発注者に**提出**しなければならない。

２．受注者は、工事完成通知書を発注者に**提出**する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（１）**設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（２）契約書第17条第１項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（３）**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

（４）契約変更を行う必要が生じた工事は、最終変更契約を発注者と締結していること。

３．発注者は、工事検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

４．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

（２）工事管理状況の書類、記録、写真等

（３）休日確保の履行状況

５．検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

６．検査職員が、修補の**指示**を出した場合、修補の完了の**確認**は監督職員が行うものとする。

７．検査職員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契

約書第32条第２項の規定に基づき検査の結果を受注者へ**通知**するものとする。

８．本条第６項により修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完了の**確認**の日までの期間は、契約書第32条第２項に規定する期間に含めないものとする。

９．受注者は、当該工事完成検査については、第１編１－１－22、４．の規定を準用するものとする。

１－１－25　既済部分検査等

１．既済部分検査

（１）受注者は、契約書第38条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第32条１～３項の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「既済部分に係る出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。

（２）発注者は、既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

（３）既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等

③ 休日確保の履行状況

（４）受注者は、当該既済部分検査については、第１編１－１－22、４．の規定を準用するものとする。

２．指定部分検査

（１）受注者は、契約書第39条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合は、契約書第32条の規定を準用する。

（２）受注者は、契約書第39条の規定に基づき「指定部分完成検査」を受ける場合は、第１編１－１－24工事完成検査を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えるものとする。

３．中間前払い

受注者は、契約書第35条３項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を発注者に**提出**し、内容の**確認**を受けなければならない。

１－１－26　部分使用

１．発注者は、受注者の**承諾**を得て部分使用できるものとする。

２．受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けなければならない。

１－１－27　履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行報告書もしくは履行状況を記した週間工程表を監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－28　工事関係者に対する措置請求

１．発注者は、現場代理人が当該工事の運営・取締り及び工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１．発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者)、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１－１－29　休日確保の対応

受注者は、休日確保に取り組み、その実施内容を監督職員に**報告**しなければならない。なお、休日確保は、月単位で４週８休以上の現場閉所を確保し実施に努めなければならない。

１－１－30　文化財の保護

１．受注者は、工事施工中、文化財の保護に努めなければならない。

２．受注者は、工事施工中に文化財を発見した場合、直ちにその保全に必要な範囲の工事を中止しなければならない。また、受注者は、監督職員にその旨を**通知**し、その**指示**に従わなければならない。

３．工事施工中、発見された文化財の発見者としての権利は、発注者が保有するものとする。

１－１－31　諸法令、諸条例の遵守

１．受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。また、諸法令、諸条例の適用及びその運用は自らの負担で行うものとする。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

（１）会計法　（昭和22年法律第　35号）

（２）建設業法　（昭和24年法律第 100号）

（３）下請代金支払遅延等防止法　（昭和31年法律第 120号）
（４）労働基準法　（昭和22年法律第　49号）
（５）労働安全衛生法　（昭和47年法律第　57号）
（６）作業環境測定法　（昭和50年法律第　28号）
（７）じん肺法　（昭和35年法律第　30号）
（８）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（昭和51年法律第　33号）
（９）出入国管理及び難民認定法　（昭和26年法律第 319号）
(10) 国際航行船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律
（平成16年法律第　31号）
(11) 道路法　（昭和27年法律第 180号）
(12) 道路交通法　（昭和35年法律第 105号）
(13) 道路運送法　（昭和26年法律第 183号）
(14) 道路運送車両法　（昭和26年法律第 185号）
(15) 砂防法　（明治30年法律第　29号）
(16) 地すべり等防止法　（昭和33年法律第　30号）
(17) 河川法　（昭和39年法律第 167号）
(18) 海岸法　（昭和31年法律第 101号）
(19) 港湾法　（昭和25年法律第 218号）
(20) 港則法　（昭和23年法律第 174号）
(21) 水路業務法　（昭和25年法律第 102号）
(22) 漁港漁場整備法　（昭和25年法律第 137号）
(23) 下水道法　（昭和33年法律第　79号）
(24) 航空法　（昭和27年法律第 231号）
(25) 公有水面埋立法　（大正10年法律第　57号）
(26) 軌道法　（大正10年法律第　76号）
(27) 森林法　（昭和26年法律第 249号）
(28) 環境基本法　（平成５年法律第　91号）
(29) 火薬類取締法　（昭和25年法律第 149号）
(30) 大気汚染防止法　（昭和43年法律第　97号）
(31) 騒音規制法　（昭和43年法律第　98号）
(32) 水質汚濁防止法　（昭和45年法律第 138号）
(33) 湖沼水質保全特別措置法　（昭和59年法律第　61号）
(34) 振動規制法　（昭和51年法律第　64号）
(35) 廃棄物処理及び清掃に関する法律　（昭和45年法律第 137号）
(36) 資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成３年法律第　48号）

(37) 文化財保護法　(昭和25年法律第 214号)
(38) 砂利採取法　(昭和43年法律第　74号)
(39) 電気事業法　(昭和39年法律第 170号)
(40) 消防法　(昭和23年法律第 186号)
(41) 測量法　(昭和24年法律第 188号)
(42) 建築基準法　(昭和25年法律第 201号)
(43) 海上交通安全法　(昭和47年法律第 115号)
(44) 海上衝突予防法　(昭和52年法律第　62号)
(45) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律　(昭和45年法律第 136号)
(46) 船員法　(昭和22年法律第 100号)
(47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法　(昭和26年法律第 149号)
(48) 船舶安全法　(昭和８年法律第　11号)
(49) 自然環境保全法　(昭和47年法律第　85号)
(50) 自然公園法　(昭和32年法律第 161号)
(51) 雇用保険法　(昭和49年法律第 116号)
(52) 労働者災害補償保険法　(昭和22年法律第　50号)
(53) 健康保険法　(昭和11年法律第　70号)
(54) 中小企業退職金共済法　(昭和34年法律第 160号)
(55) 都市公園法　(昭和31年法律第　79号)
(56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成12年法律第 100号)
(57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成12年法律第 104号)
(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成12年法律第 127号)
(59) 土壌汚染対策法　(平成14年法律第　53号)
(60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　(平成17年法律第 18号)
(61) 航路標識法　(昭和24年法律第 99号)
(62) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号)
(63)漁業法　(昭和24年法律267号)
(64)技術士法　(昭和58年法律25号)
(65)計量法　(平成 4年法律51号)
(66)空港法　(昭和34年法律80号)
(67)厚生年金保険法　(昭和29年法律115号)
(68)最低賃金法　(昭和34年法律137号)

(69)職業安定法　（昭和22年法律141号）
(70)所得税法　（昭和40年法律33号）
(71)水産資源保護法　（昭和26年法律313号）
(72)船員保険法　（昭和14年法律73号）
(73)特許法　（昭和34年法律121号）
(74)電波法　（昭和25年法律131号）
(75)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（昭和42年法律131号）
(76)労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（昭和44年法律84号）
(77)毒物及び劇物取締法　（昭和25年法律303号）
(78)警備業法　（昭和47年法律117号）
(79)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成15年法律 58号）
(80)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（平成18年法律 91号）
(81)都市計画法　（昭和43年法律100号）
(82)著作権法　（昭和45年法律 48号）
(83)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律　（令和 4年法律 37号）

２．受注者は、諸法令、諸条例を遵守するものとし、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

３．受注者は、当該工事の計画、**図面**、仕様書及び契約そのものが本条第１項の諸法令、諸条例に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に**通知**し、その**確認**を請求しなければならない。

１－１－32　官公庁等への手続き等

１．受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

２．受注者は、工事の施工に関係する諸法令、諸条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で工事の施工に支障のないように手続きを行わなければならない。なお、受注者は、手続きに先立ちその届出書類等の写しを事前に監督職員に**提出**するものとし、許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場

合、監督職員に**通知**し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。

１－１－33　第三者への説明等

１．受注者は、工事施工中に地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。

２．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

３．受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任で行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前**通知**のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

４．受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。

５．受注者は、本条第１～３項の交渉等の内容を、後日、紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておき、その状況を随時監督職員に**通知**し、**指示**があればそれに従わなければならない。

１－１－34　施工時期及び施工時間の変更

１．受注者は、**特記仕様書**に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と**協議**しなければならない。

２．受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に１－１－27履行報告に定める週間工程表に理由を付して監督職員に**提出**し、この**提出**をもって**承諾**を得たとみなす。

１－１－35　工事の測量

１．受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で**設計図書**に示された、又は監督職員の**指示**する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しなければならない。なお、測量結果が**設計図書**に示されている数値と相違する場合、その旨を監督職員に**通知**し、その**指示**を受けなければならない。

２．受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**通知**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

２．水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。
４．当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の**確認**結果を添えて使用申請を監督職員に**提出**し**承諾**を得なければならない。

１－１－36　提出書類

受注者は、**提出**書類を工事請負契約及び本共通仕様書等で定める様式に基づき、監督職員等に**提出**するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の**指示**する様式によるものとする。また、これによらない場合は、１－１－27履行報告に定める週間工程表を除いて、あらかじめ監督職員等と**協議**するものとする。

１－１－37　損　　害

１．受注者は、契約書第28条、第29条及び第30条に規定する損害が発生した場合には、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生**通知**書により発注者に**通知**しなければならない。
２．契約書第30条第１項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となる観測データは、公共機関又は公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
（１）波浪、高潮に起因する場合
　波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
（２）強風に起因する場合
　最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
（３）降雨に起因する場合
　次のいずれかに該当する場合とする。
　① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上
　② １時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上
　③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上
（４）河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
（５）地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合
　周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
３．契約書第30条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠

ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

１－１－38　工事目的物の著作権

１．工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができるものとする。

２．受注者は、業務遂行により発明又は考案したときには、書面により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

１－１－39　保険の付保及び事故の補償

１．受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

２．受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

３．受注者は、樹木又は地被植物（芝類・笹類）を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。ただし、移植工事、根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事は除くものとする。

４．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

５．受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

６．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

７．受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

１－１－40　臨機の措置

１．受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**通知**しなければならない。
２．監督職員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

１－１－41　木材利用

受注者は、**設計図書**に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進等に留意しなければならない。また、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、重点的に調達を推進すべき環境物品等として定められている間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性が証明された木材の使用を積極的に推進するものとする。

１－１－42　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置等

１．受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
２．１．により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に**報告**しなければならない。
３．１．及び２．の行為を怠ったことが**確認**された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
４．暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

１－１－43　情報管理体制

１．受注者は、本工事で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を**提出**し、再度発注者の同

意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

（確保すべき履行体制）

・本工事で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該工事の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

・本工事で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する施工体制を有していること。

・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本工事で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。

２．本工事で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

２．工事施工完了後における本工事で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の**指示**に従うこと。

１－１－44　クイックレスポンス

監督職員及び現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等は「クイックレスポンス」に努める。

クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを**確認**し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。

１－１－45　汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法

汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。

①再利用品の場合

イ）引張試験による強度評価の場合

・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの

・提出資料：全カーテン枚数の１割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表

・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。

ロ）使用履歴による強度評価の場合

・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの

・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）

・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9 （一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。

ハ）使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合

・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの

・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書

・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。

②未使用品の場合

・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの

・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）

１－１－46　石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第２節　施工管理

１－２－１　適　用

１．受注者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう施工管理を行わなければならない。

２．監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及

び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

（１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合
（２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合
（３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
（４）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

１－２－２　現場管理

１．受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

２．受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に**提出**しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について（平成6年4月20日付け建設経済局長、道路局長通達)」に従うものとする。

３．受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年３月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成28年８月30日付け国総環リ第６号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月改正法律第41号)」（以下「オフロード法」という。）に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難

い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

機　　械	備　　考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルトーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式銅管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

4．受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

5．受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を**設計図書**で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

6．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

また、工事完成後は、受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を速やかに撤去し現場を清掃しなければならない。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の**指示**に従い存置し、検査終了後、速やかに撤去するものとする。

7．受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、1-1-27履行報告に定める週間工程表に機種及び搬入・搬出予定日を記載しなければならない。

8．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**通知**し､その対応方法等に関して**協議**するものとする。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

9．受注者は、作業員の労働条件、労働衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

10．受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

11．受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令（令和３年７月改正政令第198号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47号の２に基づく通行許可、または道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを**確認**しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和４年１月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和４年４月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両について

① 施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載

② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）

なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。

③ 通行許可証の写し

④ 車両通行記録針（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とする。

表１－１　一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量	総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
	軸重	10.0t
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
	軸荷重	5.0t
最小回転半径		12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

12. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を**提出**しなければならない。

13. 受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

１－２－３　主任技術者（監理技術者）

受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。なお、主任技術者（監理技術者）が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。

（１）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、

主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

（２）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後方付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。

（３）受注者の責によらない理由により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途**指示**する。

（４）工場製作を含む工事のうち、工場製作のみ行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

１－２－４　施工環境監理者

受注者は**設計図書**の定めにより、「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領（平成15年２月12日付け14水港第2845号）」に基づき施工環境監理者を配置するものとする。

１－２－５　工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督職員から要求があった場合は、実施工程表を**提出**しなければならない。

１－２－６　品質管理

１．工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は、設計図書及び「漁港漁場関係工事品質管理基準」の定めによらなければならない。

２．受注者は、品質に異常値が想定される場合、品質**確認**に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督職員は、品質に疑いのある場合、品質**確認**に必要な試験等を**指示**することができるものとする。なお、それらに要する費用については受注者の負担とするものとする。

３．受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事品質管理基準」に定める管理基準により難い場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。

４．受注者は、工事に使用する材料の品質管理を**設計図書**及び「漁港漁場関係工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監

督職員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難い場合は、事前に監督職員の**承諾**を得た様式によることができるものとする。

１－２－７　出来形管理

１．工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は、**設計図書**及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。

２．受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に定める施工管理により難い場合、事前に監督職員の承諾を得て、工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法を変更することができるものとする。

３．受注者は、工事目的物等の出来形管理を**設計図書**及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難い場合は、事前に監督職員の**承諾**を得た様式によるものとする。

４．工事目的物の出来形が**設計図書**及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。

１－２－８　写真管理

１．工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真（電子媒体によるものを含む）に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、**設計図書**及び「漁港漁場関係工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な１サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

２．受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事写真管理基準」に定める施工管理により難い場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等を変更できるものとする。

３．受注者は、施工状況等の写真管理を**設計図書**及び「漁港漁場関係工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、電子媒体を**提出**する場合は、原則としてCD-ROM又はDVD-Rにより**提出**しなければならない。記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）をそれぞれ原則とし、これ以外に

よる場合には監督職員の**承諾**を得なければならない。

４．受注者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。

５．受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品及び工事中の安全管理に関する**確認**のための写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。

６．受注者は、工事中に被災した場合、被災状況の**確認**のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。

７．写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の**確認**ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影するものとする。

８．写真には、必要に応じ、工事名、工種、測点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を記入した小黒板を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。（有効画素数100～300万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

９．監督職員に**提出**する写真は、「電子化写真データの作成要領（案）」により整理しなければならない。アルバムの大きさはＡ４判程度とし、表紙には施工年度、工事名、受注者名を記入しなければならない。

写真は、施工順序に従って「漁港漁場関係工事写真管理基準」に示す撮影基準ごとに各１枚を張付け、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

10．施工状況等の写真については、ビデオ等の活用が出来るものとする。

11．デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の小黒板情報電子化の推進について」（令和３年1月19日付け国港技第66号）に基づき実施しなければならない。

１－２－９　環境保全

１．受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階の各々で検討・実施しなければならない。

２．受注者は工事の施工にあたって、工事現場及び周辺海域の自然環境、及

び水生生物の生息環境及び生態、更に水産動植物の生育環境や生態、漁業の実態などを把握し、それらに影響しないよう施工方法を検討するとともに、漁場環境の創造・保全に資する効率的な施工方法の検討を行い実施しなければならない。

3．受注者は、工事施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に**通知**しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の**承諾**を得て、又は監督職員の**指示**に基づき環境の保全に努めなければならない。

4．監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

5．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。

6．受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

7．受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第６条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するよう努めなければならない。

なお、その調達実績の集計結果を監督職員に**提出**するものとする。

また、特定調達品目を使用するに際して必要となる**設計図書**の変更については、監督職員と**協議**するものとする。

１－２－10　建設副産物

1．受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあっては、監督職員

と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2．受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに、監督職員に提示しなければならない。

3．受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年５月30日改正）」、「再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年10月25日）（港湾局建設課長通達、平成3年12月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（国土交通事務次官通達、平成18年６月12日）」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長通達、平成18年６月12日）（大臣官房公共事業調査室長通達、平成18年６月12日）」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

　また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5．受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

　また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7．受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない

8．受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規

制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき**確認**しなければならない。また、**確認**結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

９．受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「６．再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「８．再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った**確認**結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて**通知**しなければならない。

10．受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを**確認**するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを**提出**しなければならない。

１－２－11　創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に**提出**することができる。

１－２－12　測量・調査

当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の**確認**結果を添えて使用申請を監督職員に**提出**し**承諾**を得なければならない。

第３節　安全管理

１－３－１　適　　用

１．受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和６年３月５日）」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。

２．受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

３．受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
４．受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
５．受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、受注者は、路面を汚損したり、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。
６．受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
７．受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
８．受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに電話等にて連絡をし、**指示**を受け、その後書面による**通知**をしなければならない。
９．受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。
10．受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に電話等にて状況を連絡し、その後書面による**通知**をしなければならない。
11．受注者は、足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省　平成27年５月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省　平成21年４月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
12．受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に**確認**し、関

係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

１－３－２　異常現象等への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

（１）天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

（２）作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。

（３）異常個所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

１－３－３　安全教育及び安全訓練等の実施

１．受注者は、工事施工中、現場に即した安全教育及び安全訓練等を工事着手後、作業員全員の参加により、毎月４時間以上の時間を割り当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。

（１）安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育

（２）工事内容の周知徹底

（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

（４）工事における災害対策訓練

（５）工事現場で予想される事故対策

（６）その他、安全教育及び安全訓練等としての必要な事項

２．受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

１－３－４　工事現場における連絡体制等

受注者は、複数の工事が相互に関連する建設現場では、各工事を安全かつ円滑に実施するため、監督職員及び他の受注者間との安全施工に関する緊密な情報交換を行わなければならない。また、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

１－３－５　火薬類の使用及び火災の防止

１．受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、

関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督職員に**提出**しなければならない。

２．受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を**提出**しなければならない。

３．受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

４．受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

５．受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに、周辺の整理整頓に努めなければならない。

１－３－６　事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に**通知**するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に**提出**しなければならない。

１－３－７　鮫等に対する安全対策

鮫等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と**協議**し、適切な対策を講じなければならない。

第２章　材　　料

第１節　適　　用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書（以下「外国産資材品質審査証明書」という。）あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。

ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まってない建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を提出しなければならない。ただし、JISマーク表示認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。

第２節　工事材料の品質及び検査

１．受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

２．契約書第13条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。

３．受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試

験を省略できる。

４．受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

５．受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

６．受注者は、第１節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

第３節　土

２－３－１　一般事項

１．工事に使用する材料の種類、品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、設計図書に採取場所の指定がない場合、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第４節　石 材 等

２－４－１　一般事項

工事に使用する砂及び砕石は､異物の混入のないものでなければならない。

２－４－２　砂

１．敷砂、改良杭及び置換に使用する砂は、「図２－１使用砂の粒径加積曲線」 に示す範囲で、透水性の良いものでなければならない。なお、シルト含有量は、設計図書の定めによるものとする。

図２－１　使用砂の粒径加積曲線

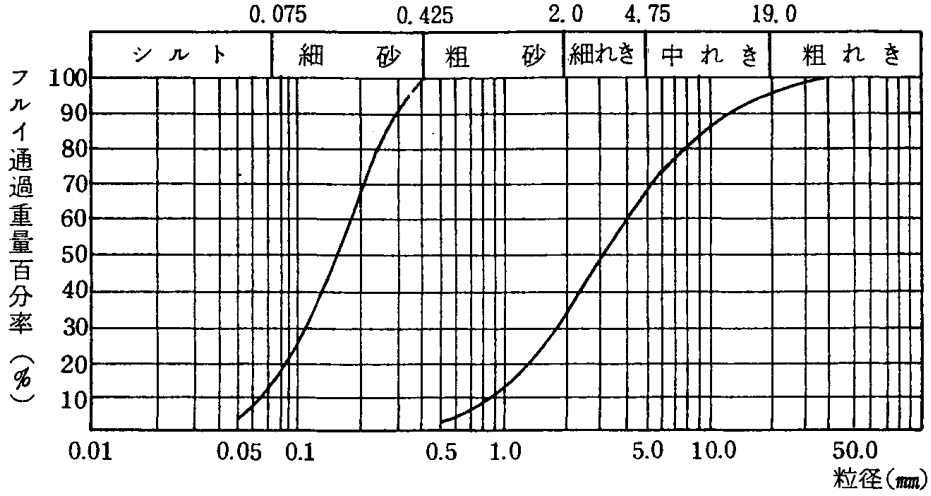

２．本条第１項以外の工事で使用する砂の品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

３．受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２－４－３　砂利、砕石

１．工事に使用する砂利、砕石の品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２－４－４　石

１．工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。

２．石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

３．石の比重及び質量は、設計図書の定めによるものとする。

４．受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第５節　骨　　材

２－５－１　一般事項

道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS A 5001　「道路用砕石」

JIS A 5308　「レディーミクストコンクリート 附属書A レディーミクストコンクリート用骨材」

JIS A 5005　「コンクリート用砕石及び砕砂」
JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材)」
JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材)」
JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材)」
JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材)」
JIS A 5015　「道路用鉄鋼スラグ」
JIS A 5021　「コンクリート用再生骨材H」
JIS A 5011-5「コンクリート用スラグ骨材（石炭ガス化スラグ骨材)」

２－５－２　セメントコンクリート用骨材

１．粗骨材の最大寸法は、設計図書の定めによるものとする。
２．細骨材及び粗骨材の粒度分布は、「表２－１細骨材及び粗骨材の粒度の範囲」によらなければならない。

表２－１　細骨材及び粗骨材の粒度の範囲

骨材の種類			ふるいを通るものの質量百分率　%												
			ふるいの呼び寸法 mm												
			50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
砂利	最大寸法 mm	40	100	95～100			35～70		10～30	0～5					
		25			100	95～100		30～70		0～10	0～5				
		20				100	90～100		20～55	0～10	0～5				
砂									100	90～100	80～100	50～90	25～65	10～35	2～10

注１）高炉スラグ粗骨材は、ふるいの呼び寸法 2.5㎜は適用しない。
注２）砕砂及び高炉スラグ砕砂は、ふるいの呼び寸法 0.15㎜は、ふるいを通るものの質量百分率を２～15%とすることができる。

表２－２　砂利及び砂の品質

品　　質　　項　　目		砂　　利	砂
粘土塊量	%	0.25以下	1.0 以下
微粒分量試験で失われる量	%	1.0 以下	3.0 以下
有機不純物		―	標準色液の色よりも濃くないこと
塩化物量	%	―	0.04以下

（１）「表２－２砂利及び砂の品質」の表中、微粒分量試験で失われる量（砂 3.0%以下）は、コンクリートの表面がすりへり作用を受けない場合は、5.0%以下とすることができる。また、石炭、亜炭等で比重 1.95の液体に浮くもの（砂、0.5%以下）は、コンクリートの外観が特に重要でない場合、5.0%以下とすることができる。

（２）「表２－２砂利及び砂の品質」の表中、粘土塊の試験に用いる材料は、「JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法」による骨材の微粒分量試験の試験後に、ふるいに残存したものから採取しなければならない。

（３）「表２－２砂利及び砂の品質」の表中、塩化物量は絶乾質量に対し、NaCl換算した値である。

（４）JIS A 5005及びJIS A 5011-1、JIS A 5011-2、JIS A 5011-3及びJIS A 5011-4の中で、細骨材として砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグを使用する場合、微粒分量試験で失われる量の限度はそれぞれ次によることができる。

舗装版及びコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合：5.0%
その他の場合：7.0%

（５）JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ粗骨材」（Ｌ、Ｎ）のうち、Ｌが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が21Ｎ/mm２未満」の場合に限る。

３．細骨材に海砂を使用する場合は、第１編２－17－１一般事項に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するように水洗いしなければならない。

４．化学的・物理的に不安定な骨材は、使用してはならない。ただし、やむを得ずこれを使用する場合、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

５．骨材の試験方法は、「表２－３骨材の試験方法」によらなければならない。

表２－３　骨材の試験方法

試　験　項　目	試　験　方　法
粒　　度	JIS A 1102
比　重　及　び　吸　水　量	細骨材は、JIS A 1109 粗骨材は、JIS A 1110
粘　土　塊　含　有　量	JIS A 1137
微粒分量試験で失われる量	JIS A 1103
有　機　不　純　物　の　量	JIS A 1105
安　定　性　（耐　久　性）	JIS A 1122
海　砂　の　塩　分　含　有　量	JIS A 5308　付属書 JIS A 5002
す　り　へ　り　減　量	JIS A 1121
骨材のアルカリシリカ反応性試験 （　化　学　法　）	JIS A 1145
骨材のアルカリシリカ反応性試験 （モルタルバー法）	JIS A 1146

２－５－３　路 盤 材

１．下層路盤（粒状路盤）及び上層路盤（粒度調整路盤）に使用する材料は、次によらなければならない。

（１）下層路盤材料の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。また、最大粒径は、設計図書に定めのない場合 50mm以下とすることができる。

（２）上層路盤材料の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。また、最大粒径は、設計図書に定めのない場合 40mm以下とすることができる。

（３）上層路盤の粒度調整路盤材料は、「表２－４粒度調整路盤材料の粒度分布」に示す範囲でなければならない。

（４）砕石及び切込砕石は、「JIS A 5001 道路用砕石」に適合しなければならない。

（５）スラグは、「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合しなければならない。

表２－４粒度調整路盤材料の粒度分布

ふるい目の開き	ふるいを通るものの質量百分率（%）		
	最大25㎜の場合	最大30㎜の場合	最大40㎜の場合
53　㎜	－	－	100
37.5 ㎜	－	100	95～100
31.5 ㎜	100	95～100	－
26.5 ㎜	95～100	－	－
19　㎜	－	60～90	60～90
13.2 ㎜	55～85	－	－
4.75㎜	30～65	30～65	30～65
2.36㎜	20～50	20～50	20～50
425 μm	10～30	10～30	10～30
75 μm	2～10	2～10	2～10

２．受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

２－５－４　アスファルトコンクリート用骨材

１．工事に使用する骨材の種類及び最大粒径は、設計図書の定めによるものとする。

２．骨材の粒度分布は、「表２－５骨材の粒度分布」に示す範囲でなければならない。

表２－５骨材の粒度分布

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物 (20)	②密粒度アスファルト混合物 (20)	②密粒度アスファルト混合物 (13)	③細粒度アスファルト混合物 (13)	④密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	⑤密粒度アスファルト混合物 (20F)	⑤密粒度アスファルト混合物 (13F)	⑥細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑦細粒度アスファルト混合物 (13F)	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑨開粒度アスファルト混合物 (13)
仕上り厚（㎝）		４～６	４～６	３～５	３～５	３～５	４～６	３～５	３～５	３～４	３～５	３～４
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
通過質量百分率 %	26.5 ㎜	100	100				100					
	19　㎜	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100
	13.2 ㎜	70 ～90	75～ 90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100
	4.75 ㎜	35 ～55	45～ 65	55～70	65～80	35～55	52～72		60～80	75～90	45～65	23～45
	2.36 ㎜	20 ～35	35 ～50		50～65	30～45	40～60		45～65	65～80	30～45	15～30
	600 μm	11 ～23	18 ～30		25～40	20～40	25～45		40～60	40～65	25～40	8～20
	300 μm	5 ～16	10 ～21		12～27	15～30	16～33		20～45	20～45	20～40	4～15
	150 μm	4 ～12	6 ～16		8～20	5～15	8～21		10～25	15～30	10～25	4～10
	75 μm	2 ～7	4 ～ 8		4～10	4～10	6～11		8～13	8～15	8～12	2～7

３．粗骨材及び細骨材は、十分な硬度及び耐久性を有し、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んではならない。

４．スクリーニングスは、「JIS A 5001 道路用砕石」に適合しなければならない。

５．受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

２－５－５　フィラー

１．フィラーは、石灰岩、火成岩等を粉砕したもので、十分乾燥し、固まりもなく200℃に熱しても変質しないものでなければならない。なお、石灰石のフィラーを使用する場合は、「JIS A 5008 舗装用石灰石粉」に適合しなければならない。

２．フィラーの粒度は、「表２－６フィラーの粒度分布」に示す値でなければならない。

３．フィラーに含まれる水分は、１％以下とする。

４．フィラーの比重は、2.6以上とする。

表２－６フィラーの粒度分布

	ふるい目（μm）	ふるい通過質量百分率（%）
粒度	600	100
	150	90以上
	75	70以上

２－５－６　安定処理路盤材

セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤に使用する材料は、設計図書の定めによるものとする。

第６節　木　　材

２－６－１　一般事項

１．工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものでなければならない。

第７節　鋼　　材

２－７－１　一般事項

１．工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものでなければならない。

２．受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともにシート等で腐食対策をしなければならない。

２－７－２　鋼矢板及び鋼杭

１．鋼矢板及び鋼杭は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS A 5523「溶接用熱間圧延鋼矢板」
JIS A 5525「鋼管ぐい」
JIS A 5526「H形鋼ぐい」
JIS A 5528「熱間圧延鋼矢板」
JIS A 5530「鋼管矢板」

2．鋼矢板及び鋼杭の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－７－３　鋼板及び形鋼等

鋼板及び形鋼は、以下の規格に適合しなければならない。
JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」
JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」
JIS G 3193「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」
JIS G 3194「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」

２－７－４　棒　　鋼

1．工事に使用する鉄筋の種類、材質及び形状寸法は設計図書の定めによるものとする。

2．普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。
JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」
JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」
JIS G 3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」
JIS G 3191
「熱間圧延棒鋼及びバーインコイルの形状，寸法，質量及びその許容差」

２－７－５　控　工

1．腹 起 し

（1）腹起し（付属品を含む。）の材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

（2）鋼板及び形鋼は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材」に適合しなければならない。

2．タイロッド

（1）タイロッドの材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督職員に提出しなければならない。

（2）高張力鋼は、「表２－７高張力鋼の機械的性質」に適合しなければならない。

（3）高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材の3及び4」

に適合しなければならない。

（４）タイロッドの製造方法は、アプセット方法によらなければならない。

（５）タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上でなければならない。

表２－７高張力鋼の機械的性質

種　　類	降伏点応力N/mm^2	引張強度 N/mm^2	伸び　%
高張力鋼 490	325以上	490以上	22以上
〃　590	390以上	590以上	21以上
〃　690	440以上	690以上	19以上
〃　740	540以上	740以上	17以上

注）応力度は特性値を示す

３．タイワイヤー

（１）タイワイヤーの材質、形状寸法及び引張強度は、設計図書の定めによるものとする。

（２）受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（３）タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502 ピアノ線材」又は「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合しなければならない。

（４）タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536 PC鋼線及びPC鋼より線」又は「JIS G 3521 硬鋼線」に適合しなければならない。

（５）本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。

（６）定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。

（７）定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。

（８）定着具は、ナット締めでなければならない。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。

（９）受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督職員に提出しなければならない。

(10) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上でなければならない。

４．支保材の種類及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－７－６　コンクリート舗装用鋼材

１．ダウエルバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235)」又は「JIS G 3101　一般構造用圧延鋼材（SS400)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．タイバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

３．チェアーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235, SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼(SRR235, SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

４．クロスバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼（SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

５．鉄網は、「JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

第８節　セメント及び混和材料

２－８－１　セメント

１．工事に使用するセメントの種類は、設計図書の定めによるものとする。

２．セメントは、次の規格に適合しなければならない。

JIS R 5210「ポルトランドセメント」
JIS R 5211「高炉セメント」
JIS R 5212「シリカセメント」
JIS R 5213「フライアッシュセメント」
JIS R 5214「エコセメント」

２－８－２　混和材料

１．工事に使用する混和材料の種類は、設計図書の定めによるものとする。

２．混和材のフライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。

３．混和材の高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。

４．混和材のコンクリート用膨張材は、「JIS A 6202 コンクリート用膨張材」に適合しなければならない。

５．混和剤のAE剤、減水剤、AE減水剤及び高性能AE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合しなければならない。
６．混和材料は、貯蔵中に分離、変質したものを使用してはならない。

２－８－３　コンクリート用水

１．コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含んではならない。
２．海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用してはならない。ただし、やむを得ず無筋コンクリートの練混ぜ水として使用する場合は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第９節　セメントコンクリート製品

２－９－１　一般事項

１．セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
２．セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl^-）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は0.30kg/m^{3}以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
３．受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたってアルカリ骨材反応抑制対策の適用を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。
４．セメントコンクリート製品は次の規格に適合しなければならない。

JIS A 5361
「プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則」
JIS A 5364「プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則」
JIS A 5365「プレキャストコンクリート製品－検査方法通則」
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」
JIS A 5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」
JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」

第10節　瀝青材料

２－10－１　舗装用アスファルト材

１．舗装用石油アスファルトは、「JIS K 2207 石油アスファルト」に規定するストレートアスファルトに適合しなければならない。なお、アスファ

ルトの針入度及び使用量の範囲は設計図書の定めによるものとする。

２．受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

２－10－２　プライムコート及びタックコート

プライムコート及びタックコートに使用する石油アスファルト乳剤は、「JIS K 2208 石油アスファルト乳剤」に適合するもので、プライムコートは PK-3、タックコートは PK-4とし、使用量は設計図書の定めによるものとする。

第11節　芝・樹木等

２－11－１　一般事項

１．土壌は育成に適したものとし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。

２．肥料の種類及び配合は、設計図書の定めによるものとする。

３．土壌改良剤、養生剤は、設計図書の定めによるものとする。

２－11－２　芝及び種子

１．芝は、土付生芝とし、雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものでなければならない。

２．使用する芝の種類は、設計図書の定めによるものとする。

３．種子の種類、品質及び配合は、設計図書の定めによるものとする。

２－11－３　植 木 等

１．樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとしなければならない。なお、受注者は、樹木は移植又は根回しを行った細根の多い栽培品としなければならない。

２．樹木の種類、樹高、根張り幅、幹周り及び株立本数は、設計図書の定めによるものとする。

３．つる性植物及び竹類は、設計図書の定めによるものとする。

４．支柱、その他の材料の種類及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

第12節　目地材料

２－12－１　目 地 材

工事に使用する目地材の材質及び形状は、設計図書の定めによるものとする。

２－12－２　コンクリート舗装用目地材

１．目地板は、次によらなければならない。

（１）目地板は、コンクリート版の膨張収縮によく追従するものでなければならない。
（２）目地板の種類及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
２．注入目地材は、加熱注入式高弾性タイプでコンクリート版の膨張収縮時の追従性、コンクリートとの付着性、不水溶性、不透水性、不流動性、耐衝撃性及び耐久性の優れたものとしなければならない。

第13節　防食材料

２－13－１　アルミニウム合金陽極

１．電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。
２．防食電流密度及び耐用年数は、設計図書の定めによるものとする。
３．陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs 飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督職員に提出しなければならない。

２－13－２　防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。

２－13－３　被覆防食材料

１．被覆防食の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。
２．モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。
（１）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。
（２）モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。
（３）スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。
（４）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。
① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。
② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
（５）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督職員の承諾を得なければならない。

第14節　防 舷 材・滑り材

２－14－１　ゴム防舷材

１．防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。

（１）ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。

（２）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。

（３）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。

２．取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。

３．ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。

（１）ゴムの物理的性質は、「表２－８ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表２－８ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。

（２）物理試験は、「表２－８ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方（デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方（静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。

硬さ試験(JIS K 6253-3)	デュロメータ硬さ試験(タイプＡ)
老化試験(JIS K 6257)	促進老化試験（ＡＡ－２）
	試験温度　：70±１℃
	試験時間　：96 $^{+0}_{-2}$ 時間
耐オゾン試験(JIS K 6259-1)	オゾン濃度：50±5pphm
	試験温度　：40±2℃
	試験時間　：72時間
	伸　　度　：20±2%伸長

表２－８　ゴムの物理的性質

試験項目		基準値	試験規格
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
	伸び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
	硬さ	加熱前値の＋8を超えないこと	JIS K 6253-3
耐ｵｿﾞﾝ性	静的ｵｿﾞﾝ劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	JIS K 6259-1

４．ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書（ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書）等を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

５．防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－14－２　滑り材

１．滑り材の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。

第15節　係船柱・係船環

２－15－１係 船 柱

１．係船柱及び付属品の材質は、「表２－９－１係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。

２．頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表２－９－１　係船柱及び付属品の材質

名称	材質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並３級、4T
平座金	JIS B 1256　並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400　又は JIS G 5101 SC450

２－15－２　係 船 環

１．係船環の材質は、「表２－９－２係船環の材質」の規格に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものでなければならない。

２．リング部の溶接部はフラッシュバット溶接等とし、溶接部周辺をバレル研磨するものとする。

表２－９－２　係船環の材質

名　　称	材　　質
係　船　環	SUS 304又は SUS 316

第16節　車止め・縁金物

２－16－１　車止め・縁金物

１．車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。

２．鋼　　製

（１）車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表２－10 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。

（２）コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。

（３）塗料について、新設の場合は、第１編５－17－４ 車止・縁金物工、第１編 ５－23－２維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

表２－10　車止め及び付属品の材質規格

名　　称	規　　格
車　止　め	JIS G 3193　鋼板
ア ン グ ル	JIS G 3192　等辺山形鋼
基礎ボルト	JIS B 1178　J形
六角ナット	JIS B 1181　並3、7H 、4T

３．そ の 他

鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。

第17節　マ ッ ト

２－17－１　アスファルトマット

１．マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。

２．吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。

３．受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２－17－２　繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。

２－17－３　合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

２－17－４　ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

第18節　コンクリート

２－18－１　一般事項

１．受注者は、コンクリートの使用にあたって、「アルカリ骨材反応抑制対策について(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年７月31日)」及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境･技術課長通達、平成14年７月31日」を遵守し、アルカリ骨材反応の適合を確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。

２．受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

（１）コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl^-）の総量で表すものとする。

（２）練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m^{3}以下とする。

２－18－２　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートの種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。
２．受注者は、コンクリートの製造に先立ち、配合計画書を監督職員に提出しなければならない。

２－18－３　コンクリートミキサー船

１．コンクリートの品質又は配合の指定事項は、設計図書の定めによるものとする。
２．受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
３．受注者は、試験練りの実施について、監督職員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を監督職員に提出しなければならない。

２－18－４　現場練りコンクリート

１．コンクリートは、規定の強度、耐久性、水密性及び鋼材を保護する性能等を持ち、品質のばらつきの少ないものでなければならない。
２．コンクリートの品質又は配合の指定事項は、設計図書の定めによるものとする。
３．受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
４．受注者は、試験練りの実施について、監督職員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を監督職員に提出しなければならない。

２－18－５　暑中コンクリート

１．コンクリートの種類及び品質は、第１編２－18－２ レディーミクストコンクリート、第１編２－18－３ コンクリートミキサー船及び第１編２－17－４ 現場練りコンクリートの規定によるものとする。
２．コンクリートに使用する各材料の貯蔵温度は、できるだけ低くなるようにしなければならない。
３．減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形を標準とする。ただし、受注者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
４．遅延剤及び流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE-D101によるものとし､遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。
５．受注者は、所要の強度及びワーカビリティーが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくしなければならない。

２－18－６　寒中コンクリート

１．コンクリートの種類及び品質は、第１編２－18－２ レディーミクストコンクリート、第１編２－18－３ コンクリートミキサー船及び第１編２－18－４ 現場練りコンクリートの規定によるものとする。

２．受注者は、骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用してはならない。

３．受注者は、材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱しなければならない。骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法でなければならない。

４．受注者は、高性能減水剤、高性能AE減水剤、防凍・耐寒剤などの特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

５．受注者は、寒中コンクリートに、AEコンクリートを使用しなければならない。

６．受注者は、初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティーが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をしなければならない。

２－18－７　水中コンクリート

１．コンクリートの種類及び品質は、第１編２－18－２ レディーミクストコンクリート、第１編２－18－３ コンクリートミキサー船及び第１編２－18－４ 現場練りコンクリートの規定によるものとする。

２－17－８　袋詰コンクリート

１．コンクリートの種類及び品質は、第１編２－18－２ レディーミクストコンクリート、第１編２－18－３ コンクリートミキサー船及び第１編２－18－４ 現場練りコンクリートの規定によるものとする。

２．使用する袋の材質及び大きさは設計図書の定めによるものとする。

３．受注者は、有害物の付着した袋を使用してはならない。

２－18－９　水中不分離性コンクリート

１．水中不分離性混和剤は、土木学会規準「コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格」（以下「品質規格」という。）に適合しなければならない。

なお、受注者は、「品質規格」以外の混和剤を使用する場合、混和剤が「品質規格」の許容値を満足する品質であることを確認し、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

２．混 和 剤

（１）減水剤及びＡＥ減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」

に適合、かつ、水中不分離性混和剤と併用してコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。

（２）高性能減水剤は、土木学会規準「コンクリート用流動化剤品質基準」に適合し、かつ、水中不分離性混和剤と併用してもコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。

（３）受注者は、（１）及び（２）以外の混和剤を使用する場合、混和剤の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

３．混 和 材

（１）フライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。

（２）高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。

（３）受注者は、（１）及び（２）以外の混和材を使用する場合、混和材の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

４．設計基準強度、スランプフロー及び粗骨材の最大寸法は、設計図書の定めによるものとする。

５．受注者は、コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定め、監督職員の承諾を得なければならない。

６．受注者は、設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定めなければならない。

７．試験練り

（１）受注者は、施工に先立ち工事で使用する材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施しなければならない。

（２）受注者は、試験練りで次の項目を測定しなければならない。

① 練上り状態
② スランプフロー
③ 空 気 量
④ コンクリート温度
⑤ 圧縮強度及び水中気中強度比

２－18－10　プレパックドコンクリート

１．注入モルタルは、規定の流動性を有し、材料の分離が少なく、かつ、規定の強度、耐久性及び水密性及び鋼材を保護する性能を有するコンクリー

トが得られるものでなければならない。

２．細骨材の粒度分布は、「表２－11 細骨材の粒度の規定」によるものとし、粗粒率は、1.4～ 2.2の範囲とする。

表２－11　細骨材の粒度の規定

ふるいの呼び寸法（㎜）	ふるいを通るものの質量百分率（％）
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～ 80
0.3	20～ 50
0.15	5～ 30

３．細骨材の粗粒率が、注入モルタルの配合を定めた場合の粗粒率に比べて 0.1以上の変化を生じた場合は、配合を変えなければならない。

４．粗骨材の最小寸法は 15㎜とし、最大寸法は、設計図書の定めによるものとする。

５．注入モルタルの示方配合は、設計図書の定めによるものとする。

６．受注者は、事前に現場配合書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２－18－11　コンクリート舗装

１．コンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。

２．コンクリートの品質は、設計図書に定めのない場合、次によるものとする。

（１）粗骨材の最大寸法は、40㎜とする。

（２）スランプは、2.5㎝又は沈下度 30秒とする。ただし、受注者は、やむを得ず手仕上げ又は簡易な機械による施工を行う場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得てスランプ 6.5㎝を使用できる。

（３）空気量は、4.5％とする。

第19節　アスファルトコンクリート

２－19－１　アスファルト舗装

１．エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物は、「表２－12 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値」に示す基準値に適合しなければならない。なお、突固め回数75回の欄は、設計荷重のタイヤ接地圧が 0.7MPa以上､若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する。

表２－12　マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値

用　　途	表　層　用		基　層　用	
マーシャル安定試験 突　固　め　回　数	50回	75回	50回	75回
マーシャル安定度（kN） フ ロ ー 値　(1/100㎝) 空　隙　率　　(%) 飽　和　度　　(%)	4.90 以上 20～40 3～5 75～85	8.80 以上 20～40 2～5 75～85	4.90 以上 15～40 3～6 65～80	8.80 以上 15～40 3～6 65～85

２．道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル試験に対する基準値は、設計図書の定めによるものとする。

３．受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

ただし、これまでの実績(過去１年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

また、アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルトを使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。この場合、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する配合設計、試験成績表の提出は省略できる。

４．受注者は、舗設に先立ち、本条第３項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表２－12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。

ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を監督職員が承諾した場合は、試験練りを省略することができる。

５．加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の１～２日間の混合物から、午前、午後、各々３個の供試体を作成し、次式

により求めた供試体の密度の平均値とする。なお、受注者は、基準密度の決定について、監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合は、事前に監督職員の承諾を得て、基準密度の試験を省略することができる。

$$\text{密度}(g/cm^3) = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量}(g)}{\text{供試体の表乾質量}(g) - \text{供試体の水中質量}(g)} \times \text{常温の水の密度}\ (g/cm^3)$$

第20節　組立魚礁部材

２－20－１　コンクリート部材

１．コンクリート部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．使用するコンクリート部材は、第１編第２章第９節セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

２－20－２　鋼製部材

１．鋼製部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．使用する鋼製部材は、第１編２－７－１一般事項及び２－７－３鋼板及び形鋼等の規定によるものとする。

３．溶接部は、第１編２－21－７溶接材の規定によるものとする。

表２－13　ＦＲＰ成型材料の材質及び検査

種　類	材　　質	検　　査
ガラス繊維	JIS R 3412 ガラスロービング	JIS R 3420 ガラス繊維一般試験方法
樹　脂	JIS K 6919 繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂	JIS K 6901 液状不飽和ポリエステル樹脂試験方法
着色剤		JIS K 5600 塗料一般試験方法

２－20－３　ＦＲＰ部材

１．ＦＲＰ部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．ＦＲＰ成型材料は、「表２－13ＦＲＰ成形材料の材質及び検査」に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

２－19－４　その他の部材

その他の部材の種類、材質及び形状等は、設計図書の定めによるものとする。

第21節　そ の 他

２－21－１　ペーパードレーン

１．ドレーン用ペーパー、プラスチックボード等のドレーン材の品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２．受注者は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２－21－２　路 盤 紙

路盤紙の品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－21－３　防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、設計図書の定めによるものとする。

２－21－４　区画線及び道路標示

１．トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面標示用塗料」に適合しなければならない。ガラスビーズは「JIS R 3301 路面標示塗料用ガラスビーズ」に適合しなければならない。

２．使用する塗料の種類及び使用量は、設計図書の定めによるものとする。

２－21－５　道路標識

１．標識板は、次によらなければならない。

（１）アルミニウムの標識板は、「JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に適合しなければならない。

（２）合成樹脂の標識板の品質は、設計図書の定めによるものとする。

２．支柱は、次によらなければならない。

（１）使用する材料の種類は、設計図書の定めによるものとする。

（２）鋼管は、「JIS G 3444 一般構造用炭素鋼管」に適合し、溶融亜鉛めっきを施したうえに耐候性及び密着性の良好な塗料を塗布したものでなければならない。

３．取付金具及び補強材は、次によらなければならない。

（１）アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材」に適合しなければならない。

（２）鋼材は、表面に十分防錆処理を施さなければならない。

４．標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 再帰性反射材」に適合しなけ

ればならない。

２－21－６　防 護 柵

１．材料は、「表２－14 防護柵の規格」の規格に適合し、形式は設計図書の定めによるものとする。

２．塗装仕上げをする防護柵の材料は、次によらなければならない。

（１）鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルを除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっき法により亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。なお、この場合、めっき面に燐酸塩処理等の下地処理を行わなければならない。

（２）亜鉛の付着量は、「JIS G 3302　溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の275ｇ/ｍ^{2}以上でなければならない。

（３）仕上げ塗装は、熱硬化性アクリル樹脂塗料とする。また、塗膜厚は最小 20μｍでなければならない。

（４）ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し 300ｇ/ｍ^{2}以上でなければならない。

（５）支柱の亜鉛めっき及び仕上げ塗装は、（１）、（２）及び（３）を適用しなければならない。ただし、埋め込み部分は、亜鉛めっき後、黒ワニス又はこれと同等以上のものを使用して内外面とも塗装を行わなければならない。

（６）塗装仕上げをする場合のボルト、ナット、索端金具及び継手は、（１）、（２）及び（３）を適用し、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

３．塗装仕上げを行わない防護柵の材料は、次によらなければならない。

（１）鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施したものを使用しなければならない。

（２）亜鉛の付着量は、ビーム、ブラケット及び支柱の場合、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき２種（HDZ55)」の 550ｇ/ｍ^2（片面の付着量)以上とし、その他部材(ケーブルは除く。)の場合は、同じく２種(HDZ35)の 350ｇ/ｍ^2（片面の付着量）以上でなければならない。

（３）板厚が 3.0㎜以下のビーム等は、塗装しなければならない。

（４）ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し 300ｇ/ｍ^{2}以上でなければならない。

表２－14　防護柵の規格

形式 / 部材	ガードレール	ガードケーブル	ガードパイプ
ビ　ー　ム	JIS G 3101 JIS G 3454		
ケ ー ブ ル		JIS G 3525 ケーブルの径は18㎜ 構造は３×７G/0 と する。なお、ケーブル１本 当りの破断強度は160kＮ以 上とする。	
パ　イ　プ			JIS G 3444 STK400
支　　柱	JIS G 3444 JIS G 3466	JIS G 3444 STK400	 JIS G 3444
ブラケット	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400
継　　手			JIS G 3101 SS400 JIS G 3444 STK400
索 端 金 具		ソケットはケーブルと調整 ネジを取付けた状態でケ ーブルの１本当りの破断強度 以上の強さを持つものとす る。	
ボ　ル　ト ナ　ッ　ト	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト （ネジの呼びM20）は4. 6とし、ビーム継手用及 び取付用ボルト（ネジの 呼びM16）は6.8とする。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト （ネジの呼びM12）及びケ ーブル取付用ボルト（ネジ の呼びM10）は4.6とする。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト （ネジの呼びM16）は4.6 とし、継手用ボルト（ネ ジの呼びM16、M14）は6. 8とする。

２－21－７　溶 接 材

溶接材料は、「JIS Z 3211　軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。

また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法又はJIS Z 2343-1,2,3,4,5,6　浸透探傷試験―浸透探傷試験（第１部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類、第２部：浸透探傷剤の試験、第３部：対比試験片、第４部：装置、第５部：５０℃を超える温度での浸透探傷試験、第６部：１０℃より低い温度での浸透探傷試験）又はJIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法、ゲージ測定等により確認する

ものとし、試験成績表（検査証明書）を監督職員に提出するものとする。
なお、品質規格及び測定頻度は、特記仕様書の記載によるものとする。

２－21－８　ガス切断材

切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101　酸素」及び「JIS K 1902　溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない。

２－21－９　汚濁防止膜

１．受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督職員に資料を提出し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従わなけらばならない。

２．受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第３章　共通仮設

第１節　適　　用

１．本章は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料の規定によるものとする。

第２節　汚濁防止膜工

３－２－１　一般事項

本節は、汚濁防止膜工として水質汚濁防止膜の設置・管理・撤去について定めるものとする。

３－２－２　水質汚濁防止膜

１．受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。

２．受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督職員に通知しなければならない。

３．受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。

４．受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。

５．受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。

第４章　無筋・鉄筋コンクリート

第１節　適　　用

１．本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

土木学会コンクリート標準示方書【施工編】
土木学会コンクリート標準示方書【設計編】
土木学会コンクリート標準示方書【維持管理編】
土木学会コンクリート標準示方書【規準編】
注）制定された最新のものを使用すること。

土木学会基準および関連基準
土木学会　鉄筋定着・継手指針【2007年版】

第３節　レディーミクストコンクリート

４－３－１　一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」を適用する。

４－３－２　工場の選定

１．受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和４年６月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に

実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第３、４項の規定によるものとする。

２．受注者は、JISマーク表示認証工場で製造された「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

３．受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。

４．受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第１編４－５－３材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。

５．受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第４節　コンクリートミキサー船

４－４－１　一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」を準用する

ものとする。

４－４－２　コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

第５節　現場練りコンクリート

４－５－１　一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

４－５－２　材料の貯蔵

１．受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

２．受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

３．受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

４－５－３　材料の計量及び練混ぜ

１．計量装置

（１）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員の承諾を得なければならない。

（２）受注者は、工事開始前及び工事中、定期的に各材料の計量装置を点検し、調整しなければならない。

２．材料の計量

（１）計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111　細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125　骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

（２）受注者は、第１編２－17－４現場練りコンクリートで定めた示方配合

を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に通知しなければならない。

（３）計量誤差は、１回計量分に対し、「表４－１計量の許容誤差」の値以下とする。

表４－１計量の許容誤差

材 料 の 種 類	許容誤差（%）
水	1
セ メ ン ト	1
骨 材	3
混 和 材	2※
混 和 剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１(%)以内

（４）連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表４－１計量の許容誤差」の値以下とする。

なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。

（５）材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

３．練 混 ぜ

（１）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。

（２）受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 1119　ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

（３）受注者は、「JIS A 8603-1　コンクリートミキサ（用語及び仕様項目）」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。

（４）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。なお、試験を行わない場合、受注者は、施工に先立ち練混ぜ時間について、監督職員の承諾を得なければならない。

（５）練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の３倍以内で、行わなければならない。

（６）受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に

新たに材料を投入しなければならない。

（7）受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。

（8）ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。

（9）受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。

(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。

第６節　運搬打設工

４－６－１　一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

４－６－２　準　備

１．受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。

２．受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。

３．受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。

４－６－３　運　搬

１．受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。

２．受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。

４－６－４　打　設

１．受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5時間、25℃以下の場合で２時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。

２．受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。

３．受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規準「コンクリートのポンプ施工指針」により施工しなければならない。
４．受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
５．受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。
６．受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
７．受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。
８．受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。
９．受注者は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の１層の高さを定めなければならない。
10．受注者は、型枠が高い場合、材料の分離を防ぎ、上部の鉄筋及び型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、次のいずれかの方法により打設しなければならない。
（１）型枠に投入口を設ける
（２）縦シュートを使用する
（３）ポンプ配管の吐出口を打設面まで下げる。
この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは 1.5m以下とする。なお、困難な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て打設高さを 1.5m以上とすることができる。
11．受注者は、型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固めなければならない。
12．受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。
13．受注者は、コンクリートの打設中、表面にブリーディング水が生じた場

合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設しなければならない。

14．受注者は、コンクリートを２層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは、下層のコンクリートが固まり始めるまでに打設しなければならない。

４－６－５　締 固 め

１．受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。

２．受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。

３．受注者は、コンクリートを２層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10㎝程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。

４－６－６　沈下ひびわれに対する処置

１．受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。

２．受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消さなければならない。

４－６－７　打 継 目

１．打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにしなければならない。やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置して、これを補強しなければならない。

２．受注者は、硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし十分吸水させ打設しなければならない。打継処理材を用いる場合は、

設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、監督職員が指示した場合は、コンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタル等でコンクリートの表面を処理しなければならない。なお、受注者は、打設前に型枠を強固に締め直さなければならない。

３．目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。

４－６－８　表面仕上げ

受注者は、型枠に接しない仕上げ面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を取り除いた後でなければ仕上げてはならない。仕上げには、木ごて、金ごて等を用いなければならない。また、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いなければならない。

４－６－９　養　　生

１．受注者は、コンクリート打設後一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないよう、養生しなければならない。

２．受注者は、コンクリートの露出面を養生マット、布等をぬらしたもので、これを覆うか又は散水、湛水を行い湿潤状態を保たなければならない。

３．受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の承諾を得なければならない。

第７節　暑中コンクリート

４－７－１　一般事項

本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。また、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬打設工の規定によるものとする。

４－７－２　施　　工

１．受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

２．受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。

３．打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。

４．受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。

５．受注者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。
６．受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければならない。

４－７－３　養　　生

１．受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。
２．受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の承諾を得なければならない。

第８節　寒中コンクリート

４－８－１　一般事項

本節は、日平均気温が４℃以下になる場合のコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬打設工の規定によるものとする。

４－８－２　施　　工

１．打設時のコンクリートの温度は、５～20℃としなければならない。
２．受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入順序を定めなければならない。
３．受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
４．受注者は、凍害を受けたコンクリートは除去しなければならない。
５．受注者は、打設されたコンクリートの露出面を寒気に長時間さらしてはならない。

４－８－３　養　　生

１．受注者は、打設後、コンクリートの硬化に必要な温度及び湿度を保つように養生しなければならない。
２．受注者は、打設後、凍結しないようコンクリートを十分に保護し、特に風を防がなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されてい

る場合は、それに従わなければならない。
3．受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
4．受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の承諾を得なければならない。

第９節　コンクリートの品質管理

４－９－１　一般事項

1．本節は、コンクリートの品質管理に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2．受注者は、コンクリートのスランプ、空気量、コンクリート温度、圧縮強度及び塩化物含有量の管理を荷下し地点で採取したコンクリートで行わなければならない。なお、これにより難い場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

４－９－２　試験方法

1．受注者は、荷下し地点にてフレッシュコンクリートを試料採取しなければならない。その方法は、「JIS A 1115　フレッシュコンクリートの試料採取方法」によるものとする。
2．受注者は、スランプ試験を次により行うものとする。
（1）試験方法は、「JIS A 1101　コンクリートのスランプ試験方法」によるものとする。
（2）試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。
（3）試験結果の規定値に対する許容範囲は、「表４－２スランプの許容範囲」に示すとおりとする。

表４－２スランプの許容範囲

スランプの区分	許容範囲
３cm未満	± 1　cm
３cm以上８cm未満	± 1.5cm
８cm以上18cm以下	± 2.5cm
18cmを超えるもの	± 1.5cm

3．受注者は、空気量試験を次により行うものとする。
（1）試験方法は、「JIS A 1116　フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）」「JIS A 1118　フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）」

又は 「JIS A 1128　フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧力方法」のいずれかによらなければならない。

（２）試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。

（３）試験結果の規定値に対する許容範囲は、±1.5%とする。

４．受注者は、コンクリート温度測定を次により行わなければならない。

（１）コンクリート打設時のコンクリート温度は、５℃以上 35℃以下とする。

（２）試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。

５．受注者は、圧縮強度試験を次により行うものとする。

（１）圧縮強度試験は、材令 28日の供試体で行うものとする。なお、やむを得ず材令 28日により難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、その他の材令で圧縮強度試験を行うことができるものとする。

（２）試験方法は、「JIS A 1132　コンクリートの強度試験用供試体の作り方」及び「JIS A 1108　コンクリートの圧縮強度試験方法」によるものとする。

（３）１回の試験結果は、同一試料で作った３個の供試体の平均値で表さなければならない。

（４）試験頻度は、１日に１回とし、１日の打設量が 150m^{3}を超える場合１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく 100m^{3}ごとに１回とすることができる。

（５）試験結果は、次の規定を満足しなければならない。

① １回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の 85%以上とする。

② ３回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上とする。

６．コンクリート中の塩化物含有量の限度は、次のとおりとする。

（１）コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。

（２）練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m^{3}以下とする。

（３）無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は、全塩化物イオン量の制限はしないものとする。

７．受注者は、塩化物含有量試験を次により行うものとする。

（１）試験方法は、「JIS A 1144　フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」又は監督職員の承諾を得て、その他の方法により行うことができる。

（２）試験は、第１回コンクリート打設前及び使用材料変更後１回目打設前に、生コンクリート製造場所又は荷下し場所で行うものとする。

８．受注者は、コンクリート単位水量測定を次により行うものとする。

（１）１日の使用量が100m^{3}以上の場合、単位水量の測定を実施しなければならない。

（２）測定方法は、送付資料「レディースミクストコンクリート単位水量測定要領（案)」によるものとする。

第10節　鉄 筋 工

４－10－１　一般事項

１．本節は、コンクリートに使用する鉄筋の加工及び組立てに関する一般的事項を取り扱うものとする。

２．受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また、配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているか照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければならない。

４－10－２　貯　　蔵

受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

４－10－３　加　　工

１．受注者は、鉄筋の材質を害さない方法で図面に示された形状及び寸法に加工するものとする。

２．受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

３．受注者は、図面に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」【設計編】第13章鉄筋に関する構造細目の規定によらなければならない。

４．受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

４－10－４　組 立 て

１．受注者は、組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコ

ンクリートとの付着を害するものは、除去しなければならない。

２．受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

３．受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8㎜以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。

４．受注者は、設計で定める鉄筋かぶり厚を確保しなければならない。また、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置する場合、スペーサは本体コンクリートと同等以上の品質のモルタル又はコンクリート製スペーサによるものとし、鉄筋と型枠の間隔を正しく保たなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

５．受注者は、組み立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去しなければならない。

６．受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24時間以上経過した後に行わなければならない。

４－10－５　継　　手

１．受注者は、図面に示されていない継手を設ける場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

２．受注者は、鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径 0.8㎜以上の焼なまし鉄線により２か所以上緊結しなければならない。なお、設計図書の定めのある場合は、それに従うものとする。

３．受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。

第11節　型枠及び支保工

４－11－１　一般事項

本節は、コンクリートの打設に必要な型枠及び支保工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

４－11－２　構　　造

１．受注者は、型枠及び支保工をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。

２．受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

４－11－３　組 立 て

１．受注者は、型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てなければならない。なお、型枠を取り外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残してはならない。

２．受注者は、型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに代わる表面処理等を行わなければならない。

４－11－４　取 外 し

１．受注者は、型枠及び支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

第12節　水中コンクリート

４－12－１　一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート、第６節運搬打設工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４－12－２　施　　工

１．受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/ｓ以下でなければ打設してはならない。

２．受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないような工夫をしなければならない。

３．受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。

4．受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。

5．受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6．受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。

7．コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない。

8．ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式)

（1）受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。

（2）受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。

（3）打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。

（4）受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。

（5）受注者は、１本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。

（6）受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。

9．トレミー打設

（1）トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。

（2）受注者は、１本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。

10．コンクリートポンプ打設

（１）コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。

（２）打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。

11．受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

４－12－３　品質管理

品質管理は、設計図書の定めによるものとする。

第13節　袋詰コンクリート

４－13－１　一般事項

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章12節水中コンクリートの規定によるものとする。

４－13－２　施　　工

１．受注者は、袋の容量の２/３程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。

２．受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、１袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。

第14節　水中不分離性コンクリート

４－14－１　一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４－14－２　材料の貯蔵

材料の貯蔵は、第１編４－５－２材料の貯蔵の規定によるものとする。

４－14－３　コンクリートの製造

１．受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コ

ンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。

２．計量装置は、第１編４－５－３、１．計量装置の規定によるものとする。

３．材料の計量

（１）受注者は、各材料を１バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。

（２）計量誤差は、１バッチ計量分に対し、「表４－３計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。

表４－３ 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)

材 料 の 種 類	許容誤差（%）
水	1
セ メ ン ト	1
骨 材	3
混 和 材	2※
水中不分離性混和剤	3
混 和 剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１(%)以内

４．練 混 ぜ

（１）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、「JIS A 5308　レディーミクストコンクリート」に準じるものとする。

（２）受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。

（３）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

① 混和剤の添加方法・時期

② アジテータトラック１車輌の運搬量

③ コンクリート品質の試験確認

（４）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。

（５）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。

５．ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理

（１）受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。

（２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。

４－14－４　運搬打設

１．準　備

（１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。

（２）受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び１回の打上り高さを定めなければならない。

２．運　搬

受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。

３．打　設

（１）受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確認しなければならない。

（２）受注者は、コンクリートをコンクリートポンプ又はトレミーを用いて打ち込まなければならない。

（３）受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。

（４）受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。

（５）受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。

（６）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm以下で打ち込まなければならない。

（７）受注者は、水中流動距離を５ｍ以下としなければならない。

（８）受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確認しなければならない。

４．打 継 ぎ

（１）受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。

（２）受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。

５．コンクリート表面の保護

受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失又はコンクリート

が洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

４－14－５　品質管理

１．受注者は、次に示す「試験方法」及び「コンクリートの試験」により、水中不分離性コンクリートの品質管理を行わなければならない。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第９節コンクリートの品質管理の規定によるものとする。

２．試験方法

（１）受注者は、スランプフローの試験を、土木学会規準「コンクリートのスランプフロー試験方法（案)」により行うものとし、スランプコーンを引き上げてから５分後のコンクリートの広がりの測定値をスランプフローとしなければならない。

（２）受注者は、圧縮強度試験を、「JIS A 1108　コンクリートの圧縮強度試験方法」により行うものとし、圧縮強度試験用の供試体を、土木学会規準「水中不分離性コンクリートの圧縮強度試験用水中作成供試体の作り方（案)」により作成しなければならない。

（３）受注者は、設計図書に定めのある場合、懸濁物質試験を行うものとする。

３．コンクリートの試験

（１）受注者は、施工に先立ち設計図書に示す各材料の試験及びコンクリートの試験を行い、機械及び設備の性能を確認しなければならない。

（２）工事中及び工事終了後のコンクリートの試験内容は、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、型枠取外し時期を、施工時に近い状態で作成し養生した供試体を用いた圧縮強度試験結果に基づき定めなければならない。

（４）フレッシュコンクリートのスランプフロー及び空気量の許容差は、「表４－４　スランプフロー・空気量の許容差」以下とする。

表４－４　スランプフロー・空気量の許容差

管　理　項　目	許　容　差
スランプフロー	±3.0cm
空　　気　　量	＋1.5%

第15節　プレパックドコンクリート

４－15－１　一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート、第６節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４－15－２　施工機器

１．施工機械

（１）受注者は、５分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。

（２）受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。

（３）受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。

２．輸 送 管

受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。

３．注 入 管

受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。

４－15－３　施　　工

１．型枠

（１）受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。

（２）受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

２．モルタルの漏出防止

受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。

３．粗骨材の投入

（１）受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。

（２）受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。

（３）受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。

４．注入管の配置

（１）受注者は、鉛直注入管を水平間隔２ｍ以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が２ｍを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（２）受注者は、水平注入管の水平間隔を２ｍ程度、鉛直間隔を 1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。

５．練 混 ぜ

（１）受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。

（２）受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。

（３）受注者は、モルタルミキサ１バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。

６．注　　入

（１）受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確認した後、モルタルを注入しなければならない。

（２）受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/ｈとしなければならない。

（４）受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0ｍモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。

（５）受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。

７．注入モルタルの上昇状況の確認

受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。

８．寒中における施工

受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。

９．暑中における施工

受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

４－15－４　品質管理

１．受注者は、施工に先立ち施工時に近い状態で作成した供試体を用い、土木学会規準による次の品質管理試験を行い、その試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（１）注入モルタルに関する試験（温度、流動性試験、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）

（２）プレパックドコンクリートの圧縮強度試験

２．受注者は、施工中の流動性試験を 20バッチに１回以上の頻度で行うものとする。また、その他注入モルタルに関する管理試験（温度、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）及びプレパックドコンクリートの圧縮強度試験は、設計図書の定めによるものとする。

第５章　一般施工

第１節　適　　用

１．本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、魚礁工、増殖場工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料、第１編第３章共通仮設及び第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会　漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会　海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年８月）

（公社）全国漁港漁場協会　漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）

第３節　共通的工種

５－３－１　一般事項

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－３－２　共通事項

１．ポンプ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を

考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．排砂管設備

（１）受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

３．グラブ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

４．土運船運搬

（１）受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

５．硬土盤浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

６．砕岩浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

７．バックホウ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

８．バージアンローダ揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

９．空気圧送揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

10．リクレーマ揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

11．バックホウ揚土

（１）受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。

12．盛上土砂撤去

（１）海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（３）海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

13．敷　　砂

（１）海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。

（２）海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。

14．敷砂均し

受注者は､砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。

15．先行掘削

受注者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件､立地条件､矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

16．下層路盤

（１）受注者は、下層路盤（粒状路盤）の施工を次により行うものとする。

① 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。

② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。

③ １層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。

④ 路盤の締固は、「JIS A 1210　突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。

⑤ 最終仕上げ面は、プルーフローリングを行わなければならない。

（２）受注者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。

17．上層路盤

（１）受注者は、上層路盤（粒度調整路盤）の施工を次により行うものとする。

① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。

② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。

③ １層の計画仕上り厚さは、15㎝以下を標準として、敷均さなければならない。

④ 路盤の締固は、「JIS A 1210　突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。

（２）受注者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。

18. 土砂掘削

（１）受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。

（２）受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（３）受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。

（４）受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。

（５）受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

19. 土砂盛土

（１）受注者は、盛土の１層の計画仕上り厚さを 30㎝とし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。

（２）受注者は、１：４より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

（３）受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210　突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、

構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めしなければならない。

（４）受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（５）受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。

（６）受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。

（７）受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。

（８）受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

５－３－３　排砂管設備工

１．排砂管設備

排砂管設備の施工については、第１編５－３－２、２．排砂管設備の規定によるものとする。

５－３－４　土運船運搬工

１．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

５－３－５　揚土土捨工

１．バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第１編５－３－２、８．バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

２．空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第１編５－３－２、９．空気圧送揚土の規定によるものとする。

３．リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第１編５－３－２、10．リクレーマ揚土の規定によるものとする。

４．バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第１編５－３－２、11．バックホウ揚土の規定によるものとする。

５－３－６　圧密・排水工

１．サンドドレーン

（１）施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。

（２）打込機は、（７）に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（４）受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。

（５）受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（７）受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

２．敷　　砂

敷砂の施工については、第１編５－３－２、13. 敷砂の規定によるものとする。

３．敷砂均し

敷砂均しの施工については、第１編５－３－２、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

４．載荷土砂

（１）受注者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。

（２）施工高さ及び順序は、設計図書の定めによるものとする。

５．ペーパードレーン

（１）ドレーンの配置及び施工深度は、設計図書の定めによるものとする。

（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（７）に示す項目が記録されるものとする。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（４）受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
（５）受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
（７）受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。
① マンドレルの先端深度の経時変化
② ドレーン材の先端深度の経時変化

６．グラベルマット
（１）受注者は、砕石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。

７．グラベルドレーン
（１）施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。
（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（８）に示す項目が記録されるものとする。
（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
（４）受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
（５）受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
（７）グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、設計図書の定めによるものとする。
（８）受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。
① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

５－３－７　締 固 工

１．ロッドコンパクション

（１）ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、設計図書の定めによるものとする。

（２）打込機は、（５）に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（４）受注者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（５）受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。

① ロッド先端深度の経時変化

② ロッドの貫入長及び引抜長

２．サンドコンパクションパイル

（１）砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、設計図書の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督職員の承諾を得なければならない。

（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（10）に示す項目が記録されるものとする。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（４）受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。

（５）受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。

（７）受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（８）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなけれ

ばならない。

（９）受注者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化

(11) 地盤の盛上り量の測定

① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。

② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督職員の承諾を得なければならない。

(12) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督職員の指示によらなければならない。

３．盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第１編５－３－２、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

４．敷　　砂

敷砂の施工については、第１編５－３－２、13. 敷砂の規定によるものとする。

５．敷砂均し

敷砂均しの施工については、第１編５－３－２、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

５－３－８　固 化 工

１．深層混合処理杭

（１）固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。

（２）計量装置は、第１編４－５－３、１．計量装置の規定によるものとする。

（３）材料の計量は、第１編４－５－３、２．材料の計量の規定によるものとする。

（４）受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督職員の承諾を得なければならない。

（５）受注者は、設計図書の定めにより試験打ちを監督職員の立会のうえ、

行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。

（６）改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、設計図書の定めによるものとする。

（７）深層混合処理機は、(13) に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（８）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

（９）受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(10) 改良杭先端部の補強は、設計図書の定めによるものとする。

(11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。

(12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。

① 接合面のラップ幅は、監督職員の承諾を得るものとし、施工目地は、接円で施工しなければならない。

② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、設計図書の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

③ 不測の原因により施工が中断し、設計図書に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。

① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）

② 処理機の先端深度の経時変化

③ 攪拌軸の回転数の経時変化

④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化

⑤ 処理機の昇降速度の経時変化

⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）

⑦ 固化材の吐出量の経時変化

⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）

(14) 地盤の盛上り量の測定

① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督職員の承諾を得なければならない。

(15) その他の試験等

チェックボーリング､その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督職員の指示によらなければならない。

２．盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第１編５－３－２、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

３．敷　　砂

敷砂の施工については、第１編５－３－２、13. 敷砂の規定によるものとする。

４．敷砂均し

敷砂均しの施工については、第１編５－３－２、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

５．事前混合処理

（１）固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。
（２）計量装置は、第１編４－５－３、１．計量装置の規定によるものとする。
（３）材料の計量は、第１編４－５－３、２．材料の計量の規定によるものとする。
（４）受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督職員の承諾を得なければならない。

６．表層固化処理

（１）受注者は、表層固化処理に当り、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
（２）受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が 500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。
（３）受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供

試体を作製し「JIS A 1216　土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。

7．薬液注入工法

（1）受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。

（2）受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。

1）工法関係

①注入圧

②注入速度

③注入順序

④ステップ長

2）材料関係

①材料（購入・流通経路等を含む）

②ゲルタイム

③配合

（3）受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。

（4）受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。

５－３－９　洗掘防止工

1．洗掘防止

（1）受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に提出しなければならない。

（2）受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは監督職員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。

（3）受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

① アスファルトマット 50cm以上
② 繊維系マット 50cm以上
③ 合成樹脂系マット 30cm以上
④ ゴムマット 50cm以上

（4）受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（5）洗掘防止マットの固定方法は、設計図書の定めによるものとする。

５－３－10　中 詰 工

１．砂・石材等中詰

（1）受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。

（2）受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。

（3）受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。

（4）受注者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。

２．コンクリート中詰

コンクリート中詰の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

３．プレパックドコンクリート中詰

プレパックドコンクリート中詰の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

５－３－11　蓋コンクリート工

１．蓋コンクリート

（1）蓋コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（2）受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。

（3）受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

５－３－12　蓋ブロック工

１．蓋ブロック製作

（１）蓋ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

２．蓋ブロック据付

（１）仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。

（２）受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（４）受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

３．間詰コンクリート

（１）間詰コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。

（３）受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

５－３－13　鋼矢板工

１．先行掘削

先行掘削の施工については、第１編５－３－２、15．先行掘削の規定によるものとする。

２．鋼 矢 板

（１）受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注

者は、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（２）受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を２点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。

（３）受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

（４）継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。

（５）受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（６）受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板１枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。

（７）受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（８）受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。

（９）ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

（10）受注者は、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

５－３－14　控　　工

１．先行掘削

先行掘削の施工については、第１編５－３－２、15．先行掘削の規定によるものとする。

２．控鋼矢板

（１）受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（２）受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を２点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。

（３）受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

（４）継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。

（５）受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（６）受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板１枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。

（７）受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（８）受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。

（９）ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機

械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

（10）受注者は、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

３．控 鋼 杭

（１）受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を２点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。

（２）受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。

（４）継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。

（５）受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（７）杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（８）受注者は、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 杭の貫入量

② 杭の打撃回数

③ 打止り付近のリバウンド量

④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

4．腹　　起

（1）受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。

（2）受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。

5．タ イ 材

（1）タイロッド

① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督職員の承諾を得なければならない。

② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。

③ タイロッドの支保工は、設計図書の定めによるものとする。

④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。

⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。

⑥ タイロッドの締付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの中間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。

⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。

⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

（2）タイワイヤー

① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督職員の承諾を得なければならない。

② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。

③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。

④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角

になるように設置しなければならない。

⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。

⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取り付けなければならない。

５－３－15　鋼 杭 工

１．先行掘削

先行掘削の施工については、第１編５－３－２、15. 先行掘削の規定によるものとする。

２．鋼　　杭

（１）受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を２点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。

（２）受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。

（４）継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。

（５）受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（７）杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法につ

いて、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（８）杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（９）受注者は、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 杭の貫入量

② 杭の打撃回数

③ 打止り付近のリバウンド量

④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

５－３－16　コンクリート杭工

１．コンクリート杭

（１）受注者は、「JIS A 7201　遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督職員」に読み替えるものとする。

（２）試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。

５－３－17　防 食 工

１．電気防食

（１）受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン（St２））を行わなければならない。

（２）受注者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。

（４）受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。

① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。

② ボンド及び立上り鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。

２．ＦＲＰモルタル被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン（St２））を行わなければならない。

（２）素地調整は、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。

（４）被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。

（５）受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。

① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。

② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを確認してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

３．ペトロラタム被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン（St２））を行わなければならない。

（２）素地調整は、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。

（４）受注者は、ペトロラタム被覆の施工を次により行わなければならない。

① ペトロラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。

② ペトロラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。

③ ペトロラタム系ペースト又はペトロラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペトロラタム系防食テープを施工しなければならない。

４．コンクリート被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン（St２））を行わなければならない。

（２）素地調整は、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。

（４）被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。

５．防食塗装

（１）素地調整は、設計図書の定めによるものとする。

（２）受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85％以上の場合、作業を中止しなければならない。

（３）受注者は、塗装を次により行わなければならない。
① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。

５－３－18　路 床 工

１．不陸整正

不陸整正は、設計図書の定めによるものとする。

５－３－19　コンクリート舗装工

１．下層路盤

下層路盤の施工については、第１編５－３－２、16. 下層路盤の規定によるものとする。

２．上層路盤

上層路盤の施工については、第１編５－３－２、17. 上層路盤の規定によるものとする。

３．コンクリート舗装

（１）受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は設計図書の定めによる。
（２）受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。
① 曲がり、ねじれ等変形のない十分清掃した鋼製型枠を正しい位置に堅固な構造で組み立て設置しなければならない。
② 型枠の取外しは、コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行わなければならない。なお、気温が５℃～10℃の場合は、36時間以上経過した後に型枠を取外さなければならない。ただし、型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温５℃未満の場合の取外す時期は、監督職員の承諾を得なければならない。
（３）受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。
① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックを用いる場合は１時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は 1.5時間以内としなければならない。
② コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合は、落

下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込まなければならない。なお、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをしなければならない。

③ コンクリートの運搬及び荷下しは、既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止しなければならない。

（４）受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。

① 打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認しなければならない。

② 降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護しなければならない。

（５）受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。

① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。

② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。

③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。

④ コンクリート舗装版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し､入念に施工しなければならない。

⑤ コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。この場合、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護しなければならない。

⑥ 機械の故障等により作業を中止する場合は、監督職員の承諾を得て、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。

（６）受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。

① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。

② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。

③ コンクリートを２層に分けて打設する場合は、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。

（７）受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。

① 鉄網の位置は、設計図書の定めによるものとする。

② コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させてはならない。

③ 鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上としなければならない。

④ 鉄網の重ね合わせ部は、焼なまし鉄線で結束しなければならない。

⑤ 鉄網により、コンクリートを上下２層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設しなければならない。

（８）舗装版縁部に設置する補強筋は、設計図書の定めによるものとする。

（９）受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。

(10) 受注者は、フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。

(11) 受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。

① 平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。

② 人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねなければならない。なお、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げなければならない。

③ 仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えてはならない。なお、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用することができる。

(12) 受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。

(13) 受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。

(14) 受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。

(15) 後期養生は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5N/㎟以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保たなければならない。養生終了時期は、試験等に基づき定め、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が５N/㎟以上又は曲げ強度が１N/㎟以上になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防が

なければならない。

４．目　　地

（１）目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差は、２㎜を超えないものとしなければならない。また、受注者は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。

（２）受注者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径５㎜程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。

（３）受注者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。

① 目地板は、路面に鉛直で一直線に通り、版全体を絶縁するように設置しなければならない。

② 目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に取り除かなければならない。

（４）受注者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。

① ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施さなければならない。

② 突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。

（５）受注者は、施工目地の施工を次により行うものとする。

① 施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設けなければならない。

② 横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせるものとする。ただし、施工目地を設計図書に定める目地位置に合わせることができない場合は、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得て目地位置から離すものとする。

③ 施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はダウエルバーを使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、タイバーを使用しなければならない。

（６）受注者は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。

５－３－20　アスファルト舗装工

１．下層路盤

下層路盤の施工については、第１編５－３－２、16. 下層路盤の規定によ

るものとする。

２．上層路盤

上層路盤の施工については、第１編５－３－２、17．上層路盤の規定によるものとする。

３．基　　層

（１）アスファルトプラント

① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。

② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督職員の承諾を得なければならない。

（２）混合及び運搬

① 受注者は、施工に先立ち監督職員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。

② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。

③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。

④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。

（３）受注者は、舗設準備を次により行うものとする。

① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。

② 上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。

（４）受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。

① プライムコートは、日平均気温が５℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温５℃以下で施工する場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。

（５）受注者は、敷均しを次により行うものとする。

① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方

法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。

③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。

なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。

④ 敷均しは、日平均気温が５℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温５℃以下で舗設する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

⑤ １層の計画仕上り厚さは、７cm以下としなければならない。

（６）受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。

① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければらなない。

② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。

③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。

また、縦継目の位置は 15cm以上、横継目の位置は１ｍ以上ずらさなければならない。

４．表　　層

（１）アスファルトプラント

① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。

② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督職員の承諾を得なければならない。

（２）混合及び運搬

① 受注者は、施工に先立ち監督職員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。

② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。

③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなけれ

ばならない。
④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。
（３）受注者は、舗設準備を次により行うものとする。
① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。
② 基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。
（４）受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。
① タックコートは、日平均気温が５℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温５℃以下で施工する場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。
④ タックコート面は、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
（５）受注者は、敷均しを次により行うものとする。
① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。
③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。
④ 敷均しは、日平均気温が５℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温５℃以下で舗設する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
⑤ １層の計画仕上り厚さは、７cm以下としなければならない。
（６）受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。
① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。
② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。

③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。

また、縦継目の位置は 15cm以上、横継目の位置は１ｍ以上ずらさなければならない。なお、表層の縦継目の位置は、監督職員の承諾を得なければならない。

５－３－21　植 生 工

１．張　　芝

（１）受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。

（２）受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。

（３）受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。

（４）受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝１枚当たり２本以上の芝串で固定しなければならない。

（５）受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督職員に通知し、再施工しなければならない。

２．筋　　芝

（１）受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。

（２）受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。

なお、法肩には、耳芝を施さなければならない。

（３）芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は 30cmを標準とする。なお、これ以外による場合は設計図書の定めによるものとする。

（４）受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督職員に通知し、再施工しなければならない。

３．播　　種

（１）受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなけれ

ばならない。
（２）受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。
（３）受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。
４．種子吹付
（１）受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。
（２）受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。
（３）受注者は、所定の量を一様の厚さになるように吹き付けなければならない。
（４）受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。
（５）受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。
（６）受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。
５．植　　栽
（１）受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、監督職員の承諾を得なければならない。
（２）受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。
（３）受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。
（４）受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。
（５）受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。
（６）受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。
（７）受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。
（８）受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。
（９）受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、

記載事項は、設計図書によるものとする。

(10) 受注者は、植栽した樹木の引渡し後１年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね３分の２以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね３分の１以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む。）となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

第４節　土 捨 工

５－４－１　一般事項

本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－４－２　排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第１編５－３－３排砂管設備工の規定によるものとする。

５－４－３　土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第１編５－３－４土運船運搬工の規定によるものとする。

５－４－４　揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第１編５－３－５揚土土捨工の規定によるものとする。

第５節　海上地盤改良工

５－５－１　一般事項

本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－５－２　床 掘 工

１．ポンプ床掘

（１）ポンプ床掘の施工については、第１編５－３－２、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難い場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

２．グラブ床掘

（１）グラブ床掘の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難い場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

３．硬土盤床掘

（１）硬土盤床掘の施工については、第１編５－３－２、５．硬土盤浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

４．砕岩床掘

（１）砕岩床掘の施工については、第１編５－３－２、６．砕岩浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

５．バックホウ床掘

（１）バックホウ床掘の施工については、第１編５－３－２、７．バックホウ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難い場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書

に関して監督職員と協議しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

５－５－３　排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第１編５－３－３排砂管設備工の規定によるものとする。

５－５－４　土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第１編５－３－４土運船運搬工の規定によるものとする。

５－５－５　揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第１編５－３－５揚土土捨工の規定によるものとする。

５－５－６　置 換 工

１．置 換 材

（１）受注者は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。

（２）受注者は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。

２．置換材均し

受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

５－５－７　圧密・排水工

圧密・排水工の施工については、第１編５－３－６圧密・排水工の規定によるものとする。

５－５－８　締 固 工

締固工の施工については、第１編５－３－７締固工の規定によるものとする。

５－５－９　固 化 工

固化工の施工については、第１編５－３－８固化工の規定によるものとする。

第６節　基 礎 工

５－６－１　一般事項

本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、袋詰コンクリート工、基礎ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、基礎栗石工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－６－２　基礎盛砂工

１．盛　砂

（１）受注者は、設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。

（２）受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。

２．盛砂均し

受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

５－６－３　洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第１編５－３－９洗掘防止工の規定によるものとする。

５－６－４　基礎捨石工

１．基礎捨石

受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

３．捨石本均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。

なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

４．捨石荒均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。

なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

５－６－５　袋詰コンクリート工

袋詰コンクリート工の施工については、第１編第４章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

５－６－６　基礎ブロック工

１．基礎ブロック製作

（１）基礎ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．基礎ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－６－７　水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第１編第４章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

５－６－８　水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

５－６－９　基礎栗石工

１．基礎栗石

（１）基礎栗石の投入は、設計図書の定めによるものとする。

（２）受注者は、基礎栗石の投入について、既設構造物等の破損に注意して施工しなければならない。

２．基礎栗石均し

（１）受注者は、基礎栗石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。

（２）基礎栗石の均し精度が、設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

第７節　本体工（ケーソン式）

５－７－１　一般事項

本節は、本体工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－７－２　ケーソン製作工

１．ケーソン製作用台船

（１）受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。

（２）受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。

２．底　　面

受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。

３．マ ッ ト

（１）受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に提出しなければならない。

（２）摩擦増大用マット

受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。

４．支　　保

支保の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

５．鉄　　筋

鉄筋の施工については、第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

６．型　　枠

型枠の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保の規定によるものとする。

７．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）ケーソン製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）コンクリートの打継目は、設計図書の定めによるものとする。

（４）海上打継は、設計図書の定めによるものとする。
（５）受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。
（６）受注者は、２函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。
（７）受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督職員の指示に従うものとする。
（８）受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。

５－７－３　ケーソン進水据付工

１．バラスト

ケーソンのバラストは、設計図書の定めによるものとする。

２．止 水 板

受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

３．上　　蓋

受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。

４．進　　水

（１）受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
（２）受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督職員に通知しなければならない。
（３）受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
（４）受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。
①ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に通知し､設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
②製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。
（５）受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。

①ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。

②ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。

③ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。

④波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。

（６）受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。

①吊降し方法は、設計図書の定めによるものとする。

②吊枠の使用は、設計図書の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督職員の承諾を得なければならない。

③ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（７）受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。

①ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。

②フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しなければならない。

（８）受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。

（９）受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

(10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。

５．仮　　置

（１）受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。

（２）ケーソンの仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。

（３）ケーソンの仮置方法は、設計図書の定めによるものとする。

（４）受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならな

い。

なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（５）ケーソン注水時の各室の水位差は、１ｍ以内とする。

（６）受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。

（７）受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

（８）ケーソン仮置後の標識灯設置は、設計図書の定めによるものとする。

６．回航・えい航

（１）ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、設計図書の定めによるものとする。

（２）受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督職員に通知しなければならない。

（３）受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないよう注意しなければならない。

（４）受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を１ｍ以内とする。

（５）受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（６）受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督職員に通知しなければならない。

（７）受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。

（８）受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。

（９）受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。

(10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。

(11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、

回転をしない処置を講じなければならない。

(12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

(13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督職員に通知しなければならない。

(14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないよう注意しなければならない。

(15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を１ｍ以内とする。

(16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。

(18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。

(19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督職員に通知しなければならない。

(20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。

(21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。

(22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。

(23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。

(24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督職員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の

時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。

(26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督職員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。

(27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

７．据　　付

（１）受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。

（３）受注者は、各室の水位差を１ｍ以内とするように注水しなければならない。

（４）受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

（５）受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。

５－７－４　中 詰 工

中詰工の施工については第１編５－３－10中詰工の規定によるものとする。

５－７－５　蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第１編５－３－11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

５－７－６　蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第１編５－３－12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第８節　本体工（ブロック式）

５－８－１　一般事項

本節は、本体工（ブロック式）として本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、前面壁ブロック工、張りブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－８－２　本体ブロック製作工

１．底　　面

製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

２．鉄　　筋

鉄筋の施工については、第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

３．型　　枠

型枠の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）受注者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（４）受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

５－８－３　本体ブロック据付工

１．本体ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－８－４　中 詰 工

中詰工の施工については第１編５－３－10中詰工の規定によるものとする。

５－８－５　蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第１編５－３－11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

５－８－６　蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第１編５－３－12蓋ブロック工の規定によるものとする。

５－８－７　前面壁ブロック工、張りブロック工

１．ブロック製作

ブロック製作工の施工については、第１編５－８－２本体ブロック製作工の規定によるものとする。

２．ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ちブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置されたブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

（４）受注者は、ブロック相互間に、裏込石や基礎栗石等のはまり込みがないように据え付けなければならない。

第９節　本体工（場所打式）

５－９－１　一般事項

本節は、本体工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工、止壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－９－２　場所打コンクリート工

１．鉄　　筋

鉄筋の施工については、第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

２．型　　枠

型枠の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

３．伸縮目地

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

４．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

５．補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

５－９－３　水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第１編第４章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

５－９－４　プレパックドコンクリート工

プレパックドコンクリート工の施工については、第１編第４章第15節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。

５－９－５　水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

５－９－６　止壁工

止壁工の施工については、第１編５－16－２上部コンクリート工の規定によるものとする。

第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）

５－10－１　一般事項

本節は、本体工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本体捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－10－２　洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第１編５－３－９洗掘防止工の規定によるものとする。

５－10－３　本体捨石工

１．本体捨石

受注者は、本体捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．本体捨石均し

受注者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

５－10－４　捨ブロック工

１．捨ブロック製作

（１）捨ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．捨ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－10－５　場所打コンクリート工

１．基礎砕石

基礎砕石の施工については、設計図書の定めによるものとする。

２．型　　枠

型枠の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定による

ものとする。

３．伸縮目地

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

４．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（３）受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

第11節　本体工（鋼矢板式）

５－11－１　一般事項

本節は、本体工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－11－２　鋼矢板工

鋼矢板工の施工については、第１編５－３－13鋼矢板工の規定によるものとする。

５－11－３　控　　工

控工の施工については、第１編５－３－14控工の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート矢板式）

５－12－１　一般事項

本節は、本体工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－12－２　コンクリート矢板工

１．コンクリート矢板

（１）受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を２点吊りで吊り上げなければならない。

（２）受注者は、２段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。なお、縦積みする場合は３段以上積み重ねてはならない。

（３）受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

（４）受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（５）受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（６）ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

（７）受注者は、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

５－12－３　控　　工

控工の施工については、第１編５－３－14控工の規定によるものとする。

第13節　本体工（鋼杭式）

５－13－１　一般事項

本節は、本体工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－13－２　鋼 杭 工

鋼杭工の施工については、第１編５－３－15鋼杭工の規定によるものとする。

第14節　本体工（コンクリート杭式）

５－14－１　一般事項

本節は、本体工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－14－２　コンクリート杭工

コンクリート杭工の施工については、第１編５－３－16コンクリート杭工の規定によるものとする。

第15節　被覆・根固工

５－15－１　一般事項

本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－15－２　被覆石工

１．被 覆 石

受注者は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．被覆均し

受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

５－15－３　袋詰コンクリートエ

１．袋詰コンクリート

袋詰コンクリートの施工については、第１編第４章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

５－15－４　被覆ブロックエ

１．被覆ブロック製作

（１）被覆ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．被覆ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

（４）受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。

（５）受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。

（６）受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

５－15－５　根固ブロック工

１．根固ブロック製作

（１）根固ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．根固ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

（３）受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－15－６　水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第１編第４章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

５－15－７　水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

５－15－８　サンドマスチック工

１．サンドマスチック

サンドマスチックの材質、形状及び施工については、設計図書の定めによるものとする。

第16節　上 部 工

５－16－１　一般事項

本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－16－２　上部コンクリート工

１．支　　保

支保の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

２．鉄　　筋

鉄筋の施工については、第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

３．溶　　接

溶接の施工については､第１編第５章第26節雑工の規程によるものとする。

４．型　　枠

型枠の施工については、第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

５．伸縮目地

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

６．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なけ

ればならない。

（3）受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（4）受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

6．補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

5－16－3　上部ブロック工

1．上部ブロック製作

（1）上部ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（2）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（3）受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（4）受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（5）上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2．上部ブロック据付

（1）受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。

（2）受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

第17節　付 属 工

5－17－1　一般事項

本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工、滑り材工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5－17－2　係船柱工

１．係 船 柱

（１）基礎

① 基礎杭は、第１編５－３－15鋼杭工、５－３－16コンクリート杭工の規定によるものとする。

② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。

（２）製　作

① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図５－１直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図５－２曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図５－３アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、設計図書の定めによるものとする。

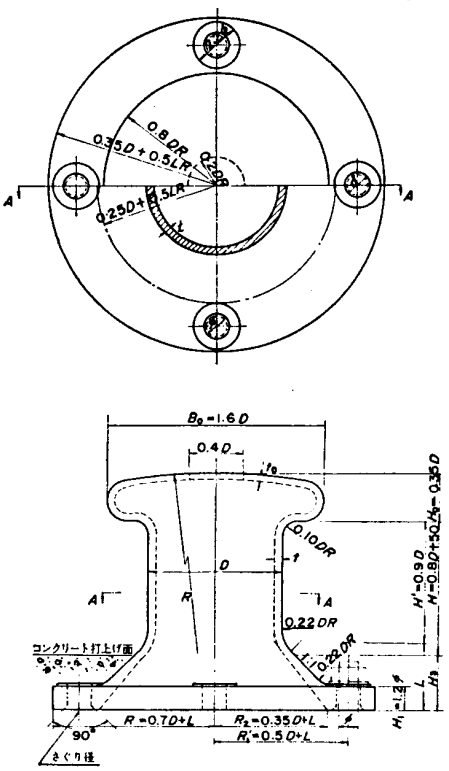

略称	設計けん引力	胴部			頭部			アンカーボルト		底板						質量
		胴径 D	胴高 H	厚さ t	頭部幅 B_0	頭部高 H_0	厚さ t_0	呼び径 ϕ	本数	底板厚さ H_1	埋込み深さ H_3	外形 $2R_1$	ボルト位置径 $2R_1'$	内径 $2R_2$	アンカーボルト穴径 d	
	(kN)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(本)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(kg/個)
直柱 150	150	250	250	20	400	87	15	36	4	45	100	600	500	420	43	130
直柱 250	250	300	290	20	480	105	15	48	4	60	130	720	600	510	56	220
直柱 350	350	300	290	25	480	105	16	48	6	60	130	720	600	510	56	230
直柱 500	500	350	330	27	560	122	18	56	6	70	160	840	700	600	66	360
直柱 700	700	400	370	30	640	140	20	64	6	80	190	960	800	680	74	530
直柱1000	1000	450	410	35	720	157	26	64	8	80	270	1,180	1,000	860	74	820
直柱1500	1500	550	490	40	880	192	30	80	8	100	340	1,440	1,220	1,040	91	1,480
直柱2000	2000	650	570	43	1,040	227	30	90	8	110	410	1,700	1,440	1,240	101	2,250

図５－１　直柱の標準寸法と設計けん引力

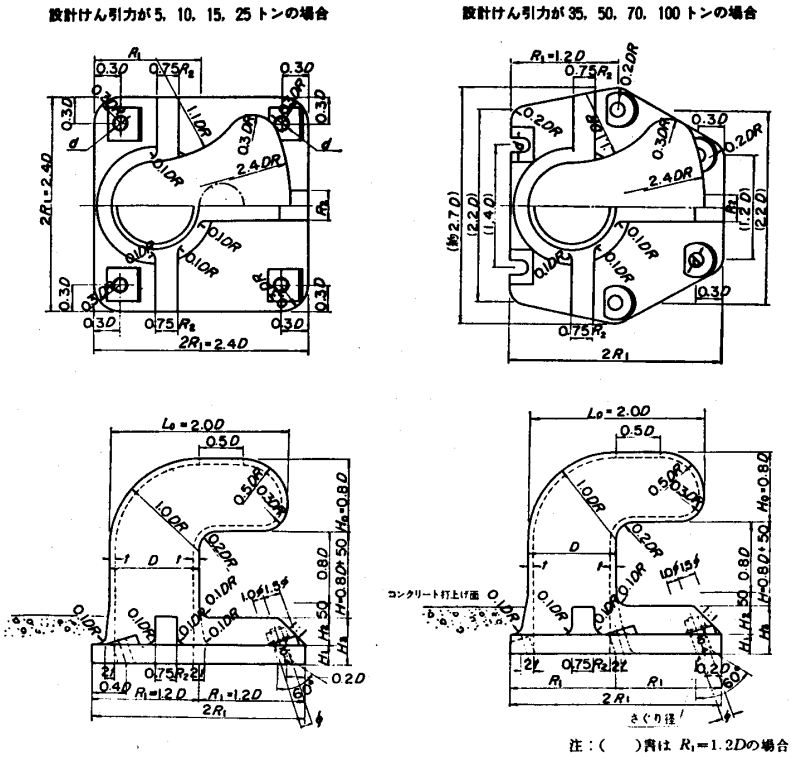

略称	設計けん引力	胴部			頭部			アンカーボルト			底板						質量
		胴径	胴高	厚さ	頭部幅	頭部高	厚さ	呼び径	本数	埋込み角	底板幅	底板厚さ	リブ幅	リブ高	埋込み深さ	アンカーボルト穴径	
		D	H	t	B_oL_o	H_o	t_o	ϕ			$2R_1$	H_1	R_2	H_2	H_3	d	
	(kN)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(本)	(°)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(kg/個)
曲柱 50	50	150	170	20	300	120	20	20	4	22	360	20	50	60	90	27	70
曲柱 100	100	200	210	20	400	160	20	27	4	22	480	40	60	70	110	35	140
曲柱 150	150	250	250	20	500	200	20	33	4	22	600	50	80	80	130	42	245
曲柱 250	250	300	290	21	600	240	21	42	4	22	720	65	100	95	160	52	420
曲柱 350	350	300	290	25	600	240	25	42	6	22	720	65	100	95	160	52	440
曲柱 500	500	350	330	29	700	280	29	48	6	22	840	70	140	100	170	66	665
曲柱 700	700	400	370	33	800	320	33	56	6	22	1,000	90	160	120	210	68	1,100
曲柱1000	1000	450	410	39	900	360	39	64	6	22	1,200	95	220	125	220	78	1,670

図５－２　曲柱の標準寸法と設計けん引力

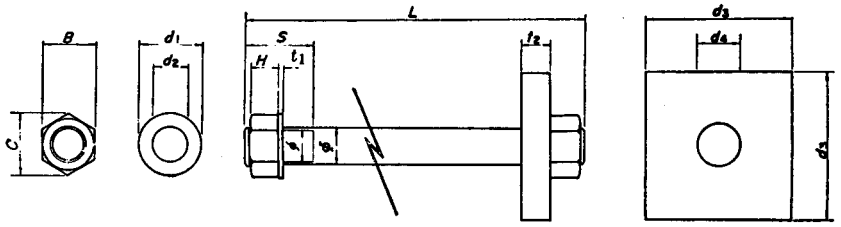

アンカーボルト					六角ナット			平座金			アンカー板			1組当り質量
呼び径 ϕ (mm)	ピッチ P (mm)	谷径 ϕ' (mm)	長さ L (mm)	ねじ切長さ S (mm)	H (mm)	B (mm)	C (mm)	d_1 (mm)	d_2 (mm)	t_1 (mm)	d_3 (mm)	d_4 (mm)	t_2 (mm)	(kg)
M20	2.5	17.294	450	60	16	30	34.6	37	22	3.2	80	22	16	2
M27	3	23.752	600	75	22	41	47.3	50	30	4.5	108	30	22	5
M33	3.5	29.211	700	75	26	50	57.7	60	36	6	132	36	25	6
M36	4	31.670	750	75	29	55	63.5	66	39	6	144	39	28	11
M42	4.5	37.129	850	100	34	65	75.0	78	45	7	168	45	35	17
M48	5	42.587	1,000	100	38	75	86.5	92	52	8	192	51	40	20
M56	5.5	50.046	1,150	120	45	85	98.1	105	62	9	225	61	45	40
M64	6	57.505	1,300	120	51	95	110	115	70	9	256	70	55	62
M80	6	73.505	1,600	150	64	115	133	140	86	12	320	86	65	115
M90	6	83.505	1,800	150	72	130	150	160	96	12	360	96	75	166

図５－３　アンカーボルト標準寸法

②受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。

③工場でさび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。

④受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。

⑤係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表５－１寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

⑥厚さの許容範囲は、±３㎜とする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

表５－１　寸法の許容範囲　　（単位：mm）

寸法区分	長さの許容範囲
100以下	±２
100を超え 200以下	±2.5
200を超え 400以下	±４
400を超え 800以下	±６
800以上	±８

（３）施　　工

①受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

②受注者は、塗装を次により行わなければならない。

イ）塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。

ロ）素地調整後、下塗を始めるまでの時間は4時間以内とする。

ハ）塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。

③受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。

④受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。

⑤受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。

⑥受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を１回塗らなければならない。

⑦受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を２回塗らなければならない。

５－17－３　防舷材工

１．防 舷 材

（１）　製　　作

①ゴム防舷材

イ）ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

ロ）ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表５－２形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表５－２　形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

寸　法	長さ・幅・高さ	ボルト孔経	ボルト孔中心間隔
許 容 範 囲	＋４％ －２％	±2㎜	±4㎜

ハ）ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。

（イ）性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。

（ロ）試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。

ニ）受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。

（イ）形状寸法（高さ、長さ）

（ロ）製造年月又はその略号

（ハ）製造業者名又はその略号

（ニ）品番（タイプ、性能等級）

②その他

イ）ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。

（２）施　　工

①ゴム防舷材

イ）受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

ロ）防舷材の取付方法は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

②そ の 他

イ）ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。

５－17－４　車止・縁金物工

１．車止・縁金物

（１）製　　作

① 鋼　　製（溶融亜鉛めっき）

イ）亜鉛の付着量は、「JIS H8641　溶融亜鉛めっき」２種(HDZ55）の 550ｇ/ｍ^{2}以上とする。

また、試験方法は、「JIS H 0401　溶融亜鉛めっき試験方法」によら

なければならない。

ロ）めっき作業は、「JIS H 8641　溶融亜鉛めっき作業指針」によらなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。

（2）施　　工

① 鋼　　製（溶融亜鉛めっき）

イ）コンクリートの施工は、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第１編５－29－２現場鋼材溶接工、５－29－３現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ）新設の塗装の標準使用量は、「表５－３塗装工程（新設)」によらなければならない。

表５－３　塗装工程（新設）

区分	工程	素地調整方法及び塗料名	標準使用量（kg/m²/回）（標準乾燥膜厚）
亜鉛メッキ面	１素地調整（２種ｹﾚﾝ(St3)）	シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。	
	２下塗（１回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16（40μm/回）
	３中塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐候性上塗塗料用中塗。	0.14（30μm/回）
	４上塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐候性上塗塗料用中塗。	0.12（25μm/回）

ハ）車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101　安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

ニ）受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督職員の承諾を得なければならない。

ホ）受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるも

のとする。

５－17－５　防 食 工

防食工の施工については、第１編５－３－17防食工の規定によるものとする。

５－17－６　付属設備工

１．係 船 環

係船環の標準的な形状寸法は「表５－４係船環の標準寸法」によるものとし、施工については、設計図書の定めによるものとする。

表５－４　係船環の標準寸法

太　　さ	φ=25㎜
直　径	D=200㎜、250㎜

５－17－７　滑り材工

滑り材工は、設計図書の定めによるものとする。

第18節　消 波 工

５－18－１　一般事項

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－18－２　洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第１編５－３－９洗掘防止工の規定によるものとする。

５－18－３　消波ブロック工

１．消波ブロック製作

（１）消波ブロック製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．消波ブロック据付

（１）仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
（２）受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督職員に通知しなければならない。
（３）受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
（４）受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
（５）受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
（６）受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
（７）受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

第19節　裏込・裏埋工

５－19－１　一般事項

本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－19－２　裏 込 工

１．裏 込 材

（１）受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
（２）受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。

２．瀬 取 り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

３．裏込均し

受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。

４．吸出し防止材

（１）受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に提出しなければならない。

（２）受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。

（３）受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

① アスファルトマット 50cm以上
② 繊維系マット 50cm以上
③ 合成樹脂系マット 30cm以上
④ ゴムマット 50cm以上

（４）受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

（５）マットの固定方法は、設計図書の定めによらなければならない。

５－19－３　裏 埋 工

１．裏 埋 材

（１）余水吐きの位置及び構造は、設計図書の定めによらなければならない。

（２）受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

（３）受注者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（４）受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（５）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

（６）受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

（７）受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合､その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。

なお、設計図書に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（８）受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

５－19－４　裏埋土工

１．土砂掘削

土砂掘削の施工については、第１編５－３－２、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

２．土砂盛土

土砂盛土の施工については、第１編５－３－２、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

第20節　陸上地盤改良工

５－20－１　一般事項

本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－20－２　圧密・排水工

圧密・排水工の施工については、第１編５－３－６圧密・排水工の規定によるものとする。

５－20－３　締 固 工

締固工の施工については、第１編５－３－７締固工の規定によるものとする。

５－20－４　固 化 工

固化工の施工については、第１編５－３－８固化工の規定によるものとする。

第21節　土　　工

５－21－１　一般事項

本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－21－２　掘 削 工

１．土砂掘削

土砂掘削の施工については、第１編５－３－２、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

５－21－３　盛 土 工

１．土砂盛土

土砂盛土の施工については、第１編５－３－２、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

５－21－４　路床盛土工

１．路床盛土

（１）盛土路床の１層の計画仕上り厚さは、20㎝以下としなければならない。

（２）受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C, D, E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。

（３）受注者は、監督職員が指示した場合、路床最終仕上げ面のプルーフローリングを行わなければならない。

（４）受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。

（５）受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

５－21－５　排水処理工

１．排水処理

（１）受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。

（２）受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。

（３）受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。

なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。

５－21－６　伐 開 工

１．伐　　開

（１）受注者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。

（３）受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督職員に通知し、承諾を得なければならない。

５－21－７　法 面 工

１．法　　面

（１）受注者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。

（２）受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
（３）植生は、第１編５－３－21植生工の規定によるものとする。

第22節　舗 装 工

５－22－１　一般事項

本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－22－２　路 床 工

路床工の施工については、第1編５－３－18路床工の規定によるものとする。

５－22－３　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第１編５－３－19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

５－22－４　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第１編５－３－20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第23節　維持補修工

５－23－１　一般事項

本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－23－２　維持塗装工

１．係船柱塗装
（１）受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。
（２）受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を１回塗らなければならない。
（３）受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を２回塗らなければならない。
２．車止塗装、縁金物塗装
（１）鋼製
① 塗替の塗装の標準使用量は、「表５－５塗装工程（塗替）」によらなければならない。

表５－５　塗装工程（塗替）

区分	工程	素地調整方法及び塗料名	標準使用量（kg/㎡/回）（標準乾燥膜厚）
亜鉛メッキ面	１素地調整（３種ｹﾚﾝ(St2)）	動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。活膜部は全面表面面粗しを行う。	
	２補修塗（１回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	（0.16）
	３下塗（１回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16（40μｍ/回）
	４中塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。	0.14（30μｍ/回）
	５上塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料上塗。	0.12（25μｍ/回）
亜鉛メッキを施していない既設面	１素地調整（２種ｹﾚﾝ(St3)）	動力工具（金剛砂グラインダー、チッピングハンマー等）により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。	
	２下塗（２回）	JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント２種。	0.13～0.15
	３上塗（１回）	JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。	0.11～0.16

② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101　安全色彩使用及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督職員の承諾を得なければならない。

④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

（２）そ の 他

鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

５－23－３　防 食 工

防食工の施工については、第１編５－３－17防食工の規定によるものとする。

第24節　魚礁工

５－24－１　一般事項

本節は、魚礁工として魚礁製作工・単体魚礁製作、魚礁製作工・組立魚礁製作、魚礁沈設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－24－２　魚礁製作工・単体魚礁製作

１．単体魚礁製作

（１）魚礁製作の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した魚礁を転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、魚礁製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

５－24－３　魚礁製作工・組立魚礁製作

１．部材運搬

受注者は、部材の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形、欠け等を生じないよう取り扱い、部材に損傷を与えない処置を講じなければならない。

２．組立魚礁組立

（１）受注者は、組立ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。組立ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

（２）ボルトは、ハンドレンチ等を用いて、ゆるまないように十分に締め付けなければならない。また、締め付けすぎないよう十分に注意しなければならない。また、ボルトは、締め付け後、トルクレンチ等で締め付け度合いを確認し、均一性を保つようにしなければならない。

（３）組立及び仮締めに使用するボルト・ナットは、「JIS B 1180　六角ボルト」、「JIS B 1181　六角ナット」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

（４）化学系接続帯による接続方法は、設計図書の定めによるものとする。

（５）溶接は第１編５－28－２現場鋼材溶接工、５－28－３現場鋼材切断工の規定によるものとする。

（６）鋼製部材の組立にボルトを使用する場合は、隙間腐食の原因とならないよう全周溶接をする等、防食処置を行わなければならない。

（７）コンクリート部材の現場製作は、第１偏５－24－２魚礁製作工・単体

魚礁製作の規定によるものとする。

（８）受注者は、魚礁組立完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（９）重錘コンクリートの施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

５－24－４　魚礁沈設工

１．運搬及び仮置

受注者は、仮置ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。仮置ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

２．沈　設

（１）受注者は、施工に先立ち魚礁の沈設時期を監督職員に通知しなければならない。

（２）受注者は、魚礁沈設に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して沈設しなければならない。

（３）受注者は、必要に応じて沈設工事の施工範囲を示す標識を設置し、管理するものとする。なお、標識灯や浮標灯の構造形式や設置場所等は、監督職員の承諾を得なければならない。

（４）受注者は、沈設に先立ちＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に沈設しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（５）沈設時の着底速度は、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、毎秒０．８ｍ以下の速度で静かに着底させなければならない。

（６）受注者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

第25節　増殖場工

５－25－１　一般事項

本節は、増殖場工として着定基質製作工・単体着定基質製作、着定基質製作工・組立着定基質製作、着定基質設置工、石材着定基質工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－25－２　着定基質製作工・単体着定基質製作

着定基質製作の施工については、５－24－２魚礁製作工・単体魚礁製作の規定によるものとする。

５－25－３　着定基質製作工・組立着定基質製作

着定基質組立の施工については、５－24－３魚礁製作工・組立魚礁製作の規定によるものとする。

５－25－４　着定基質設置工

着定基質設置の施工については、５－24－４魚礁沈設工の規定によるものとする。

５－25－５　石材着定基質工

（１）受注者は、石材の投入に先立ちＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に投入しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）均しが、設計図書に指定されている場合、それに従わなければならない。

（３）受注者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

第26節　構造物撤去工

５－26－１　一般事項

１．本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１－２－10建設副産物の規定による。

３．受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

５－26－２　取壊し工

１．コンクリート取壊し

受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

５－26－３　撤 去 工

１．水中コンクリート撤去

（１）受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

（２）受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ばさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が

指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．鋼矢板等切断撤去

（１）受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

（２）切断工は、「JIS Z 3801　手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。

（３）水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（４）切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。

（５）受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。

（６）受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。

（７）受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

３．腹起・タイ材撤去

受注者は、腹起・タイ材撤去に当り切断作業が生じた場合、本条第２項の規定によるものとする。

４．舗装版撤去

受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど､他に影響を与えないように施工しなければならない。

５．石材撤去

受注者は、水中石材撤去に当り汚濁等により第三者に被害を及ばさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

６．ケーソン撤去

受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ゴミ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

７．ブロック撤去

受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ゴミ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

８．鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去

受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第27節　仮 設 工

５－27－１　一般事項

本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－27－２　仮設鋼矢板工

１．仮設鋼矢板・H形鋼杭

仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第１編５－３－13鋼矢板工、５－３－15鋼杭工の規定によるものとする。

５－27－３　仮設鋼管杭・鋼管矢板工

１．先行掘削

先行掘削の施工については、第１編５－３－２、15. 先行掘削の規定によるものとする。

２．仮設鋼管杭・鋼管矢板

仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第１編５－３－13鋼矢板工、５－３－15鋼杭工の規定によるものとする。

５－27－４　仮設道路工

１．仮設道路

（１）仮設道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために一時的に施工された道路をいうものとする。

（２）受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。

（３）受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。

（４）受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。

（５）受注者は、仮設道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。

（６）受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。

（７）受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなけ

ればならない。

（８）受注者は、殻運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

（９）受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。

第28節　雑　　工

５－28－１　一般事項

本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－28－２　現場鋼材溶接工

１．現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）

（１）溶接工は、「JIS Z 3801　手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841　半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。

（２）水中溶接の場合の溶接工は、（１）の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（３）受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格ＷＥＳ－8103）を置く場合、設計図書の定めによるものとする。

（４）溶接方法は、アーク溶接としなければならない。

（５）受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書の定めによるものとする。

（６）受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。

（７）受注者は、降雨、降雪、強風及び気温５℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。

（８）受注者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。

（９）受注者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。

(10) 受注者は、仮付け又は組合せ冶具の溶接を最小限とし、部材を過度に

拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。

(11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。

(12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。

(13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。

(14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督職員に通知しなければならない。

５－28－３　現場鋼材切断工

１．現場鋼材切断

（１）切断工は、「JIS Z 3801　手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。

（２）水中切断の場合の切断工は、（１）の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（３）切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。

（４）受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。

（５）受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。

（６）受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

５－28－４　その他雑工

１．清　掃

受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督職員の承諾を得なければならない。

２．削　孔

受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

第２編　漁 港 編

第１章　航路、泊地

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（航路、泊地）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部　令和６年４月）

第３節　浚 渫 工

１－３－１　一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

１－３－２　ポンプ浚渫工

１．ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第１編５－３－２、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

２．排砂管設備

排砂管設備の施工については、第１編５－３－２、２．排砂管設備の規定によるものとする。

１－３－３　グラブ浚渫工

１．グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定

によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－４　硬土盤浚渫工

１．硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第１編５－３－２、５．硬土盤浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－５　岩盤浚渫工

１．砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第１編５－３－２、６．砕岩浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－６　バックホウ浚渫工

１．バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第１編５－３－２、７．バックホウ浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

第４節　土 捨 工

土捨工の施工については、第１編第５章第４節土捨工の規定によるものとする。

第５節　埋 立 工

１－５－１　一般事項

１．本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。

なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

３．受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

１－５－２　余水吐工

１．余 水 吐

（１）余水吐の位置及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

（２）受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

１－５－３　固 化 工

固化工の施工については第１編５－３－８固化工の規定によるものとする。

１－５－４　埋 立 工

１．ポンプ土取

（１）ポンプ土取の施工については、第１編５－３－２、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

２．グラブ土取

（１）グラブ土取の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

３．ガット土取

（１）ガット土取の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

１－５－５　排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第１編５－３－３排砂管設備工の規定に

よるものとする。

１－５－６　土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第１編５－３－４土運船運搬工の規定によるものとする。

１－５－７　揚土埋立工

１．バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第１編５－３－２、８．バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

２．空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第１編５－３－２、９．空気圧送揚土の規定によるものとする。

３．リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第１編５－３－２、10．リクレーマ揚土の規定によるものとする。

４．バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第１編５－３－２、11．バックホウ揚土を適用するものとする。

１－５－８　埋立土工

１．土砂掘削

土砂掘削の施工については、第１編５－３－２、18．土砂掘削の規定によるものとする。

２．土砂盛土

土砂盛土の施工については、第１編５－３－２、19．土砂盛土の規定によるものとする。

第２章　防波堤、防砂堤、導流堤

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部
令和６年４月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブ

ロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第３章　防 潮 堤

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部
令和６年４月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第14節　土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第15節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第16節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第19節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第４章　護岸、岸壁、物揚場

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式)、本体工（ブロック式)、本体工（場所打式)、本体工（捨石・捨ブロック式)、本体工（鋼矢板式)、本体工（コンクリート矢板式)、本体工（鋼杭式)、本体工（コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部
令和６年４月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石･捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石･捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　付 属 工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第16節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第17節　裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工ついては、第１編第５章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第18節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第19節　土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第20節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第21節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第22節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第23節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第24節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第５章　桟橋、係船杭

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（桟橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部　令和６年４月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第５節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第６節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第７節　付 属 工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第８節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第９節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第10節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第11節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第６章　船揚場

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（船揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、被覆・根固工、付属工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部　令和６年４月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第７節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第８節　付 属 工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第９節　裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工ついては、第１編第５章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第10節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第11節　土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第12節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第13節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第14節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第15節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第16節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第７章　臨港道路、駐車場

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（臨港道路、駐車場）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部　令和６年４月）

第３節 土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第４節　道路舗装工

７－４－１　一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

７－４－２　路 床 工

路床工の施工については、第1編５－22－２路床工の規定によるものとする。

７－４－３　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第１編５－22－３コンクリート舗装工の規定によるものとする。

７－４－４　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第１編５－22－４アスファルト舗装工の規定によるものとする。

７－４－５　道路付属工

１．縁　　石

（１）縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。
（２）目地間隙は、1.0㎝以下としなければならない。
（３）アスカーブの施工については、第１編５－３－20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

２．側溝工
（１）側溝の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
（２）側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

３．管渠工
（１）管渠の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
（２）管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

４．集水枡工
（１）集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
（２）集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

５．区画線及び道路表示
（１）標示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。
（２）区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

６．道路標識
（１）設置位置は、設計図書の定めによるものとする。
（２）建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

７．防 護 柵
（１）支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み

式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。

（２）支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きょ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

（３）防護柵基礎の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（４）防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第５節　緑 地 工

７－５－１　一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

７－５－２　植 生 工

植生工の施工については、第１編５－３－21植生工の規定によるものとする。

第３編　漁 場 編

第１章　魚　礁

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部
令和６年４月）

第３節　魚 礁 工

魚礁工の施工については、第１編第５章第24節魚礁工の規定によるものとする。

第４節　雑　　工

雑工の施工については､第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第２章　増 殖 場、養 殖 場

第１節　適　　用

１．本章は、漁港漁場関係工事（増殖場、養殖場）における浚渫工、土捨工、増殖場工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式)、本体工（ブロック式)、本体工（場所打式)、本体工（捨石・捨ブロック式)、本体工（鋼矢板式)、本体工（コンクリート矢板式)、本体工（鋼杭式)、本体工（コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　（公社）全国漁港漁場協会
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　（水産庁漁港漁場整備部
令和６年４月）

第３節　浚 渫 工

浚渫工の施工については、第２編第１章第３節浚渫工の規定によるものとする。

第４節　土 捨 工

土捨工の施工については、第１編第５章第４節土捨工の規定によるものとする。

第５節　増殖場工

増殖場工の施工については、第１編第５章第25節増殖場工の規定によるものとする。

第６節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の

規定によるものとする。

第７節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第８節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第13節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第14節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第15節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第16節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとす

第17節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第18節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第19節　埋 立 工

埋立工の施工については、第２編第１章第５節埋立工の規定によるものとする。

第20節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節　雑　　工

雑工の施工については､第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第４編　海 岸 編

第１章　堤防、護岸、胸壁

第１節　適　　用

１．本章は、漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式)、本体工（ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年８月)　全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会編

漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　(水産庁漁港漁場整備部 令和６年４月)

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節　裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第１編第５章第19節裏込・裏埋工の規定

によるものとする。

第14節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第15節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第16節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第17節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第18節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第19節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第20節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第２章　突　　堤

第１節　適　　用

１．本章は、漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式)、本体工（ブロック式)、本体工（場所打式)、本体工（捨石・捨ブロック式)、本体工（鋼矢板式)、本体工（コンクリート矢板式)、本体工（鋼杭式)、本体工（コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年８月)　全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会編

漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　(水産庁漁港漁場整備部　令和６年４月)

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケ

ーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第17節　土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第18節　舗 装 工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第19節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第20節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第22節　雑　　工

雑工の施工については､第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第３章　離岸堤、潜堤・人工リーフ

第１節　適　　用

１．本章は、漁港海岸工事（離岸堤、潜堤・人工リーフ）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式)、本体工（ブロック式)、本体工（場所打式)、本体工（捨石・捨ブロック式)、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年８月)　全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会編

漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　(水産庁漁港漁場整備部 令和６年４月)

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第10節　上 部 工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第11節　消 波 工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第12節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第13節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第14節　雑　　工

雑工の施工については､第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第４章　水門及び樋門、陸閘

第１節　適　　用

１．本章は、漁港海岸工事（水門及び樋門、陸閘）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年８月)　全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会編

漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　(水産庁漁港漁場整備部 令和６年４月)

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基 礎 工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　付 属 工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第６節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第７節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第８節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第26節構造物撤去工の規定によるものとする。

第９節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第27節仮設工の規定によるものとする。

第10節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第28節雑工の規定によるものとする。

第５章　砂浜（養浜）

第１節　適　　用

１．本章は、漁港海岸工事（砂浜（養浜））における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年８月)　全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会・(公社) 日本港湾協会編

漁港海岸事業設計の手引（令和２年度版）　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港・漁場の施設の設計参考図書(2023年版)　(公社) 全国漁港漁場協会

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書　(水産庁漁港漁場整備部 令和６年４月)

第３節　土 捨 工

土捨工の施工については、第１編第５章第４節土捨工の規定によるものとする。

第４節　土　　工

土工の施工については､第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

漁港漁場関係工事品質管理基準

凡　例

〈特〉　；図面及び特記仕様書
〈共〉　；漁港漁場関係工事共通仕様書

漁港漁場関係工事品質管理基準

目　次

１．土
１－１　一般事項　…… 246

２．石材等
２－１　砂　…… 248
２－２　砂利・砕石　…… 248
２－３　石　…… 248

３．骨　材
３－１　セメントコンクリート用骨材　…… 250
３－２　路盤材　…… 252
３－３　アスファルトコンクリート用骨材　…… 254
３－４　フィラー　…… 254
３－５　安定処理路盤材　…… 254

４．木　材
４－１　一般事項　…… 256

５．鋼　材
５－１　鋼矢板及び鋼杭　…… 256
５－２　鋼板及び形鋼等　…… 258
５－３　棒　鋼　…… 258
５－４　控　工　…… 260
５－５　コンクリート舗装用鋼材　…… 262

６．セメント及び混和材料
６－１　セメント　…… 262
６－２　混和材料　…… 262
６－３　コンクリート用水　…… 264

７．セメントコンクリート製品
７－１　一般事項　…… 264

８．瀝青材料
８－１　舗装用アスファルト材　…… 266
８－２　プライムコート及びタックコート　…… 266

９．芝・樹木等
９－１　芝及び種子　…… 268
９－２　植木等　…… 268

10．目地材料
10－１　目地材　…… 268
10－２　コンクリート舗装用目地材　…… 270

11．防食材料
11－１　アルミニウム合金陽極　…… 270
11－２　防食塗装　…… 270
11－３　被覆防食材料　…… 272

12．防舷材・滑り材
12－１　ゴム防舷材　…… 272
12－２　滑り材　…… 272

13．係船柱
13－１　係船柱　…… 274
13－２　係船環　…… 274

14．車止め・縁金物
14－１　車止め・縁金物　…… 274

15．マット
15－１　アスファルトマット　…… 276
15－２　繊維系マット　…… 276
15－３　合成樹脂系マット　…… 276
15－４　ゴムマット　…… 278

16. コンクリート
16－１ レディーミクストコンクリート …… 280
16－２ コンクリートミキサー船 …… 282
16－３ 現場練りコンクリート …… 282
16－４ 暑中コンクリート …… 286
16－５ 寒中コンクリート …… 286
16－６ 水中コンクリート …… 288
16－７ 袋詰コンクリート …… 288
16－８ 水中不分離性コンクリート …… 288
16－９ プレパックドコンクリート …… 288
16－10 コンクリート舗装 …… 288

17. アスファルトコンクリート
17－１ アスファルト舗装 …… 290

18. 組立魚礁部材
18－１ コンクリート部材 …… 292
18－２ 鋼製部材 …… 292
18－３ ＦＲＰ部材 …… 294
18－４ その他部材 …… 294

19. その他
19－１ ペーパードレーン …… 294
19－２ 路盤紙 …… 294
19－３ 防砂目地板 …… 296
19－４ 区画線及び道路標示 …… 296
19－５ 道路標識 …… 296
19－６ 防護柵 …… 296
19－７ 溶接材 …… 296
19－８ ガス切断材 …… 298
19－９ 汚濁防止膜 …… 298

［ 参 考 ］

様式・品質 3-1　；骨材のふるい分け試験(JIS A 1102) …… 300
様式・品質 12-1　；防舷材形状管理表(例) …… 302
；(別紙)防舷材形状測定箇所(例) …… 303
様式・品質 16-1　；コンクリート試験成績表(試験練用) …… 306
様式・品質 16-2　；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理表 …… 308
様式・品質 16-3　；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理図 …… 310

１．土

１－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）埋立材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。
２）裏埋材 ３）盛土材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。
４）路床材	材　質	外　観	観　察
		粒　度	JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425μｍふるい通過分)	JIS A 1205
	修正　ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210　(C,D,E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214
５）採取土	材　質	種　類	観　察
		外　観	観　察
		品　質	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	〈特〉による。	
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入時、施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	1,000m^2に１箇所	記録紙及び管理表を作成し提出	
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	〈特〉による。	

２．石材等

２－１　砂

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）敷　砂 ２）改良杭材 ３）置換材	材　質	外　観	観　察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。
４）中詰砂	材　質	種　類	観　察
		外　観	観　察
		最大粒径	観　察
		単位体積重量	観　察
５）載荷材	材　質	外　観	観　察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		単位体積重量	〈特〉による。

２－２　砂利・砕石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）砕　石	材　質	外　観	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204
		比　重	JIS A 1110
		吸水量	JIS A 1110

２－３　石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）石	材　質	外　観	観　察
		石の種類	観　察
		比　重	JIS A 5006
		規定外質量の比率	観　察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
〈特〉による。	施工中適宜		
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
〈特〉又はJIS の規定による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-3-4 による。	施工中適宜		
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

３．骨　材

３－１　セメントコンクリート用骨材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）JISマーク表示認証工場製品	骨　材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
２）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	骨　材	種類及び粗骨材の最大寸法	観　察
		粒　度	〈共〉第１編 表2-3
		比重及び吸水量（細骨材）	〈共〉第１編 表2-3
		比重及び吸水量（粗骨材）	〈共〉第１編 表2-3
		粘土塊含有量	〈共〉第１編 表2-3
		微粒分量試験で失われる量	〈共〉第１編 表2-3
		塩化物量	JIS A 5308 付属書A JIS A 5002
		有機不純物の量（細骨材）	〈共〉第１編 表2-3
		安定性（耐久性）	〈共〉第１編 表2-3
		骨材のアルカリシリカ反応（化学法）	〈共〉第１編 表2-3
		骨材のアルカリシリカ反応(モルタルバー法)	〈共〉第１編 表2-3
		海砂の塩分含有量	JIS A 5308 付属書A JIS A 5002

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
〈特〉による。 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	搬入時適宜		
〈共〉第１編 表2-1	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
〈共〉第１編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
無　害	配合設計前	試験成績表を提出	２法のうち、いずれかを選び試験する。
無　害	配合設計前	試験成績表を提出	
鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶乾質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出	

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
2）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	骨　材	すりへり減量（舗装用粗骨材）	〈共〉第１編 表2-3

３－２　路盤材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）下層路盤材（砕石、切込砕石、砂利及び切込砂利）	材　質	外　観	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425μmふるい通過分)	JIS A 1205
	修正 ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C,D,E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214
2）上層路盤材（粒度調整材）	材　質	外　観	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425μmふるい通過分)	JIS A 1205
	修正 ＣＢＲ	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C,D,E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215 締固め密度JIS A 1214

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
	配合設計前	試験成績表を提出	砕石等、JIS 規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉 による。	搬入時、施工中適宜		
〈特〉 による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装６以下 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装６以下	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装20％以上 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装20％以上	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
〈特〉 による。	搬入時、施工中適宜		
〈共〉 第１編 表2-4	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装４以下 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装４以下	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装80％以上 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装80％以上	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉 による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	

３－３．アスファルトコンクリート用骨材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）アスファルトコンクリート用骨材	材　質	種類及び最大粒径	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008
		比重及び吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110
		粗骨材のすりへり減量	JIS A 1121

３－４　フィラー

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）フィラー	材　質	種類及び最大粒径	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008

３－５　安定処理路盤材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）セメント安定処理路盤	材　料		
	配　合	配合試験	〈特〉による。
	粒　度	混合物の粒度試験	JIS A 1102
	締め固め	締め固め密度	締固め密度測定JIS A 1214
	含水比	含水比試験	JIS A 1203
	セメント量	セメント量試験	舗装施工便覧
２）アスファルト安定処理路盤	締め固め	締め固め密度	舗装施工便覧
	締め固め以外		

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	搬入時適宜		
〈共〉第１編 表2-5	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
〈特〉による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
〈特〉による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	搬入時適宜		
〈共〉第１編 表2-6	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			6-1セメントを適用する。
〈特〉による。	配合毎	〈特〉による。	
〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	
〈特〉による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし施工面積が 1,000m^{2}以下のものは１工事当たり１箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	
〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	
〈特〉による。	1,000m^{2}に１箇所、ただし同一配合の合材100ｔ未満のものは１工事１回以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
			17-1アスファルト舗装を適用する。

４．木　材

４－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）木　材	材　質	外観・種類	観　察
		品　質	〈特〉による。

５．鋼　材

５－１　鋼矢板及び鋼杭

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
２）鋼管矢板	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
３）鋼管杭	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前、施工中適宜	〈特〉による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5530	搬入時、全数		
JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5525	搬入時、全数		
JIS A 5525	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
4） H形鋼杭	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

５－２　鋼板及び形鋼等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1） 鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

５－３　棒　鋼

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1） 普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
2） 異形棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5526	搬入時、全数		
JIS A 5526	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

５－４　控　工

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）腹起し			
２）タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合）JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
		（高張力鋼材の場合）機械的性質は〈共〉第１編2-6-5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。
３）タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			5-2鋼板及び形鋼等を適用する。
JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
機械的性質は〈共〉第１編 表2-7、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

５－５　コンクリート舗装用鋼材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）コンクリート舗装用鋼材			
イ）ダウエルバー ロ）タイバー ハ）チェアー ニ）クロスバー			
ホ）鉄　網	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
			JIS G 3112、JIS G 3551公的機関の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

６．セメント及び混和材料

６－１　セメント

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）JISマーク表示認証工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
２）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	外　観	セメントの種類	観　察
	化学成分	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

６－２　混和材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）JISマーク表示認証工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
２）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS 及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認土木学会規準D.1

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			5-3棒鋼を適用する。
JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3551		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3551	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
	搬入時適宜		
JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	１箇月１回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
〈特〉による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	１箇月１回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

６－３　コンクリート用水

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）JISマーク表示認証工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
2）JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート（上水以外）	化学成分	コンクリートの強度に対する影響	JIS A 5308 付属書C
		有害物の含有量	公的機関の試験成績表により確認

７．セメントコンクリート製品

７－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）コンクリート杭 2）コンクリート矢板 3）境界ブロック	外　観	有害な傷がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
JIS A 5308 付属書C	配合設計前	試験成績表を提出	
JIS A 5308 付属書C	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

８．瀝青材料

８－１　舗装用アスファルト材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）アスファルト コンクリート 舗装用材 （アスファルト）	化学成分	〈特〉の品質であること。	石油アスファルト JIS K 2207 又は製造工場の試験成績表により確認

８－２　プライムコート及びタックコート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）タックコート ・プライムコート	化学成分	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
針入度試験 JIS K 2207 軟化点試験 JIS K 2207 伸度試験 JIS K 2207 蒸発量試験 JIS K 2207 比重試験 JIS K 2249 セイボルトフロール度試験 舗装施工便覧 アスファルト乳剤の品質試験 JIS K 2208 クレオソート油加工エタール・タールピッチ試験方法 JIS K 2439 カットバックアスファルトの品質試験 ASTM D 2027 ASTM D 2028	当初及び製造工場又は規格の変化毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS K 2208	搬入時適宜	試験成績表（検査証明書）を提出	

９．芝・樹木等

９－１　芝及び種子

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）芝	土	性状が生育に適していること。	〈特〉又は試験成績表により確認
	芝	種類、品質が〈特〉に適合していること。	品質等証明書により確認
	肥　料	種類、品質及び配合が〈特〉に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は〈特〉による。
２）種　子 ３）播　種	土	性状が生育に適していること。	〈特〉又は試験成績表により確認
	種　子	種類、品質及び配合が〈特〉に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は〈特〉による。
	肥　料	種類、品質及び配合が〈特〉に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は〈特〉による。
	土壌改良剤、養生剤	種類、品質が〈特〉に適合していること。	品質等証明書により確認

９－２　植木等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）樹　木 ２）つる性植物 ３）竹	土	性状が生育に適していること。	〈特〉又は試験成績表により確認
	樹　木	種類、品質が〈特〉に適合していること。	〈特〉による。
	肥　料	種類、品質及び配合が〈特〉に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認　配合は〈特〉による。

10. 目地材料

10－１　目地材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）目地材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-10-1 又は〈特〉による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 2-10-2 又は〈特〉による。	産地毎に１回	品質等証明書を提出	
〈特〉による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
〈共〉第１編 2-10-1 又は〈特〉による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
〈特〉による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
〈特〉による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	
〈特〉による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-10-1 又は〈特〉による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 2-10-3 又は〈特〉による。	種類毎に搬入後適宜	品質等証明書を提出	
〈特〉による。	種類毎に１回	品質等証明書を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

10－２　コンクリート舗装用目地材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）目地板	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。
２）注入材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

11. 防食材料

11－１　アルミニウム合金陽極

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	質　量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定
	陽極性能	陽極電位（閉路電位）	製造工場の試験成績表により確認
		発生電気量	製造工場の試験成績表により確認

11－２　防食塗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）塗装材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	施工中適宜		
	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
各陽極の質量の許容範囲は±２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数　搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極	搬入前	試験成績表を提出	
2600A･h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

11－３　被覆防食材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）モルタル被覆	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。
２）保護カバー	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

12. 防舷材・滑り材

12－１　ゴム防舷材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）ゴム防舷材	材　質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が〈共〉第１編 表2-8に適合、かつ〈共〉2-13-1 ４の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書により確認。
	性　能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認
２）取付金具	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	観　察

12－２ 滑り材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）滑り材	材　質	〈特〉の材質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 〈共〉2-13-1 ４．による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料１セット	試験成績表（検査証明書）を提出。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書を提出。	
〈特〉による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

13. 係船柱

13－１　係船柱

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1)係船柱	本体･付属品の化学成分､機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷､変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

13－２ 係船環

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）係船環	材　質	〈共〉第1編表2-9-2及び〈特〉の材質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

14. 車止め・縁金物

14－１　車止め・縁金物

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）鋼　製 （縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
２）その他 （縁金物を含む）	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	外　観	使用上有害な反り等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第1編 表2-9-1	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉第1編 図5-1～3及び共第1編 表5-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉 第１編 表2-9-2	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉 第１編 表5-5及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉 第１編 表2-10	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
〈特〉による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

15. マット

15－１　アスファルトマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）アスファルトマット（洗掘防止）	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観　察
	形状寸法	厚　さ	スチールテープ等で測定
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定
２）摩擦増大マット	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観		
	形状寸法		

15－２　繊維系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

15－３　合成樹脂系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-16-1 又は〈特〉による。	1,000m^{2}に１回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
〈特〉による。	搬入時、適宜		
〈特〉による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し提出	
〈特〉による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し提出	
〈共〉第１編 2-16-1 又は〈特〉による。	1,000m^{2}に１回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
			15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。
			15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

15－４　ゴムマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
２）摩擦増大用マット	材　質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

16. コンクリート

16－１　レディーミクストコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）JISマーク表示認証工場製品	配　合	規定の品質が得られることの確認	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認
			配合設計の基礎となる資料の検討
		試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認
	スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験
	沈下度	沈下度試験（舗装用コンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ試験方法」
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験
	強　度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成
		圧縮試験	JIS A 1108

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS A 5308 及び〈特〉による。	製造前及び使用材料の変更時	配合計画書を提出	
JIS A 5308 及び〈特〉による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法
	JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照
〈共〉第１編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
〈特〉による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
規定値に対する許容範囲は± 1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
	１日１回とし、１日の打設量が 150 m^3 を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m^3 ごとに１回とすることができる。		
１回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上 ３回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。

16－１　レディーミクストコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）JISマーク表示認証工場製品	強　度	曲げ試験	JIS A 1106
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定
			打設場所で測定
	単位水量		
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144　又は、監督職員の承諾する方法

16－２　コンクリートミキサー船

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）コンクリートミキサー船			

16－３　現場練りコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）現場練りコンクリート			
イ）配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認
	現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125
		骨材の粒度	JIS A 1102
	材料の計量	計量装置の精度バッチミキサ	静荷重試験
		連続練りミキサ	キャリブレーション
		計量誤差バッチミキサ	０点、設定針、表示針を観察、確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上３回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。
〈特〉による。 ５℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
〈特〉による。 ５℃以上35℃以下			配合計画書の「指定事項」と対比
			第１編　第４章　第９節コンクリートの品質管理による。
JIS A 5308 による。	第１回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
	施工前１回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照 σ_{28} は、配合強度を標準とする。
	１日１回以上	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 表2-1	１日１回	試験成績表を提出	2-1砂を適用する。
	６箇月１回	検定合格証又は試験成績表（写）を提出	
	工事開始前１回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	
〈共〉第１編 表4-1	午前、午後の作業開始時		

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
イ）配合指定	材料の計量	計量誤差バッチミキサ	連続８バッチについて計量時の指示値又は自動記録を読み取る。
		連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認
		練混ぜ性能バッチミキサ	JIS A 1119
	練混ぜ	連続練りミキサ	土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」
		練混ぜ時間バッチミキサ	時間測定
		外観、均一性、ワーカビリチー等	観　察
	スランプ又は沈下度	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験
		沈下度試験（舗装用コンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式コンシステンシー試験方法」
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 打設現場で採取、試験
	強　度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成
		圧縮試験	JIS A 1108

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 表4-1	１箇月１回	試験成績表を提出	
〈共〉第１編 表4-1	午前、午後の作業開始時		
	６箇月１回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	工事開始前１回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
規定の時間以上及び同時間の３倍以下	午前、午後の作業開始時		
	全バッチ		
〈共〉第１編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	供試体作成時	管理表を作成し提出	
規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質16-2参照
	１日１回とし、１日の打設量が 150 m^3 を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m^3 ごとに１回とすることができる。		
１回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2 、16-3参照 少量の場合は省略できる。

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
イ）配合指定	強　度	曲げ試験	JIS A 1106
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144　又は、監督職員の承諾する方法
ロ）品質指定			

16－４　暑中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定

16－５　寒中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、打設場所で測定

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎１回の試験は、３個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2 、16-3参照 少量の場合は省略できる。
〈特〉による。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
〈特〉による。	第１回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
	随　時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
〈特〉による。暑中コンクリートは35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
	随　時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
〈特〉による。寒中コンクリートは５℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

16－６　水中コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）水中コンクリート			

16－７　袋詰コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）袋詰コンクリート			

16－８　水中不分離性コンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）水中不分離性コンクリート			

16－９　プレパックドコンクリート

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）プレパックドコンクリート			

16－10　コンクリート舗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）コンクリート舗装			

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

17. アスファルトコンクリート

17－１　アスファルト舗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）アスファルトコンクリート	配合設計	試験練り及びマーシャル試験	監督職員の承諾する方法により、〈特〉の品質が得られることを確認
	材料の計量	計量機の検定	
		計量誤差	
		骨材の合成粒度（ホットビン）	JIS A 1102 JIS A 1204 現場配合決定時の粒度と対比
	混合物	ミキサ排出時の温度	温度測定
		敷き均したときの温度（初転圧直前）	温度測定
		安定度等	舗装施工便覧（マーシャル安定度試験方法）
		抽出アスファルト量	舗装施工便覧（アスファルト混合物の抽出試験方法）
		粒　度	抽出ふるい分け試験又は印字記録
		コアによる密度の測定	舗装施工便覧（締め固めた歴青混合物の密度試験方法）

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-18-1 又は〈特〉による。	〈共〉第１編 2-18-1による。	試験成績表及び配合表を提出	舗装撤去、復旧等簡易なものについては監督職員の承諾を得て省略することができる。
			検定合格証（写）提出
	監督職員が必要と認めるとき測定		
	１日１回		
事前に監督職員に承諾を得た温度に対し±25℃かつ185 ℃以下	運搬車毎	適　宜	
110 ℃以上	運搬車毎ただし同一配合の合材100ｔ未満のものは１日２回 (午前、午後)	管理図を作成し提出	
〈共〉第１編 2-18-1	１日１回	管理図を作成し提出	
舗装施工便覧	抽出試験１日１回 印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
舗装施工便覧	抽出試験１日１回 印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
基準密度の94%以上	1,000m^2毎に１回	管理図を作成し提出	

18. 組立魚礁部材

18－１　コンクリート部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）コンクリート部材	外　観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	強　度	供試体の作成	JIS A 1132
		圧縮試験	JIS A 1108

18－２　鋼製部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	製造工場の測定結果表により確認
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	目視及びカラーチェックの他、〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉第１編 2-19-1 又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	同一の型枠を使用した場合に適用
	１日１回とし、１日の打設量が150ｍ３を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100ｍ３ごとに１回とすることができる。		
１回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-19-2 又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉第１編 2-19-2 又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	
〈共〉第１編 2-19-2 又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	

18－３　ＦＲＰ部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）ＦＲＰ部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認

18－４　その他部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）その他部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認

19. その他

19－１　ペーパードレーン

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）ドレーン材	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

19－２　路盤紙

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）路盤紙	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-19-3 又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉第１編 2-19-3 又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	
〈共〉第１編 2-19-3 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈共〉第１編 2-19-4 又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
〈共〉第１編 2-19-4 又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	
〈共〉第１編 2-19-4 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
〈特〉による。	搬入前に１回	管理表を作成し提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

19－３　防砂目地板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）防砂目地板	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

19－４　区画線及び道路標示

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）区画線及び道路標示	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

19－５　道路標識

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）道路標識	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

19－６　防護柵

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）防護柵	材　質	種　類	観　察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

19－７　溶接材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）溶接材	材　質	種　類	観　察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	溶接部の強度	引張及び曲げ	JIS Z 3121、3131等公的機関の試験成績により確認
		非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、〈特〉による。
			カラーチェック

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈共〉第１編 2-20-4 又は〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈共〉第１編 2-20-5 又は〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈共〉第１編 2-20-6 又は〈特〉による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈共〉第１編 2-20-7 又は〈特〉による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	写真又はフィルムを提出	
〈特〉による。	〈特〉による。	写真を提出	

19－８　ガス切断材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）ガス切断材	材　質	種　類	観　察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

19－９　汚濁防止膜

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）汚濁防止膜	材　質	種　類	観　察
		品　質	〈特〉による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈共〉第１編 2-20-8 又は〈特〉による。	搬入前に１回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
〈特〉による。	施工中適宜		
〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

骨材のふるい分け試験（ＪＩＳ　Ａ　１１０２）

様式・品質３－１

工　事　名
工　　種
プラント名
試料採取
場　　所
試験年月日
試験場所
測　定　者　　印　　現場代理人　　印

	細　骨　材	粗　骨　材
最大寸法		
産　　地		
比　　重		
吸 水 量		

比重、吸水量は　　年　　月　　日の測定値

細骨材の種類　　粗　粒　率				粗骨材の種類　　粗　粒　率			
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるい残留質量 (kg)	質量百分率 (%)	累加質量百分率 (%)	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるい残留質量 (kg)	質量百分率 (%)	累加質量百分率 (%)
				63			
				53			
				37.5			・
9.5				31.5			
4.75				26.5			
2.36				19			・
1.18				16			
0.6				9.5			・
0.3				4.75			・
0.15				2.36			・
皿			100	皿			100
計		100		計		100	

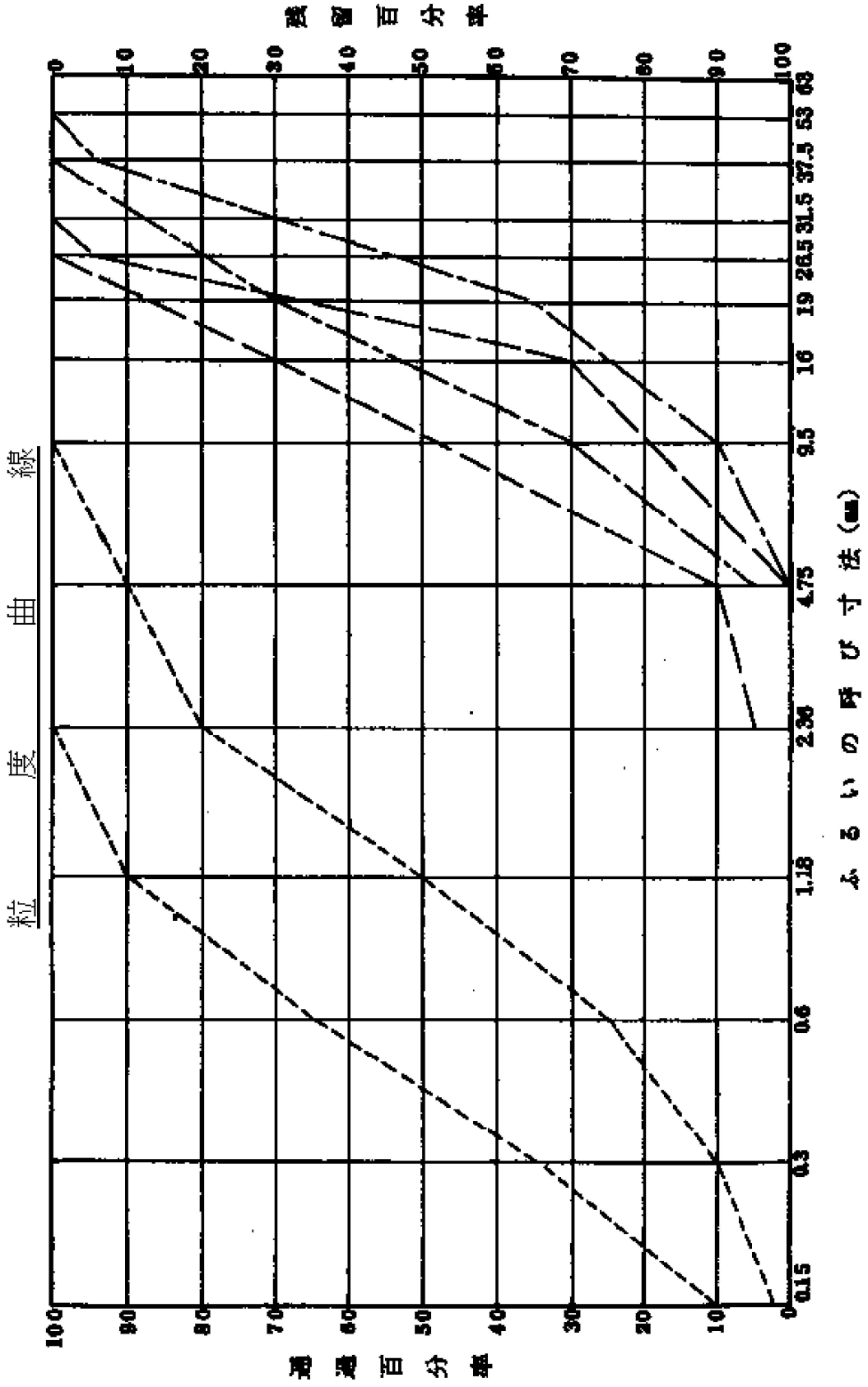
粒度曲線
通過百分率
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0
ふるいの呼び寸法(mm)
100 63 53 37.5 31.5 26.5 19 16 9.5 4.75 2.36 1.18 0.6 0.3 0.15
通過百分率

様式・品質１２－１

防舷材形状管理表（例）

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿　型式＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日＿＿＿＿＿＿＿＿　現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿

単位　mm

測定箇所		標準寸法	No.	No.	No.	備考
長さ	L_1					
	L_2					
幅	A					
	B					
高さ	H					
ボルト穴径						
ボルト穴の中心間隔	C					
	l_1					
	l_2					
その他						

（別紙）
防舷材形状測定箇所（例）

１．中空円筒形

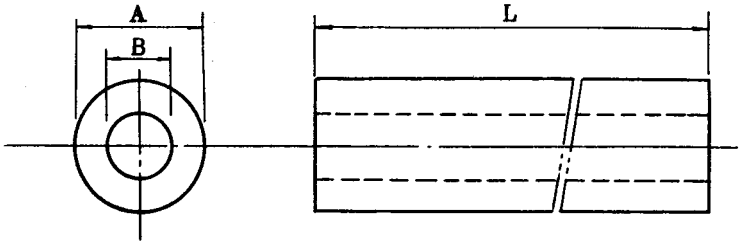

２．Ｄ　形

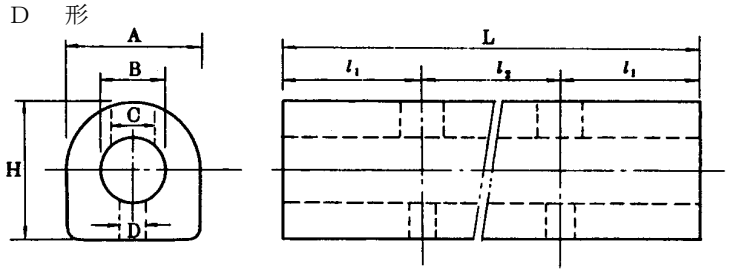

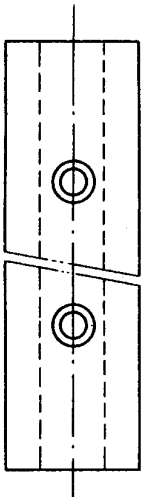

3．V　形

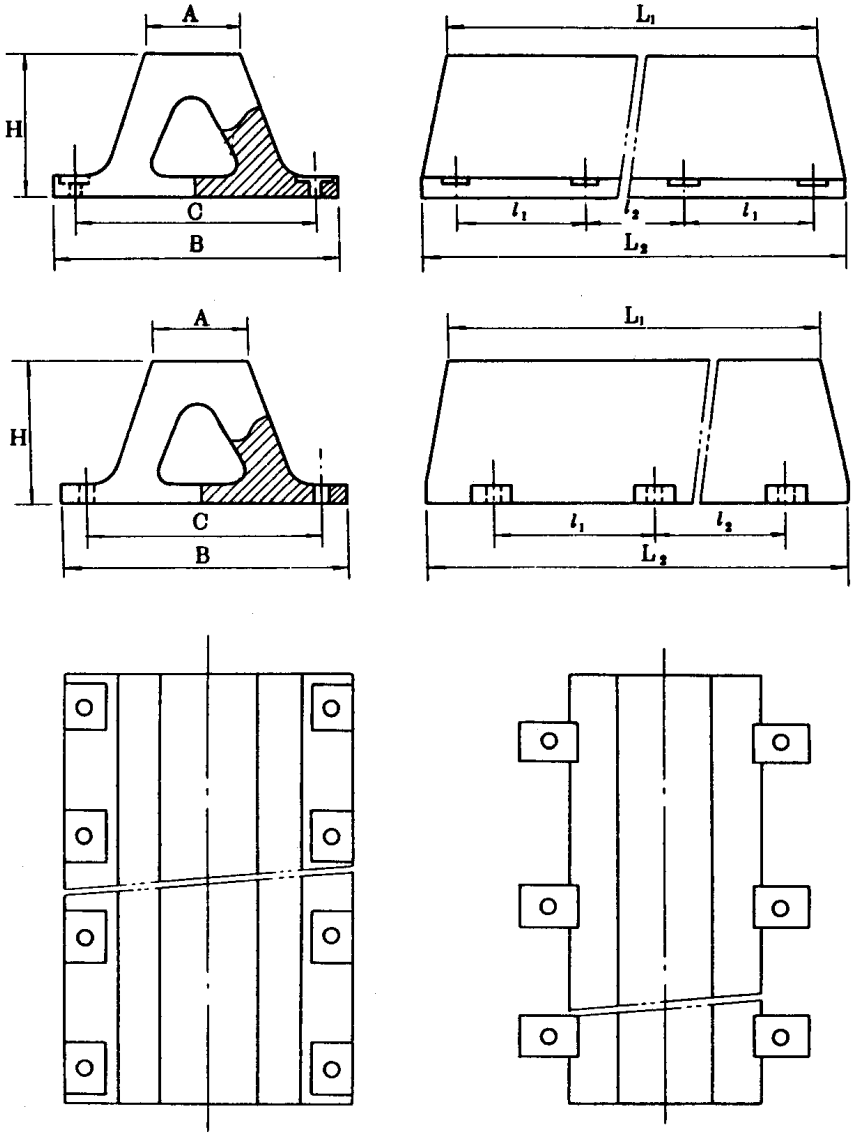

４．サークル形

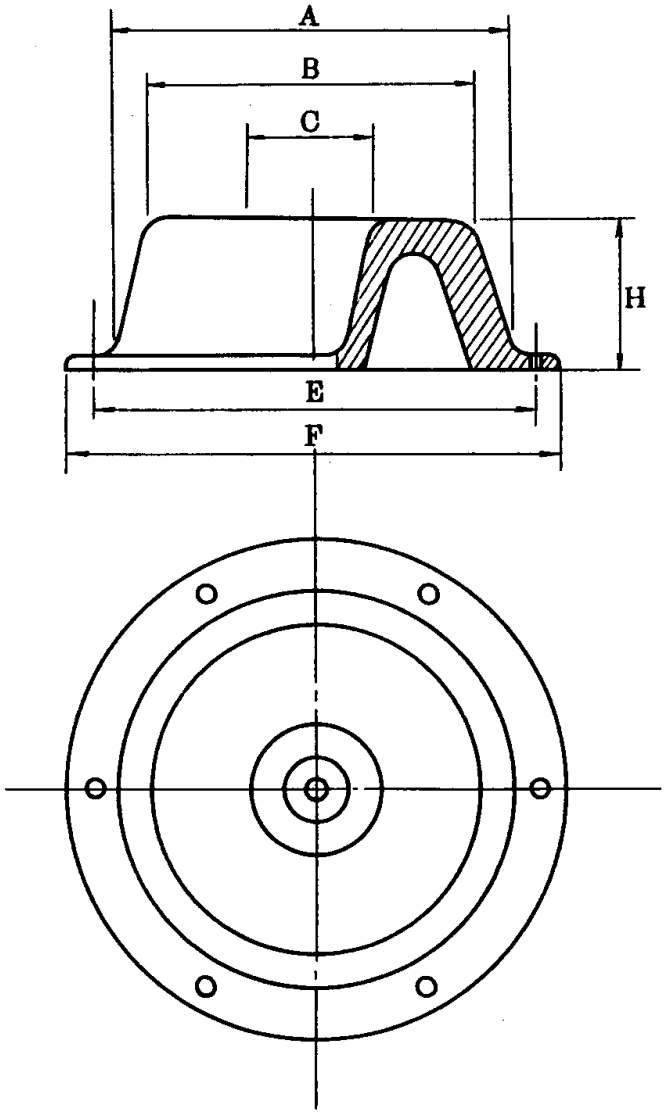

コンクリート試験成績表（試験練用）

工事名　　工種

試験日　　年　　月　　日　　立会者

試験場所　　〃　　印

1　示方配合表

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)	空気量の範囲 (%)	水セメント比 W／C (%)	細骨材率 s／a (%)

2　現場配合表

ｺﾝｸﾘｰﾄ量 (m^3)	W (kg)	C (kg)	S (kg)	G (kg)
1				

3　試料採取及び養生（JIS A 1115 及び 1132）

採取年月日	
採取場所	
採取時刻	
天候	
気温	
コンクリート温度	
スランプ	
空気量	
養生方法	
養生温度	
材令	

様式・品質１６－１

プラント名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

測　定　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

単　位　量　(kg／m^3)				
水，W	ｾﾒﾝﾄ，C	細骨材，S	粗骨材，G	混和剤(　)

混　和　剤	表　面　水（%）		摘　　要	
(ｷ，g)	S	G		

4　試験成績表（JIS A 1108 又は 1106）

供試体番号	No.	1	2	3	平　均
供試体の直径	cm				
〃　幅	〃				
〃　高さ	〃				
〃　長さ	〃				
〃　スパン	〃				
最大荷重	kN				
圧縮強度	N/mm^2				
曲げ強度	〃				
破壊状況					
その他					

コンクリート強度（圧縮／曲げ）管理表

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　工種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

打設年月日	番号	スランプ（cm）	空気量（%）	温度（℃）	試験月日	X_1

設計条件

呼び強度	N/mm²	標準偏差	N/mm²
粗骨材の最大寸法	mm	変動係数	%
スランプの範囲	cm～ cm	割増係数	
空気量の範囲	%～ %	配合強度	N/mm²

X管理

管理限界＝

UCL＝

LCL＝

$\overline{X} = \dfrac{\Sigma X}{N} =$

※ＪＩＳ工場の場合はRs、Rm、$(X-\overline{X})^2$、標準偏差、変動係数、割増係数、配合強度は不要

様式・品質１６－２

現場代理人

σ_{28}			Ｒｓ	Ｒｍ	$(X-\overline{X})^2$	摘　　要
X_2	X_3	平均値Ｘ				

図　　Ｒｓ管理図　　Ｒｍ管理図　　標準偏差 $\sigma = \sqrt{\dfrac{\Sigma (X-\overline{X})^2}{N-1}}$

$\overline{X} \pm 2.66\overline{Rs}$　管理限界＝$3.27\overline{Rs}$　管理限界＝$2.57\overline{Rm}$ (n＝3)

ＵＣＬ＝　　ＵＣＬ＝

$\overline{Rs} = \dfrac{\Sigma Rs}{N-1} =$　　$\overline{Rm} = \dfrac{\Sigma Rm}{N} =$　　変動係数Ｖ＝ $\dfrac{\sigma}{\overline{X}} \times 100 =$

コンクリート強度（圧縮／曲げ）管理図

工事名　　工種

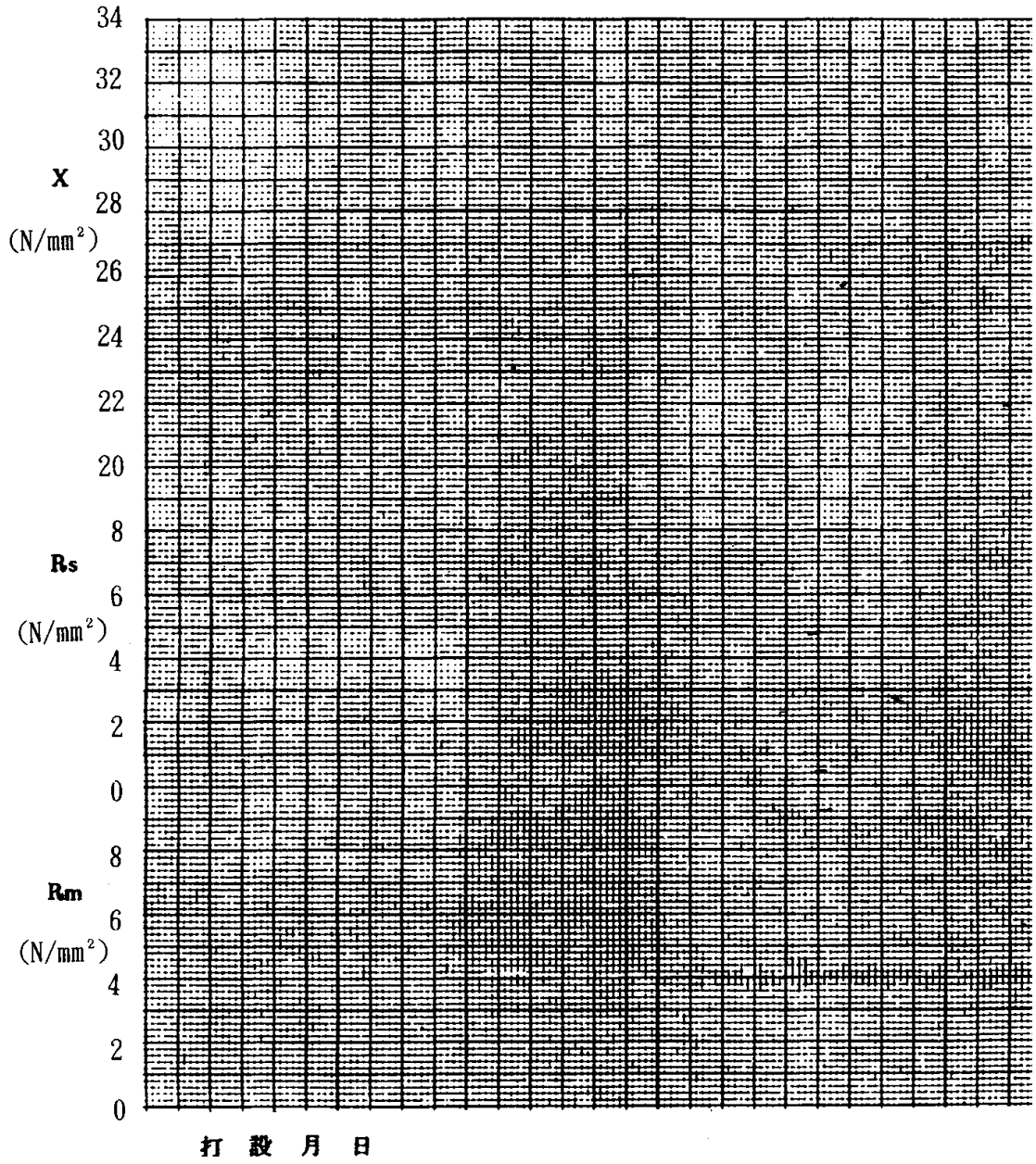

様式・品質１６－３

現場代理人

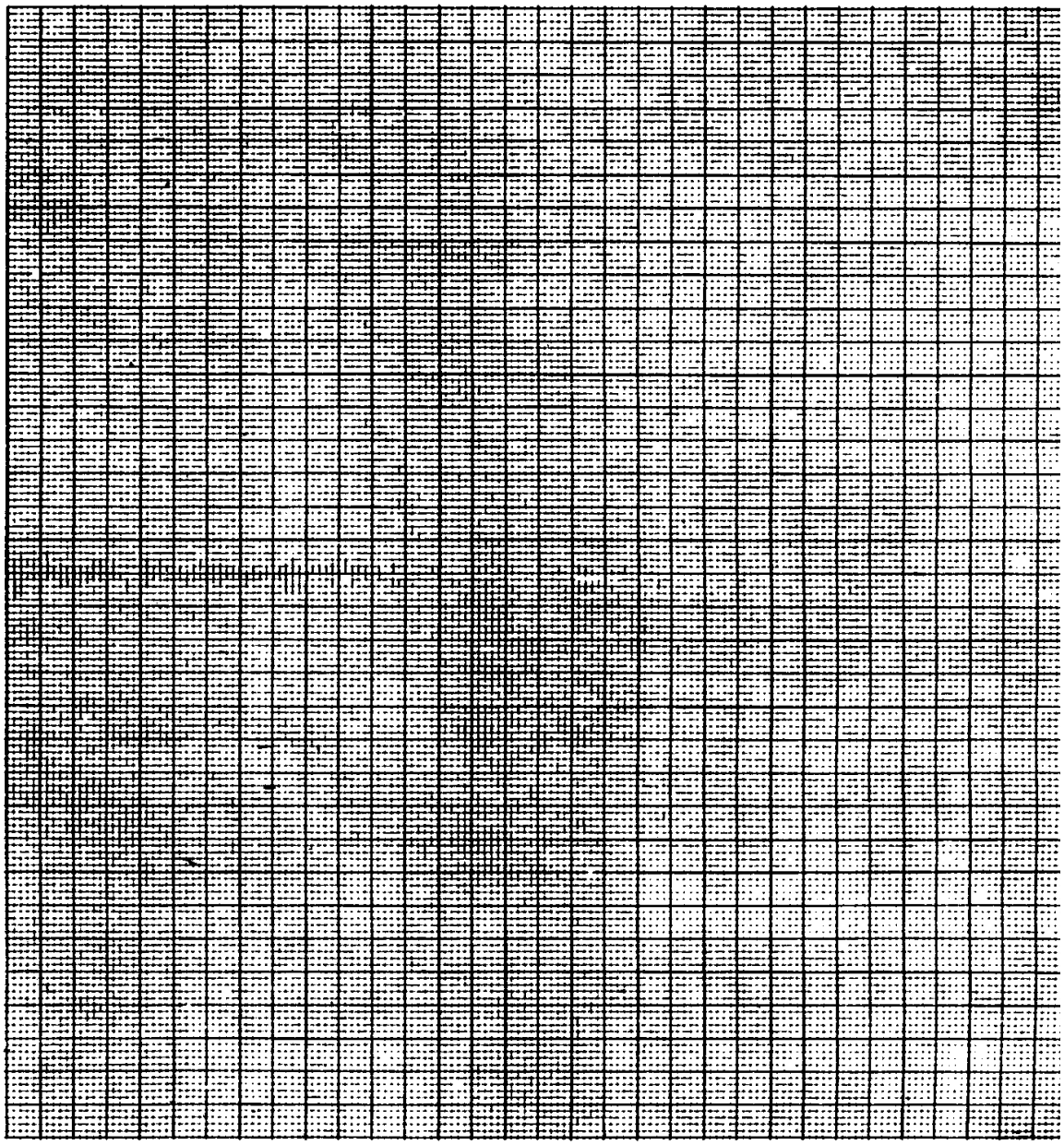

漁港漁場関係工事出来形管理基準

凡　例

〈特〉　；図面及び特記仕様書
〈共〉　；漁港漁場関係工事共通仕様書
　業務共通仕様書；漁港漁場設計・測量・調査等
　　業務共通仕様書

漁港漁場関係工事出来形管理基準

目　　次

１．共通的工種
１－１　圧密・排水工　…… 312
１－２　締固工　…… 316
１－３　固化工　…… 318
１－４　洗掘防止工　…… 320
１－５　中詰工　…… 320
１－６　蓋コンクリート工　…… 320
１－７　蓋ブロック工　…… 320
１－８　鋼矢板工　…… 322
１－９　控工　…… 324
１－10　鋼杭工　…… 328
１－11　コンクリート杭工　…… 328
１－12　防食工　…… 330
１－13　コンクリート舗装工　…… 332
１－14　アスファルト舗装工　…… 334
１－15　植生工　…… 336

２．土捨工　管理基準なし

３．海上地盤改良工
３－１　床掘工　…… 338
３－２　置換工　…… 338
３－３　圧密・排水工　…… 338
３－４　締固工　…… 338
３－５　固化工　…… 338

４．基礎工
４－１　基礎盛砂工　…… 340
４－２　洗掘防止工　…… 340
４－３　基礎捨石工　…… 342
４－４　基礎ブロック工　…… 344
４－５　基礎栗石工　…… 344

５．本体工（ケーソン式）
５－１　ケーソン製作工　…… 346
５－２　ケーソン進水据付工　…… 346
５－３　中詰工　…… 348
５－４　蓋コンクリート工　…… 348
５－５　蓋ブロック工　…… 348

６．本体工（ブロック式）
６－１　本体ブロック製作工　…… 348
６－２　本体ブロック据付工　…… 350
６－３　中詰工　…… 350
６－４　蓋コンクリート工　…… 350
６－５　蓋ブロック工　…… 350
６－６　前面壁ブロック工、張りブロック工　…… 350

７．本体工（場所打式）
７－１　場所打コンクリート工　…… 352
７－２　水中コンクリート工　…… 352
７－３　プレパックドコンクリート工　…… 352
７－４　水中不分離性コンクリート工　…… 352
７－５　止壁工　…… 354

８．本体工（捨石・捨ブロック式）
８－１　洗掘防止工　…… 354
８－２　本体捨石工　…… 354
８－３　捨ブロック工　…… 354
８－４　場所打コンクリート工　…… 356

９．本体工（鋼矢板式）
９－１　鋼矢板工　…… 356
９－２　控　工　…… 356

10．本体工（コンクリート矢板式）
10－１　コンクリート矢板工　…… 358
10－２　控　工　…… 358

11. 本体工（鋼杭式）
11－1　鋼杭工　…… 358

12. 本体工（コンクリート杭式）
12－1　コンクリート杭工　…… 358

13. 被覆・根固工
13－1　被覆石工　…… 360
13－2　被覆ブロック工　…… 360
13－3　根固ブロック工　…… 360

14. 上部工
14－1　上部コンクリート工　…… 362
14－2　上部ブロック工　…… 362

15. 付属工
15－1　係船柱工　…… 364
15－2　防舷材工　…… 364
15－3　車止・縁金物工　…… 364
15－4　防食工　…… 366
15－5　付属設備工　…… 366
15－6　滑り材工　…… 366

16. 消波工
16－1　洗掘防止工　…… 366
16－2　消波ブロック工　…… 366

17. 裏込・裏埋工
17－1　裏込工　…… 368
17－2　裏埋工　…… 368
17－3　裏埋土工　…… 368

18. 陸上地盤改良工
18－1　圧密・排水工　…… 370
18－2　締固工　…… 370
18－3　固化工　…… 370

19. 土　工
19－1　掘削工　…… 370
19－2　盛土工　…… 370
19－3　路床盛土工…… 370
19－4　法面工　…… 370

20. 舗装工
20－1　コンクリート舗装工　…… 372
20－2　アスファルト舗装工　…… 372

21. 維持補修工
21－1　維持塗装工　…… 372
21－2　防食工　…… 372

22. 魚礁工
22－1　魚礁製作工・単体魚礁製作　…… 374
22－2　魚礁製作工・組立魚礁製作　…… 374
22－3　魚礁沈設工　…… 376

23. 増殖場工
23－1　着定基質製作工・単体着定基質製作　…… 376
23－2　着定基質製作工・組立着定基質製作　…… 378
23－3　着定基質設置工　…… 378
23－4　石材着定基質工　…… 378

24. 構造物撤去工
24－1　取壊し工　…… 378
24－2　撤去工　…… 378

25. 仮設工
25－1　仮設鋼矢板工　…… 380
25－2　仮設鋼管杭・鋼管矢板工　…… 380
25－3　仮設道路工　…… 382

26. 雑　工
26－１　現場鋼材溶接工 …… 382
26－２　現場鋼材切断工 …… 382
26－３　その他雑工 …… 382

27.　浚渫工
27－１　ポンプ浚渫工 …… 384
27－２　グラブ浚渫工 …… 384
27－３　硬土盤浚渫工 …… 384
27－４　岩盤浚渫工 …… 384
27－５　バックホウ浚渫工 …… 384

28. 埋立工
28－１　固化工 …… 384
28－２　埋立土工 …… 384

29. 道路舗装工
29－１　コンクリート舗装工 …… 386
29－２　アスファルト舗装工 …… 386
29－３　道路付属工 …… 386

30.　緑地工
30－１　植生工 …… 386

［ 参　考 ］

様式・出来形 1-1-2(1)　; 敷砂出来形管理表 …… 388
様式・出来形 1-1-2(2)　; 敷砂出来形管理図 …… 389
様式・出来形 1-2-2(1)　; ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ出来形管理表 …… 390
様式・出来形 1-2-2(2)　; 砂投入管理表 …… 391
様式・出来形 1-2-2(3)　; 締固工深浅図 …… 392
様式・出来形 1-3-1(1)　; 深層混合処理杭出来形管理表 …… 393
様式・出来形 1-3-1(2)　; 深層混合処理杭鉛直度管理表 …… 394

様式・出来形 1-4-1(1) ；洗掘防止マット出来形管理表 …… 395
様式・出来形 1-4-1(2) ；洗掘防止マット出来形管理図 …… 396
様式・出来形 1-5-1 ；砂・石材中詰出来形管理表 …… 397
様式・出来形 1-6-1 ；蓋コンクリート出来形管理表 …… 398
様式・出来形 1-8-2 ；鋼矢板出来形管理表 …… 399
様式・出来形 1-9-5 ；腹起出来形管理表 …… 400
様式・出来形 1-9-6 ；タイ材出来形管理表 …… 401
様式・出来形 1-10-2(1) ；鋼杭打込記録 …… 402
様式・出来形 1-10-2(2) ；鋼杭出来形管理表 …… 403
様式・出来形 1-12-1(1) ；電気防食出来形管理表 …… 404
様式・出来形 1-12-1(2) ；電気防食電位測定管理表 …… 405
様式・出来形 1-13-1(1) ；路盤出来形管理表 …… 406
様式・出来形 1-13-1(2) ；路盤出来形管理図 …… 407
様式・出来形 1-14-3(1) ；舗装出来形管理表 …… 408
様式・出来形 1-14-3(2) ；舗装出来形管理図 …… 409
様式・出来形 3-2-1 ；置換材出来形管理表 …… 410
様式・出来形 4-3-2(1) ；基礎石均し出来形管理図(1) …… 411
様式・出来形 4-3-2(2) ；基礎石均し出来形管理図(2) …… 412
様式・出来形 5-1-1 ；ケーソン製作出来形管理表 …… 413
様式・出来形 5-2-1 ；ケーソン据付出来形管理表 …… 414
様式・出来形 6-1(1) ；ブロック（方塊）製作出来形管理表 …… 415
様式・出来形 6-1(2) ；Ｌ型ブロック製作出来形管理表 …… 416
様式・出来形 6-1(3) ；セルラーブロック製作出来形管理表 …… 417
様式・出来形 6-1(4) ；ブロック製作等外見チェックリスト …… 418
様式・出来形 13-1-1(1) ；被覆石均し出来形管理図(1) …… 419
様式・出来形 13-1-1(2) ；被覆石均し出来形管理図(2) …… 420
様式・出来形 13-3-1 ；根固ブロック製作出来形管理表 …… 421
様式・出来形 14-1(1) ；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表 422
様式・出来形 14-1(2) ；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表 … 423
様式・出来形 15-1-1 ；係船柱出来形管理表 …… 424
様式・出来形 15-2-1 ；防舷材出来形管理表 …… 425
様式・出来形 15-3-1 ；車止出来形管理表 …… 426
様式・出来形 17-3-1 ；土砂掘削出来形管理表 …… 427
様式・出来形 22-1 ；単体魚礁出来形管理図 …… 428
様式・出来形 22-2 ；組立魚礁組立出来形管理図 …… 429

様式・出来形 22-3(1)　; 魚礁沈設出来形管理表(1)　…… 430
様式・出来形 22-3(2)　; 魚礁沈設出来形管理表(2)　…… 431
様式・出来形 22-3(3)　; 魚礁沈設出来形管理表(3)　…… 432
様式・出来形 22-3(4)　; 魚礁沈設出来形管理表(4)　…… 433
様式・出来形 22-3(5)　; 魚礁沈設出来形管理表(5)　…… 434
様式・出来形 23-4　; 石材投入出来形管理表　…… 435
様式・出来形 26-1(1)　; すみ肉溶接出来形管理表　…… 436
様式・出来形 26-1-(2)　; 突合わせ溶接出来形管理表　…… 437
様式・出来形 26-1-1(3)　; 鉄筋フレア溶接出来形管理表　…… 438
様式・出来形 27-1(1)　; 浚渫出来形管理表　…… 439
様式・出来形 27-1(2)　; 浚渫出来形管理図　…… 440

１．共通的工種

１－１　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．サンドドレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	砂の投入量	打込記録の確認	全　数
２．敷砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔10ｍ以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔20ｍ以下
３．載荷土砂	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔10ｍ以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔20ｍ以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形1-1-2参照
天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
10cm			
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し	天端高　±50cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
10cm			

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
４．ペーパードレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全　数
５．グラベルマット	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
６．グラベルドレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	砕石の投入量	打込記録の確認	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形1-1-2参照
天端高１cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
10cm			
１cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
$0.1m^3$	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		

１－２　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ロッドコンパクション	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	充填材の投入量		
	天端高	打込記録の確認	全　数
	先端深度	打込記録の確認	全　数
２．サンドコンパクションパイル	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数
	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。
３．盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。
４．敷砂均し			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
1.0m^3	測定記録等の提出		
10cm	打込記録の提出	天端高 ＋規定しない －０	
10cm	打込記録の提出	先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
１cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形1-2-2参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
			1-1-2敷砂均しを適用する。

１－３　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．深層混合処理杭	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は〈特〉による。
	鉛直度 接　合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数　深度方向に２～５ｍ程度毎に測定（引抜きと貫入時）
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数
	固化材吐出量	流量計等により固化材のｍ当りの吐出量を確認	改良杭全数
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後
２．敷砂均し			
３．事前混合処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔10ｍ以下
		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔20ｍ以下
４．表層固化処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔10ｍ以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は〈特〉による。	様式・出来形1-3-1参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
１分又は１cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	〈特〉による。	陸上施工は除く。
１cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
１ℓまたは１ t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提		
10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
			1-1-2敷砂均しを適用する。
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
天端幅10cm 天端高１cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	〈特〉による。	
10cm			
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
天端幅10cm 天端高・厚さ１cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	〈特〉による。	

１－４　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20ｍに１箇所以上
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

１－５　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)
２．コンクリート中詰 ３．プレパックドコンクリート中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)

１－６　蓋コンクリートエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所(中心)

１－７　蓋ブロックエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
２．蓋ブロック据付	蓋ブロック据付（天端高）	レベル、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット
１cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	陸上±５cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
１cm	管理表を作成し提出	陸上±３cm 水中±５cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	陸上±３cm 水中±５cm	様式・出来形1-6-1参照

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	
１cm	管理表を作成し提出		
１cm	管理表を作成し提出		

１－８　鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．先行掘削	位　置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	全　数
	掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全　数
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）
２．鋼矢板			
イ）鋼矢板	打込記録	〈共〉第１編 5-3-13-2-(10)	40枚に１枚
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全　数
ロ）鋼管矢板	打込記録	〈共〉第１編 5-3-13-2-(10)	20本に１本
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に１本及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に１本及び変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に１本
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		
	打込記録を提出		
1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		

１－９　控工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．控鋼矢板	打込記録	〈共〉第１編 5-3-14-2-(10)	40枚に１枚
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全　数
２．控鋼杭	打込記録	〈共〉第１編 5-3-14-3-(8)	20本に１本
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数
３．プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数
	法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		
	打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1°	管理表を作成し提出	直杭２°以下 斜杭３°以下	
1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm 壁厚±１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
４．場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
５．腹　起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数
	継手位置	観　察	取付完了時、全数
	ボルトの取付け	観　察	取付完了時、全数
	矢板と腹起しとの密着度	観　察	タイロッド毎、全数
６．タイ材			
イ）タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
	定着ナットの締付け	観　察	全　数
	ターンバックルのねじ込み長さ	観　察	全　数
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観　察	全　数
	支保材の天端高	レベル等により測定	適　宜
ロ）タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
	定着ナットの締付け	観　察	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	
1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
ロ）タイワイヤー取付	定着具端部栓の取付け	観　察	全　数
	トランペットシースの取付	観　察	全　数

１－10　鋼杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．先行掘削			
２．鋼　杭	打込記録	〈共〉第１編 5-3-15-2-(9)	20本に１本
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数

１－11　コンクリート杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に１本
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-8-1先行掘削を適用する。
	打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
１cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
１°	管理表を作成し提出	直杭２° 以下 斜杭３° 以下	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	JIS A 7201 付表５ 打込み工法記録を作成し提出		
１cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
１cm	管理表を作成し提出	±５cm	
１°	管理表を作成し提出	直杭２°以下 斜杭３°以下	

１－12　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎
２．ＦＲＰモルタル被覆	取付高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以上
３．ペトロラタム被覆	取付高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全　数 矢板；監督職員の指示による
４．コンクリート被覆	高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以上
５．防食塗装	高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全　数 矢板；50m^{2}に１箇所以上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１Ｃｍ	測定表を作成し提出	±20㎝　※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議	様式・出来形1-12-1参照
１ｍＶ	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；－770ｍＶ 海水塩化銀基準；－780ｍＶ 又は飽和硫酸銅電極基準；－850ｍＶ	
〈特〉による	測定表を作成し提出	〈特〉による	測定密度における矢板の１打設とは、コンクリートモルタルの配合１回当たりの打設を示す。
〈特〉による	測定表を作成し提出	〈特〉による	
〈特〉による	測定表を作成し提出	〈特〉による	測定密度における矢板の１打設とは、コンクリートモルタルの配合１回当たりの打設を示す。
〈特〉による	測定表を作成し提出	〈特〉による	

１－13　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．下層路盤	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所
	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は〈特〉による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
２．上層路盤	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は〈特〉による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
３．路盤（船揚場）	高　さ	レベル等により測定	中心及び両端部の３点を延長20m又は測点毎に１箇所
	厚　さ	レベル等により測定	延長20m又は測点毎に１箇所
	幅	スチールテープ等により測定	延長20m又は測点毎に１箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所
４．コンクリート舗装版	厚　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
	平坦性	３ｍプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照 船揚場に適用する
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	船揚場に適用する
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	船揚場に適用する
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	船揚場に適用する
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 1 cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めたときは、コアを採取する。
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 ２mm以下 人力舗設の場合 ３mm以下	船揚場に適用しない

１－14　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．下層路盤	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所
	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は〈特〉による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
２．上層路盤	厚　さ	レベル等により測定	舗装は1,000ｍ^{2}に１箇所、道路舗装は〈特〉による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
３．基　層	厚　さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000ｍ^{2}に１箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
４．表　層	厚　さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000ｍ^{2}に１箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
	平坦性	３ｍプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －4.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －1.2cm	様式・出来形1-14-3参照
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 9 mm	様式・出来形1-14-3参照
1 mm	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下	

１－15　植生工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．張　芝 ２．筋　芝	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後
	植生状況	観　察	施工完了後、区域全体
３．播　種 ４．種子吹付	材料の使用数量	使用数量表等により確認	施工完了後
	長さ、幅（面積）	スチールテープ等により測定	施工完了後
	植生状況	〈特〉による。	〈特〉による。
５．植　栽	材料の使用数量	使用数量表等により確認	搬入時、全数
	樹高、枝張り幅、幹周り	スチールテープ等により測定	種類毎、搬入後適宜
	植付け状況	観　察	施工完了後、全本数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	使用数量表等を作成し提出		
10cm (0.1m^2)	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	観察結果を報告		
	使用数量表等を作成し提出		
10cm (0.1m^2)	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	〈特〉による。	〈特〉による。	
	使用数量表等を作成し提出		
樹高、枝張り幅 10cm 幹周り　１cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	
	観察結果を報告		

２．土捨工　管理基準なし

３．海上地盤改良工

３－１　床掘工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ポンプ床掘 ２．グラブ床掘 ３．硬土盤床掘 ４．砕岩床掘 ５．バックホウ床掘	水　深 （底面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	〈特〉による。
	（法面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	〈特〉による。

３－２　置換工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．置換材均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下

３－３　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
圧密・排水工			

３－４　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
締固工			

３－５　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は〈特〉による。	断面図は監督職員が指示したとき作成し提出
10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側２ｍ(法面に直角) 内側30cm(法面に直角）又は〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形3-2-1参照
天端高１cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50cm又は〈特〉による 天端幅、法面は〈特〉による。	
10cm			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-1圧密・排水工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-2締固工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-3固化工を適用する。

４．基礎工

４－１　基礎盛砂工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．盛砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20ｍ以下 測点間隔20ｍ以下

４－２　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形1-1-2参照
10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し	天端高　±30cm天端幅、法面勾配は〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-4洗掘防止工を適用する。

４－３　基礎捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点３点以上、但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
２．捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
３．捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点３点以上、但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
1 cm	出来形図を作成し提出	± 5 cm	様式・出来形4-3-2参照
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	注)-1　±50cm、岸壁前面＋０,－20cm又は〈特〉による。 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は〈特〉による。	注)-1　係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	出来形図を作成し提出	注)-2　±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は〈特〉による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

４－４　基礎ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	全　数
２．基礎ブロック据付	法線に対する出入り	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段のみ）

４－５ 基礎栗石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．基礎栗石均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) ３cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	均し出来形図を作成し提出	±５cm	
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －０	

５．本体工（ケーソン式）

５－１　ケーソン製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎
	高　さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅
	幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
	長　さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
	壁　厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁１箇所
	底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部１箇所
	フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅
	対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時
	バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部１箇所

５－２　ケーソン進水据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端２箇所
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端２箇所
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	
1 cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	様式・出来形5-1-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	±１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	＋３cm －１cm	
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂　±10cm ｺﾝｸﾘｰﾄ　±５cm	投入量管理

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

５－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

５－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

５－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

６．本体工（ブロック式）

６－１　本体ブロック製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-7蓋ブロック工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 Ｌ型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
１cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		

６－２　本体ブロック据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段のみ）

６－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

６－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

６－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

６－６ 前面壁ブロック工、張りブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ブロック製作	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に１個以上測定
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に１個以上測定
２．ブロック据付	法線に対する出入（先端止壁の	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき１箇所
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所（上段、下段）
	天端高	レベル等により測定	据付後測線につき３箇所（下段、中断、上段）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	Ｌ型ブロック セルラーブロック ５cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) ３cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-7蓋ブロック工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm	様式・出来形13-3-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	３cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	前面壁は１箇所
1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による	前面壁は測線につき１箇所

７．本体工（場所打式）

７－１　場所打コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工			
イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎

７－２　水中コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
水中コンクリート工			

７－３　プレパックドコンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
プレパックドコンクリート工			

７－４　水中不分離性コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
水中不分離性コンクリート工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
1 cm	測定表を作成し提出	±５cm 注） 又は〈特〉による。	
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
1 cm	測定表を作成し提出	±３cm	
1 cm	測定表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

７－５ 止壁工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．止壁コンクリート	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	測点毎に１箇所 測点間隔は10ｍ以下
	天端幅	スチールテープ等により測定	測点毎に１箇所 測点間隔は10ｍ以下
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上

８．本体工（捨石・捨ブロック式）

８－１　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

８－２　本体捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
本体捨石工			

８－３　捨ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に１個以上測定
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に１個以上測定
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に１個以上測定
２．捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-4洗掘防止工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			4-3基礎捨石工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm 壁厚±１cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出	±５cm	
1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) ３cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

８－４　場所打コンクリートエ

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所

９．本体工（鋼矢板式）

９－１　鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
鋼矢板工			

９－２　控　工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
控　工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
１cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	
１cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
１cm	測定表を作成し提出	±５cm 注） 又は〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-8鋼矢板工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-9控工を適用する。

10. 本体工（コンクリート矢板式）

10－１　コンクリート矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測	施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全　数

10－２　控　工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
控　工			

11. 本体工（鋼杭式）

11－１　鋼杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
鋼杭工			

12. 本体工（コンクリート杭式）

12－１　コンクリート杭工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート杭工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満2/100以下	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-9控工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-10鋼杭工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-11コンクリート杭工を適用する。

13. 被覆・根固工

13－１ 被覆石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
２．被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点３点以上但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。

13－２　被覆ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．被覆ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に１個以上
２．被覆ブロック据付	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）

13－３　根固ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
２．根固ブロック据付			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形13-1-1参照
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm、 異形ブロック据付面（整積）±30cm 岸壁前面 ＋０，－20cm又は〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面（整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
10cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形13-3-1参照
１cm	管理表を作成し提出		
			13-2-2被覆ブロック据付を適用する。

14. 上部工

14－１　上部コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
上部コンクリート工			
イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎
ハ）桟　橋			

14－２　上部ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±２cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－２cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±３cm 天端幅10mを超える場合は＋５cm－３cm	注）本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満　±20cm 2,000t以上　±30cm
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
1 cm	測定表を作成し提出	±５cm 注） 又は〈特〉による。	
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
1 cm	測定表を作成し提出	±２cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －０	
1 cm	測定表を作成し提出	±３cm	
1 cm	測定表を作成し提出		
			14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm, －１cm 高さ＋２cm, －１cm 長さ＋２cm, －１cm 壁厚±１cm	
1 cm	管理表を作成し提出		

14－２　上部ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
２．上部ブロック据付			
イ）防波堤			
ロ）岸　壁			
ハ）桟橋上部コンクリート			

15. 付属工

15－１　係船柱工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基
	直柱基礎コンクリート（ 幅 ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端
	（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面
	（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点

15－２　防舷材工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

15－３　車止・縁金物工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を１点

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			14-1上部コンクリート工 ｲ)防波堤を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ﾊ)桟橋を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	曲柱± 2 cm 直柱± 2 cm	様式・出来形15-1-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	

15－３　車止・縁金物工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
車止・縁金物工	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工１スパンに２箇所
	塗　装	目視による観察	
	警戒色（シマ模様）	スチールテープ等により測定	完了時適宜

15－４　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
防食工			

15－５　付属設備工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
係船環	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了時、全数
	取付間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数
	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

15－６ 滑り材工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．滑り材	延長	スチールテープ等により測定	取付完了時、適宜

16. 消波工

16－１　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

16－２　消波ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	10個に１個以上
２．消波ブロック据付	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
	観察結果を報告		
	確認結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-12防食工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	±２cm	様式・出来形15-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	規定しない －０	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-4洗掘防止工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
10cm	管理表を作成し提出		

17. 裏込・裏埋工

17－１　裏込工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
２．裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
３．吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに１箇所以上
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

17－２　裏埋工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
裏埋材	地盤高 （陸上部）	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
	（水中部）	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

17－３　裏埋土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．土砂掘削 ２．土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに１箇所以上
	幅	スチールテープ等により測定	延長20mに１箇所以上
	法長	スチールテープ等により測定	延長20mに１箇所以上
	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	±20cm （法面に直角）	マット等を使用する場合を含む。
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
10cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形17-3-1参照
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

18. 陸上地盤改良工

18－１　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
圧密・排水工			

18－２　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
締固工			

18－３　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

19. 土　工

19－１　掘削工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．土砂掘削			

19－２　盛土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．土砂盛土			

19－３　路床盛土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
1．路床盛土	高　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20ｍに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40ｍに１箇所
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20ｍに１箇所、道路舗装は延長40ｍに１箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	両端２箇所

19－４　法面工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．法　面			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-1圧密・排水工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-2締固工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			17-3-1土砂掘削を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			17-3-2土砂盛土を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －10cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。

20. 舗装工

20－１　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート舗装工			

20－２　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
アスファルト舗装工			

21. 維持補修工

21－１ 維持塗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
２．車止塗装			
イ）鋼　製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
ロ）その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
３．縁金物塗装			

21－２　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
防食工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-13コンクリート舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	確認結果を提出	〈特〉による。	
	確認結果を提出	〈特〉による。	
	確認結果を提出	〈特〉による。	
			21-1-2車止塗装を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-12防食工を適用する。

22. 魚礁工

22－１　魚礁製作工・単体魚礁製作

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．単体魚礁製作	型枠形状寸法	観　察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観	観　察	10個に1個以上

22－２　魚礁製作工・組立魚礁製作

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に１基以上測定
	ボルトの取付け	観　察	全箇所
	ボルトの締付け	トルクレンチ等による測定	〈特〉による
２．鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に１基以上測定
	のど厚、脚長、溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。
	有害な欠陥の有無	観　察	全　数
	溶接部非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、〈特〉による。	〈特〉による。
		カラーチェック	〈特〉による。
３．ＦＲＰ部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に１基以上測定
	接続帯の取付け	観　察	接続終了後、全箇所
４．重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10基に１基以上測定

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		魚礁メーカー貸与型枠以外による場合は、６－６前面壁ブロック工、張ブロック工を適用
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎜	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ ＋10㎜×部材連数 － 5㎜×部材連数	様式・出来形22-2参照
	観察結果を報告		
〈特〉による	管理表を作成し提出	〈特〉による	
１㎜	管理表を作成し提出	幅　＋30㎜, －10㎜ 高さ＋30㎜, －10㎜ 長さ＋30㎜, －10㎜	
１㎜	測定表を作成し提出	〈特〉による。	ボルト止めの溶接長は、（隙間腐食防止のため）不要
	観察結果を報告		
	写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
	写真を提出	〈特〉による。	
１㎜	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形22-2参照
	観察結果を報告	〈特〉による。	
１cm	管理表を作成し提出	幅　＋３cm, －１cm 高さ＋３cm, －１cm 長さ＋３cm, －１cm	

22－３　魚礁沈設工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．魚礁沈設	位置 集中配置 （乱積配置）	ＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等により測定	魚礁沈設時に10基に１基以上測定
	位置 ゾーン配置	ＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等により測定	魚礁沈設時に10基に１基以上測定
	位置 計画配置 （相対配置）	ＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等により測定	魚礁沈設時に全基測定
	高さ	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から８方位を測定 計画配置は〈特〉による。
	長さ、幅	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から８方位を測定 計画配置は〈特〉による。

23. 増殖場工

23－１　着定基質製作工・単体着定基質製作

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．着定基質製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	10個に１個以上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内 その他は〈特〉による。	様式・出来形22-3参照
緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内 ゾーン配置：重ならないこと、その他は〈特〉による。	
緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内 計画配置：重ならないこと、その他は〈特〉による。	
１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	集中配置： ＋　規定しない －　0	集中配置：最高部の許容範囲
１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		魚礁タイプは、22-1 魚礁工 魚礁工・単体魚礁製作を適用する。
	観察結果を報告		

23－２　着定基質製作工・組立着定基質製作

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．着定基質組立			

23－３　着定基質設置工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．着定基質設置	位置 計画配置（相対配置）	ＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等により測定	着定基質設置時に全基測定
	長さ、幅	音響測深器等により測定	〈特〉による。
	天端高	音響測深器等により測定	〈特〉による。

23－４　石材着定基質工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．石材投入	投入位置	ＧＮＳＳ及びＤ－ＧＮＳＳ等により測定	〈特〉による。
	長さ、幅	音響測深器等により測定	各３測線以上

24. 構造物撤去工

24－１　取壊し工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。

24－２　撤去工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	潜水士による観察	〈特〉による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			22－２　魚礁製作工・組立魚礁製作を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	重ならないこと、その他は〈特〉による。	様式・出来形22-3（計画配置）参照
１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	
１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離±30m	様式・出来形23-4参照
１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	様式・出来形23-4参照

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告	〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		

24－２　撤去工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
２．鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。
３．腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。
４．舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視による観察	〈特〉による。
５．石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。
６．ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。
７．ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。
８．鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	〈特〉による。
	外　観	目視又は潜水士による観察	〈特〉による。

25. 仮設工

25－１ 仮設鋼矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に１枚（H形鋼杭は全数）
	根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に１枚（H形鋼杭は全数）

25－２ 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．先行掘削			
２．仮設鋼管杭・鋼管矢板工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
1 cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	
10cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-8-1先行掘削を適用する。 （任意仮設は除く）
			1-8-2鋼矢板式 ﾛ)鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。 （任意仮設は除く）

25－３　仮設道路工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．仮設道路工			

26. 雑　工

26－１　現場鋼材溶接工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．現場鋼材溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜
	ひずみ	目視による観察	全　数
	有害な欠陥の有　無	目視による観察	適　宜
２．被覆溶接(水中)	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜
	外　観	潜水士による観察	全　数
３．スタッド溶接(水中)			

26－２　現場鋼材切断工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．現場鋼材切断			
イ）陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視による観察	全　数
ロ）水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数

26－３　その他雑工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．清　掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数
２．削　孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-13コンクリート舗装工及び1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形26-1参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1 mm 溶接長は1 cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
			26-1-2被覆溶接（水中）を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		
1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	観察結果を報告		

27. 浚渫工

27－１ ポンプ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ポンプ浚渫	水　深 （底面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	〈特〉による。
	（法面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	〈特〉による。

27－２ グラブ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．グラブ浚渫			

27－３ 硬土盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．硬土盤浚渫			

27－４ 岩盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．砕岩浚渫			

27－５ バックホウ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．バックホウ浚渫			

28. 埋立工

28－１ 固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

28－２ 埋立土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．土砂掘削			
２．土砂盛土			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	業務共通仕様書第２編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提	＋０ －規定しない又は〈特〉による。	様式・出来形27-1参照 ＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
10cm	業務共通仕様書第２編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提	＋０ －規定しない又は〈特〉による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			27-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			27-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			27-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			27-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			17-3-1土砂掘削を適用する。
			17-3-2土砂盛土を適用する。

29. 道路舗装工

29－１　コンクリート舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート舗装工			

29－２　アスファルト舗装工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
アスファルト舗装工			

29－３　道路付属工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．縁　石	高　さ	レベルにより測定	監督職員の指示による。
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所
２．区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
	長　さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
３．道路標識	高　さ	スチールテープ等により測定	１箇所に１回
４．防護柵	高　さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所

30.　緑地工

30－１　植生工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
植生工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-13コンクリート舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 1 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	±10cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋ 3 cm － 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			1-15植生工を適用する。

様式・出来形1－1－2(1)

敷砂出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測点	種別	天端高 L－50m	L－40m	L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10	R－20	R－30	R－40	R－50	天端幅 港外法面	天端港外	天端港内	港内法面	延長 港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値																		
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○＋○. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○＋○. ○○	設計値																○○m	○○m	○○m
	測定値																○○. ○	○○. ○	○○. ○
	差																○○	○○	○○
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○＋○. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																○○m	○○m	○○m
	測定値																○○. ○	○○. ○	○○. ○
	差																○○	○○	○○
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																		

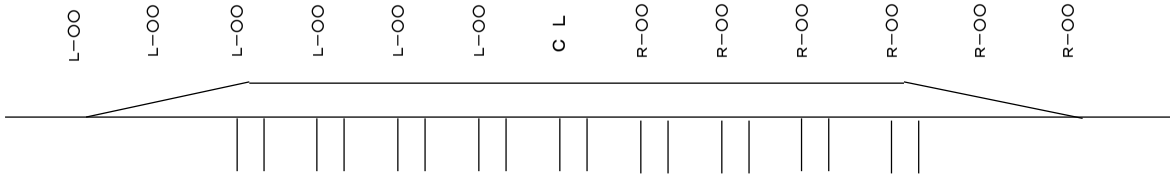

様式・出来形1－1－2(2)

工事名：

敷砂出来形管理図

敷砂　平面図

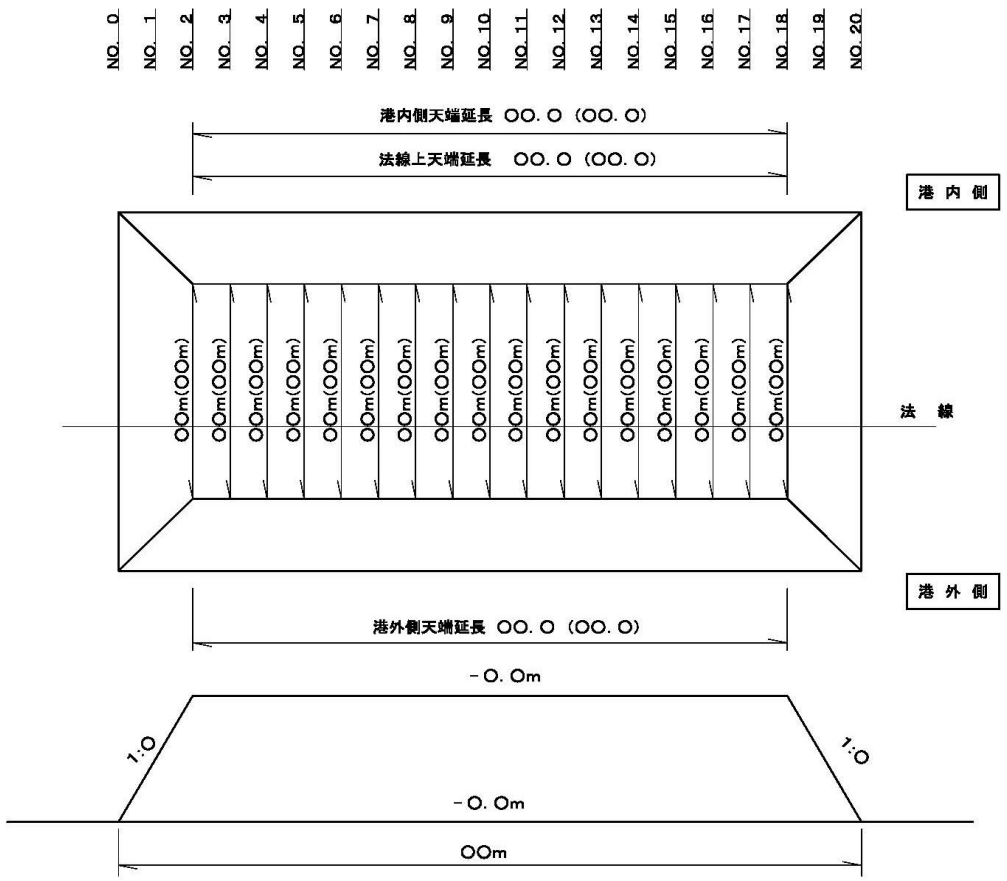

標準断面図

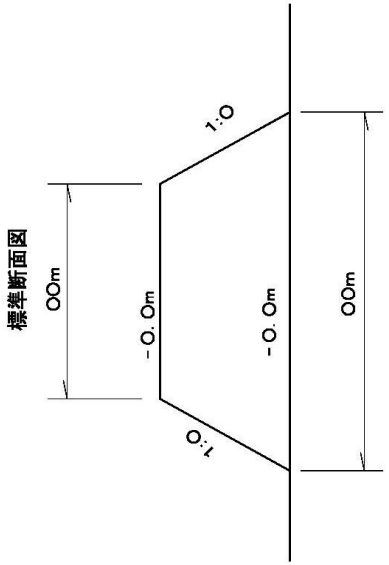

凡　例
（　）:設計値
実　数:実測値

様式・出来形1－2－2(1)

サンドコンパクションパイル出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

様式・出来形1－2－2(2)

砂投入管理表

工事名:

現場代理人

打設杭NO	ＳＣＰ部					ＳＤ部					全砂量				
	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量
	打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量	
A－1															
A－2															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
計															

工事名：

様式・出来形1－2－2(3)

締固工　深浅図

平　面　図

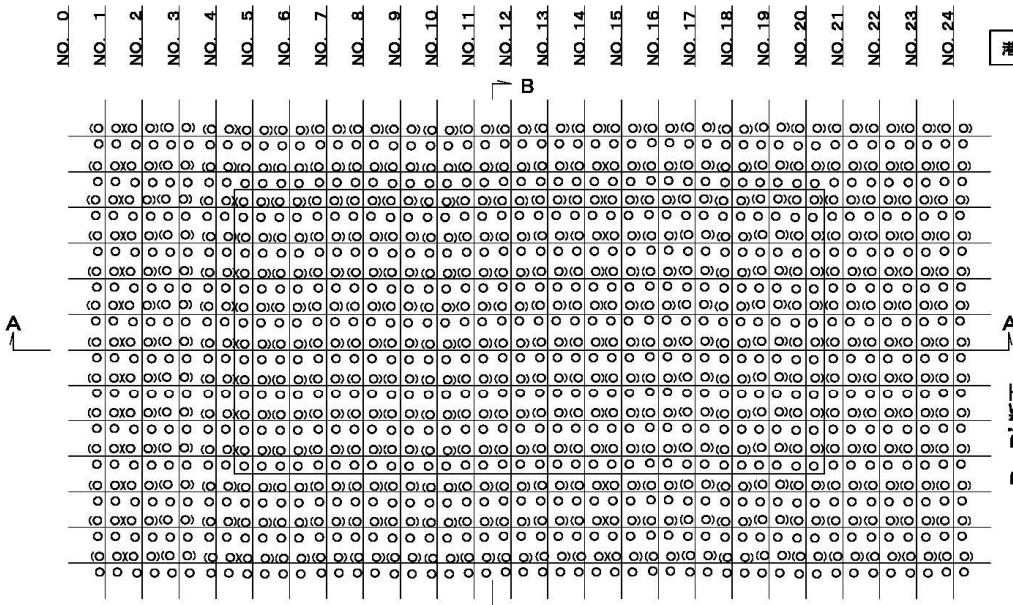

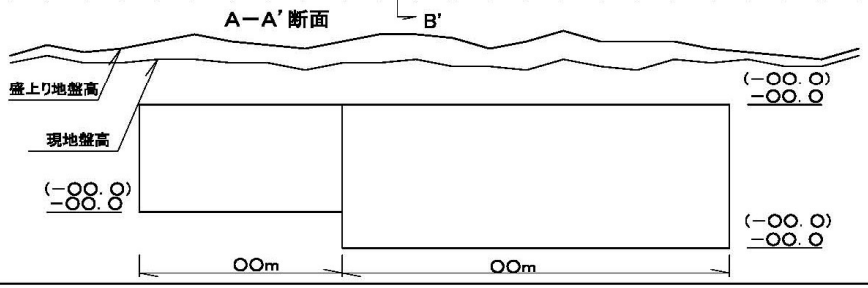

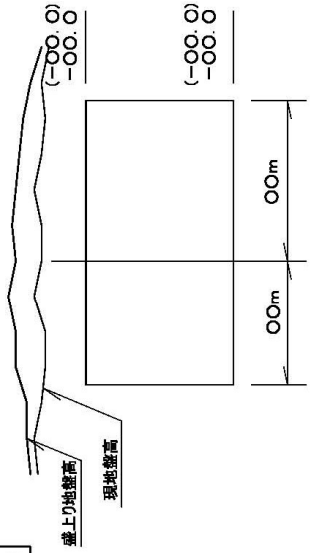

凡　例
（　）：設計値
実　数：実測値

様式・出来形1－3－1(1)

深層混合処理杭出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量	
		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1m当り
	設計値							
	実測値							
	差							

様式・出来形1－3－1(2)

深層混合処理杭鉛直度管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒

様式・出来形1－4－1(1)

洗掘防止マット出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

マットNO.		敷　設　月　日	測　定　値				備　考
			敷設位置	重ね幅	敷設幅	延　長	
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						

様式・出来形1－4－1(2)

工事名：

洗掘防止マット出来形管理図

敷　設　図

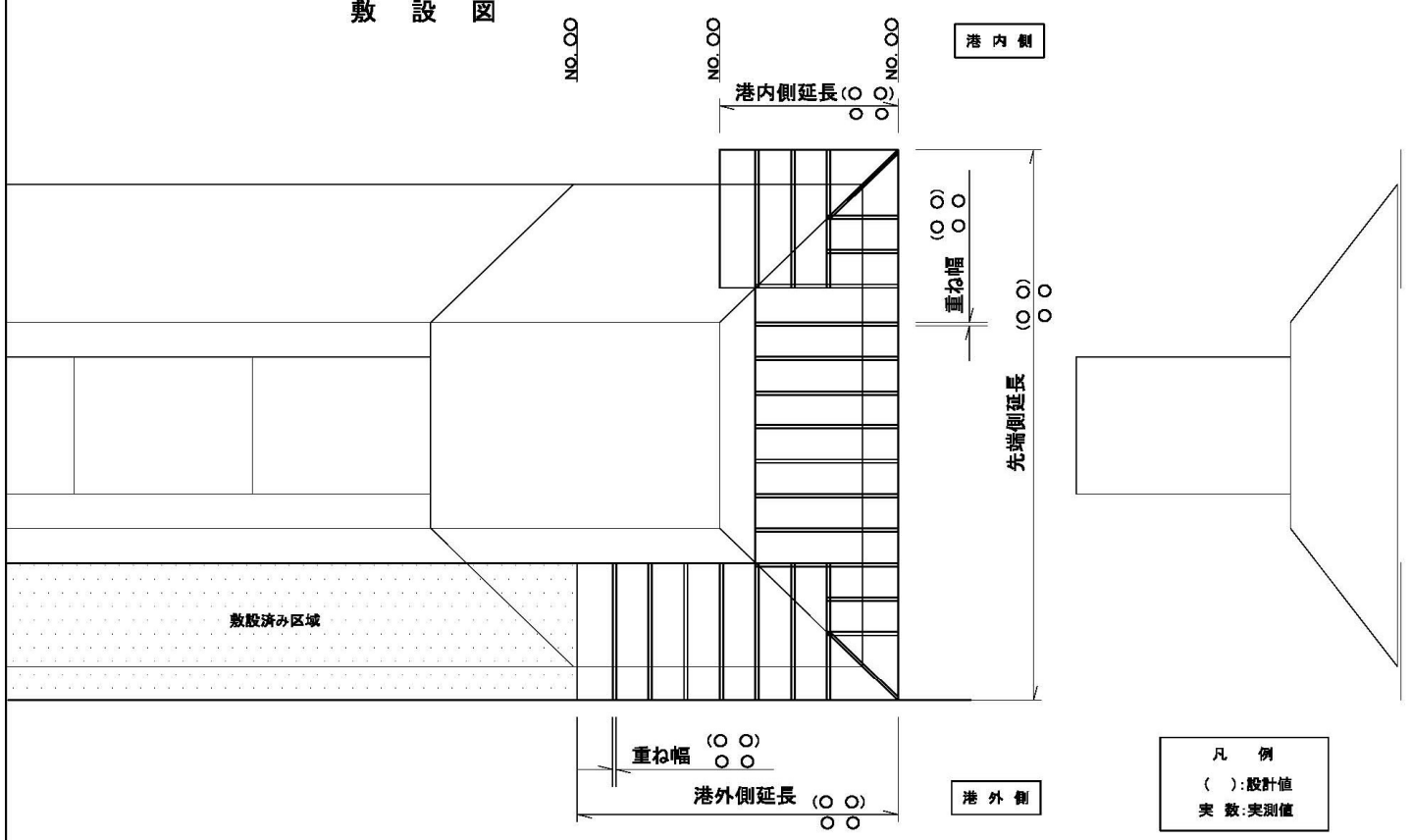

様式・出来形1－5－1

砂・石材中詰出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

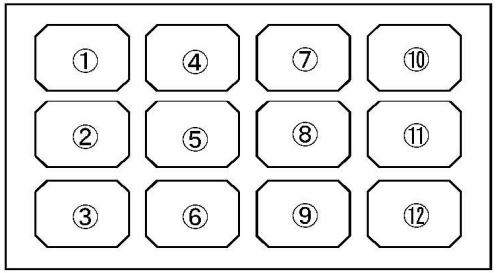

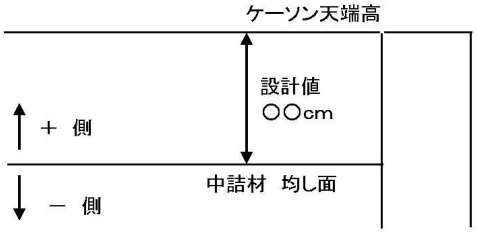

様式・出来形１－６－１

令和　年　月　日

蓋コンクリート出来形管理表

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

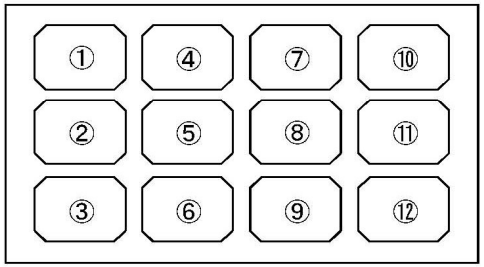

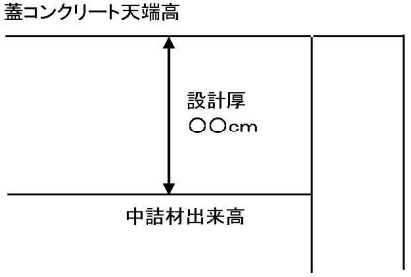

様式・出来形１－８－２

鋼矢板出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

番　号	長　さ（m）	打設年月日	矢　板　天　端　高（m）			矢　板　先　端　高（m）			矢板法線に対する出入り（mm）			矢板法線に　対　実測値(cm)	矢板法線方向　の　測値(1/100	備　　考
			設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差			

様式・出来形1-9-5

令和　年　月　日

腹起出来形管理表

現場代理人

測点	種別		取付高さ 上側	取付高さ 下側	取付長さ	継手の状況
NO.1	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO.2	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO.3	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				

腹起し NO	ボルト NO	ボルトの取付状況	矢板との密着状況	備考
NO.1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO.2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO.3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

平　面　図

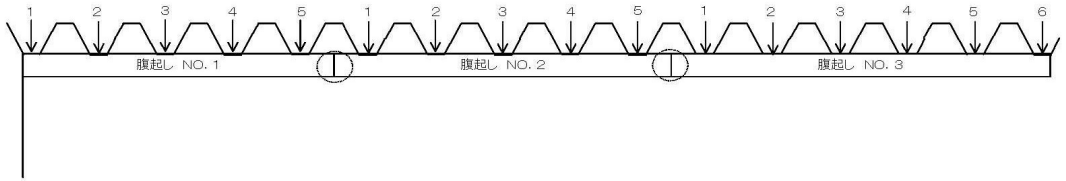

断　面　図

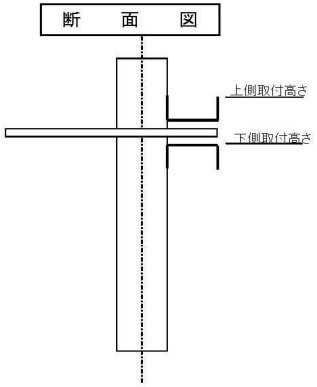

様式・出来形 1-9-6

タイ材出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

海側矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1						
NO. 2						
NO. ○						
NO. ○						
NO. ○						
NO. ○						

陸側控矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1'						
NO. 2'						
NO. ○'						
NO. ○'						
NO. ○'						
NO. ○'						

様式・出来形1-10-2(1)

鋼杭打込記録

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

打設年月日				標高	50cmごとの打撃回数	累計打撃回数	50cmごとの平均貫入量	リバウンド量	ラム落下高	摘要
杭番号										
外径				(m)	(回)	(回)	(cm)	(cm)	(m)	
杭長										
板厚										
メーカー										
打込み時間										
杭打機 名称										
型式										
全重量										
ラム重量										
打止管理		設計値	実測値							
	天端高(m)									
	先端深度(m)									
	地盤高(m)									
	根入長(m)									
	総打撃回数									
	最終貫入量(S)									
	リバウンド量(K)									
許容支持力	設計値	実測値								
許容支持力算定式	$Ru=\frac{ef\times 2WH}{S+1/2K}$ ef:ハンマーの効率＝0．5 H:ハンマーの落下高(m) W:ハンマーの重量(kN)									

様式・出来形1－10－2(2)

鋼杭出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

番号	長さ（m）	打設 年月日	杭頭中心位置（m）						杭頭天端高（m）			杭先天端高（m）			杭の傾斜（度）		備考
			設計値		実測値		差		設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	
			法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向									

様式・出来形1－12－1(1)

電気防食出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

	陽極取付							溶接部							
	取付位置			基準点からの高さ				溶接長				脚長			
陽極NO	設計値	実測値	差	基準点高	設計値	実測値	差	右上	左上	右下	左下	右上	左上	右下	左下

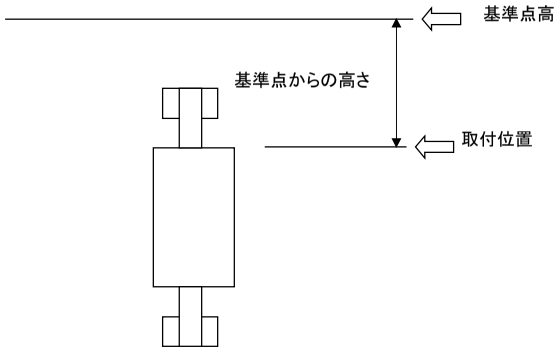

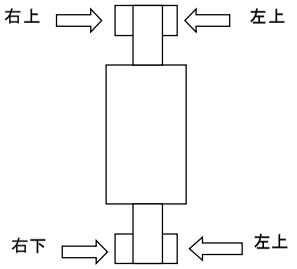

様式・出来形1－12－1(2)

電気防食電位測定管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測定水深	測定位置												備考	
	P－1	P－2	P－3	P－4	P－5	P－6	P－7	P－8	P－9	P－10	P－11	P－12		

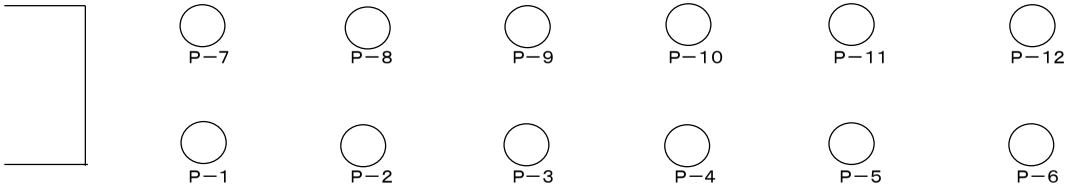

様式・出来形1－13－1(1)

令和　年　月　日

路盤出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点 ＼ 種別		高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	路盤設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路床高													
	路盤高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														

工事名:

路盤出来形管理図

様式・出来形1－13－1(2)

(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	④
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	③
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	②
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	①
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

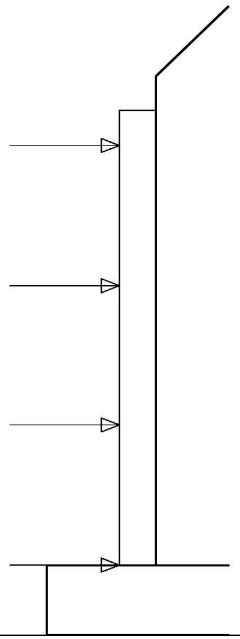

凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

様式・出来形1－14－3(1)

令和　年　月　日

舗装出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点	種別	高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	舗装設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路盤高													
	天端高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														

様式・出来形1－14－3(2)

工事名：

舗装出来形管理図

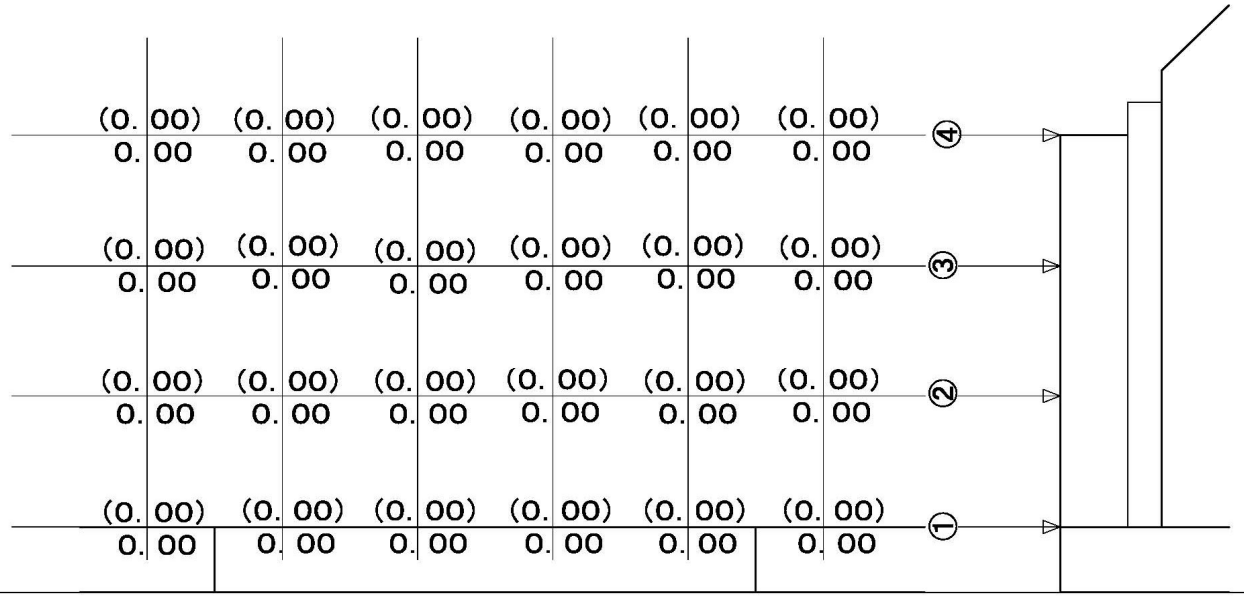

凡　例
（　）:設計値
実　数:実測値

様式・出来形3－2－1

令和　年　月　日

置換材出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点	種別	天端高 L－30m	天端高 L－20m	天端高 L－10m	天端高 CL	天端高 R－10m	天端高 R－20m	天端高 R－30m	天端幅 港外側	天端幅 港内側	延長 港外側	延長 法線上	延長 港内側
NO. ○○	設計値												
	測定値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差										～	～	～
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値										○○. ○○m	○○. ○○m	○○. ○○m
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値										～	～	～
	測定値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差												

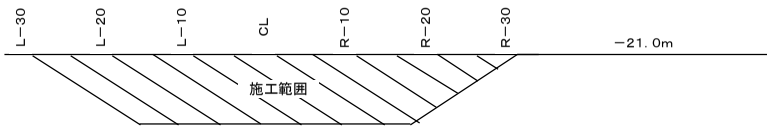

工事名:

様式・出来形4－3－2(1)

基礎石均し出来形管理図(1)

平 面 図

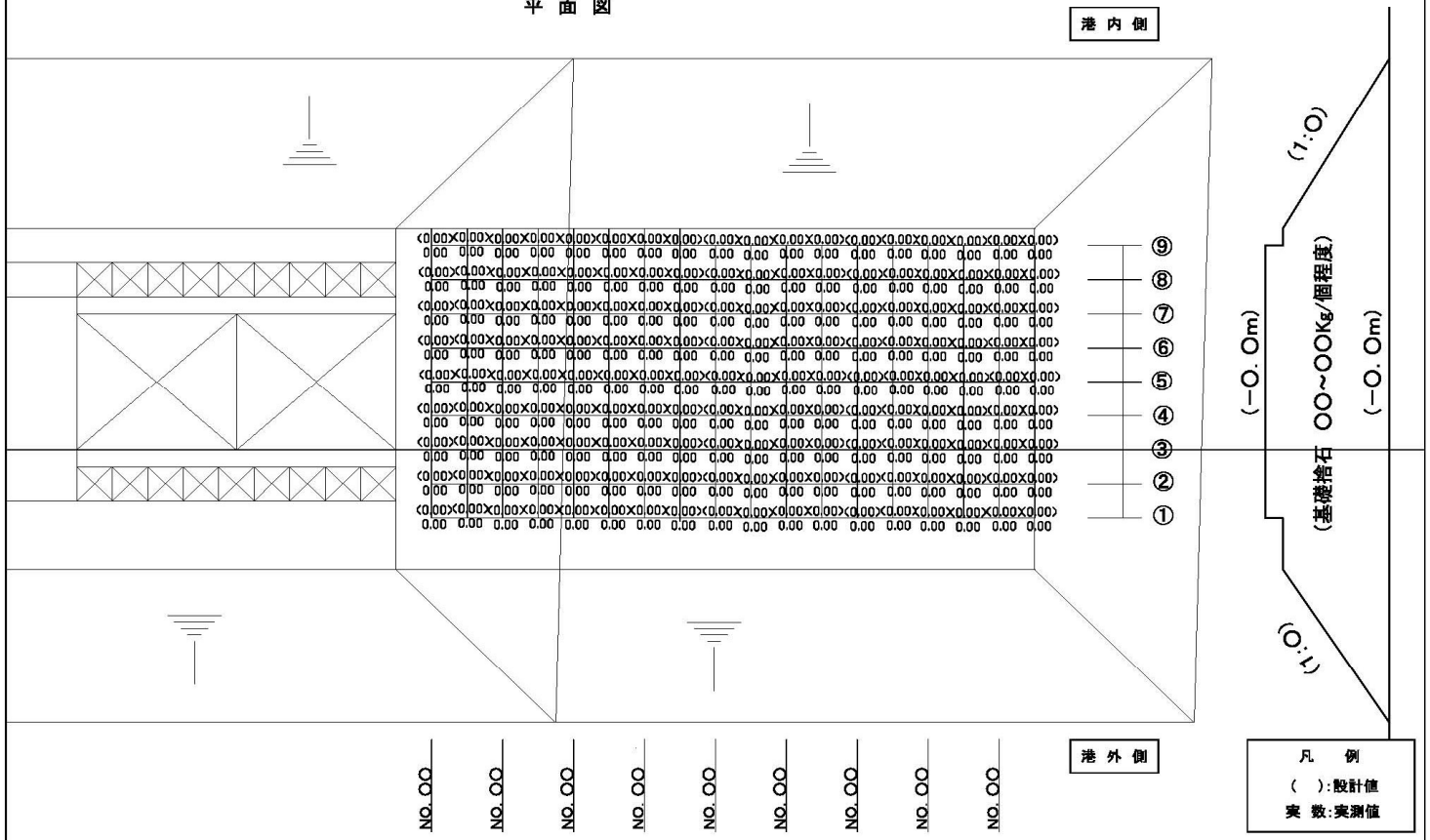

工事名：

様式･出来形4－3－2(2)

基礎石均し出来形管理図(2)

平 面 図

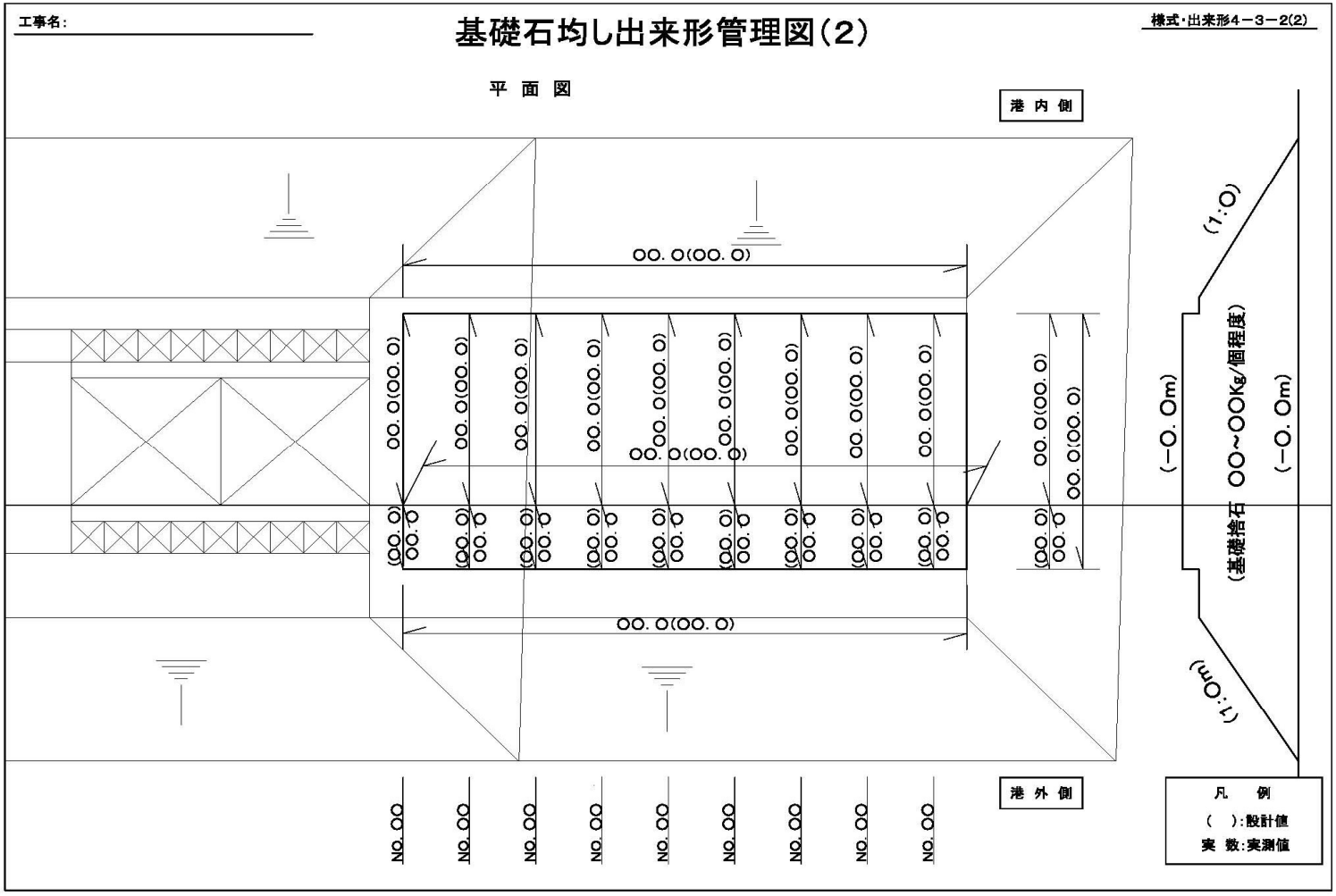
港 内 側
OO.O(OO.O)
OO.O(OO.O)
OO.O(OO.O)

様式・出来形５－１－１

令和　年　月　日

ケーソン製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

○○区用　○○号函　○○段目

測定項目	規　格	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差
＜壁　厚＞ 側壁＝○○ 隔壁＝○○	±○○												
＜ﾌｰﾁﾝｸﾞ＞ B'＝○○ L＝○○ b＝○○ t ＝○○	＋○○ －○○												
＜底版厚＞ d＝○○	＋○○ －○○												
＜延　長＞ L＝○○	＋○○ －○○												
＜　幅　＞ B＝○○	＋○○ －○○												
＜対　角＞ L'＝○○	±○○												
＜高　さ＞ H＝○○	＋○○ －○○												

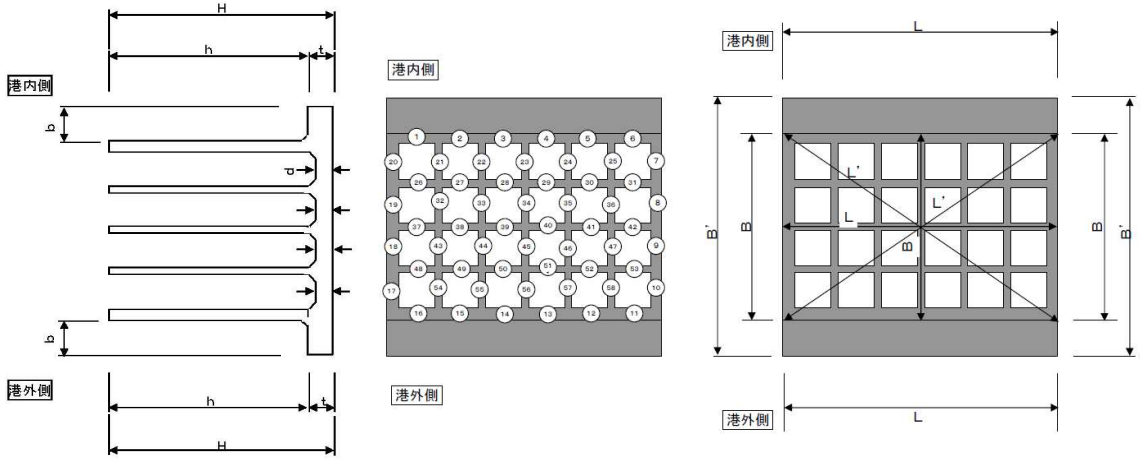

様式・出来形５－２－１

令和　　年　　月　　日

ケーソン据付出来形管理表

工事名：

現場代理人

ケーソン番号	法線に対する出入り					据付目地間隔					天端高さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO. 1						－					①				
											②				
											③				
											④				

様式・出来形6－1(1)

ブロック(方塊)製作出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

製作番号		長さ				幅				高さ				凸部幅								凹部幅								突起よりの距離								対角線	
		上側		下側		上側		下側		右側		左側		上側		下側		右側		左側		上側		下側		右側		左側		上側				下側					
		B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	h1	h2	h3	h4	D5	D6	D7	D8	h5	h6	h7	h8	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	T1	T2
	設計値																																						
	実測値																																						
	差																																						

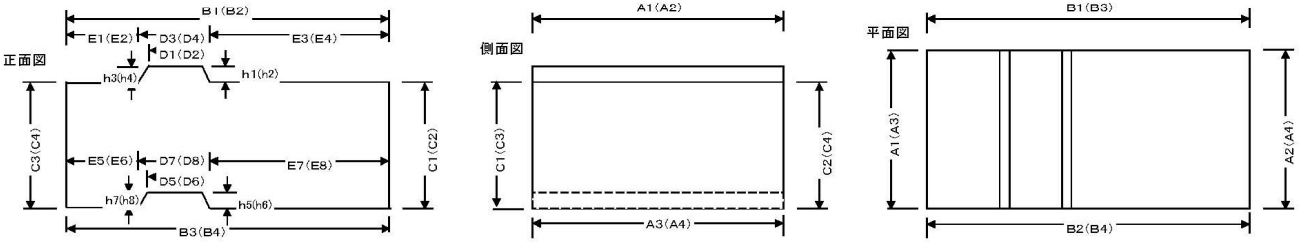

様式・出来形６－１(2)

令和　年　月　日

L型ブロック製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

製作番号		幅			長さ						高さ			各部材厚さ										
		A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12
	設計値																								
	実測値																								
	差																								

側面図

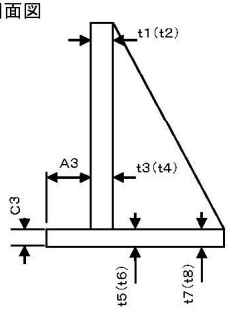

正面図

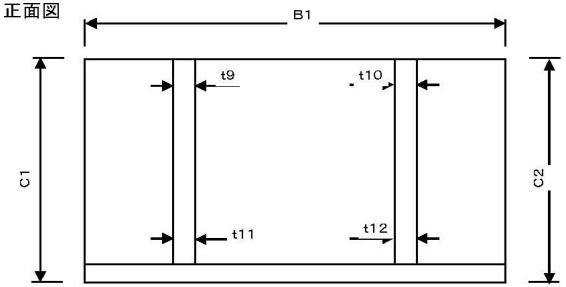

平面図

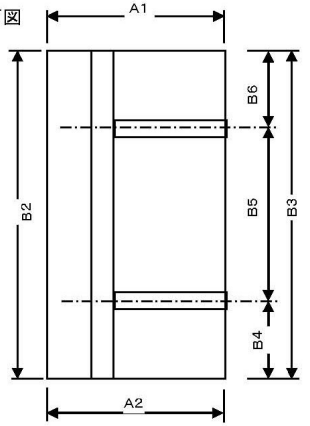

様式・出来形６－１(3)

令和　年　月　日

セルラーブロック製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

製作番号		幅				長　さ				高　さ				各部材厚さ								対角線	
		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	ℓ1	ℓ2
	設計値																						
	実測値																						
	差																						

様式・出来形６－１(4)

令和　年　月　日

ブロック製作等　外見チェックリスト

工事名:

現場代理人

チェック項目	
製作番号（ブロックNO）	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
豆板（ジャンカ）はないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総　　評	

略　　図

工事名:

様式・出来形13－1－1(1)

被覆石均し出来形管理図(1)

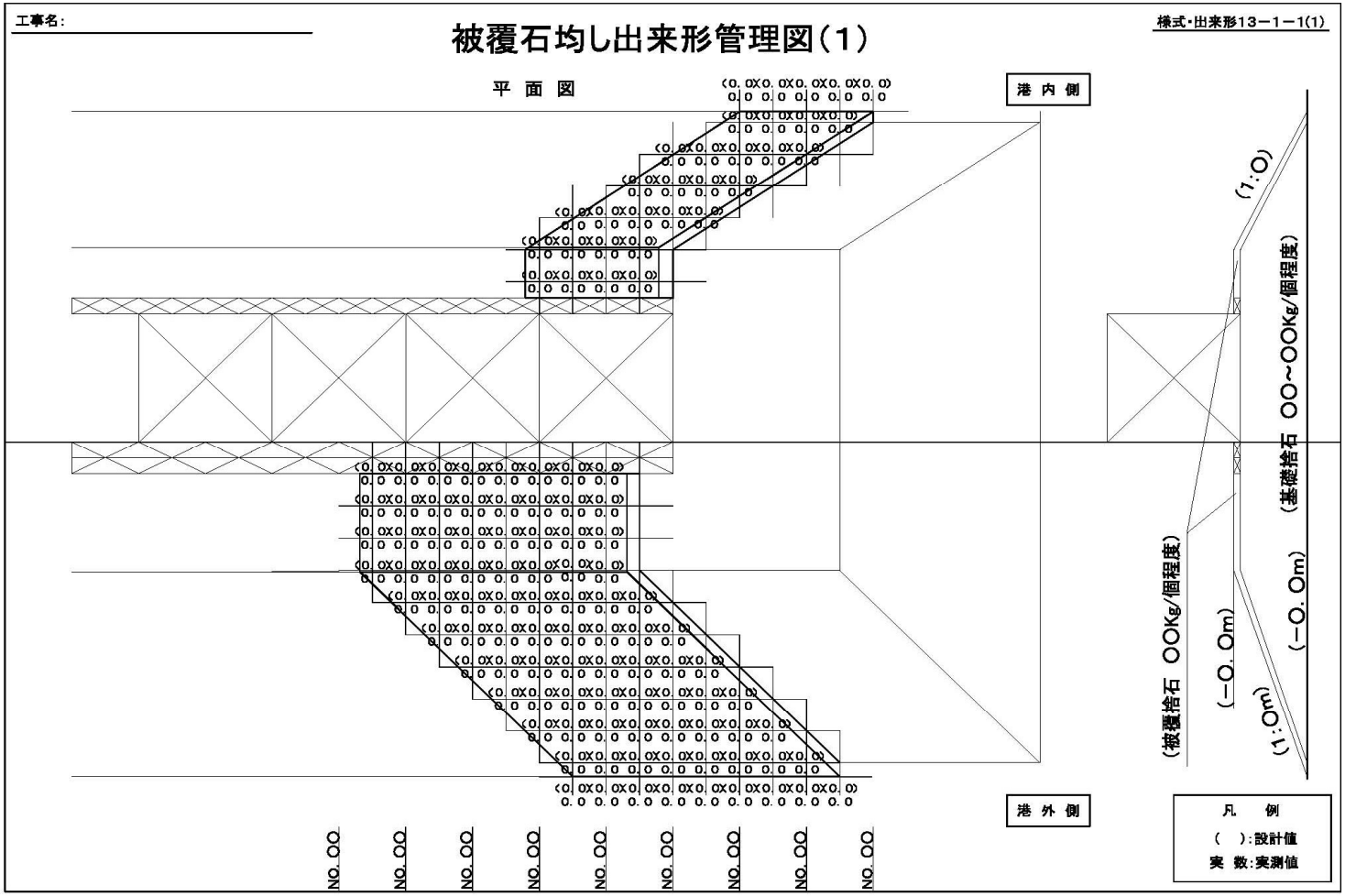

工事名：

様式・出来形13－1－1(2)

被覆石均し出来形管理図(2)

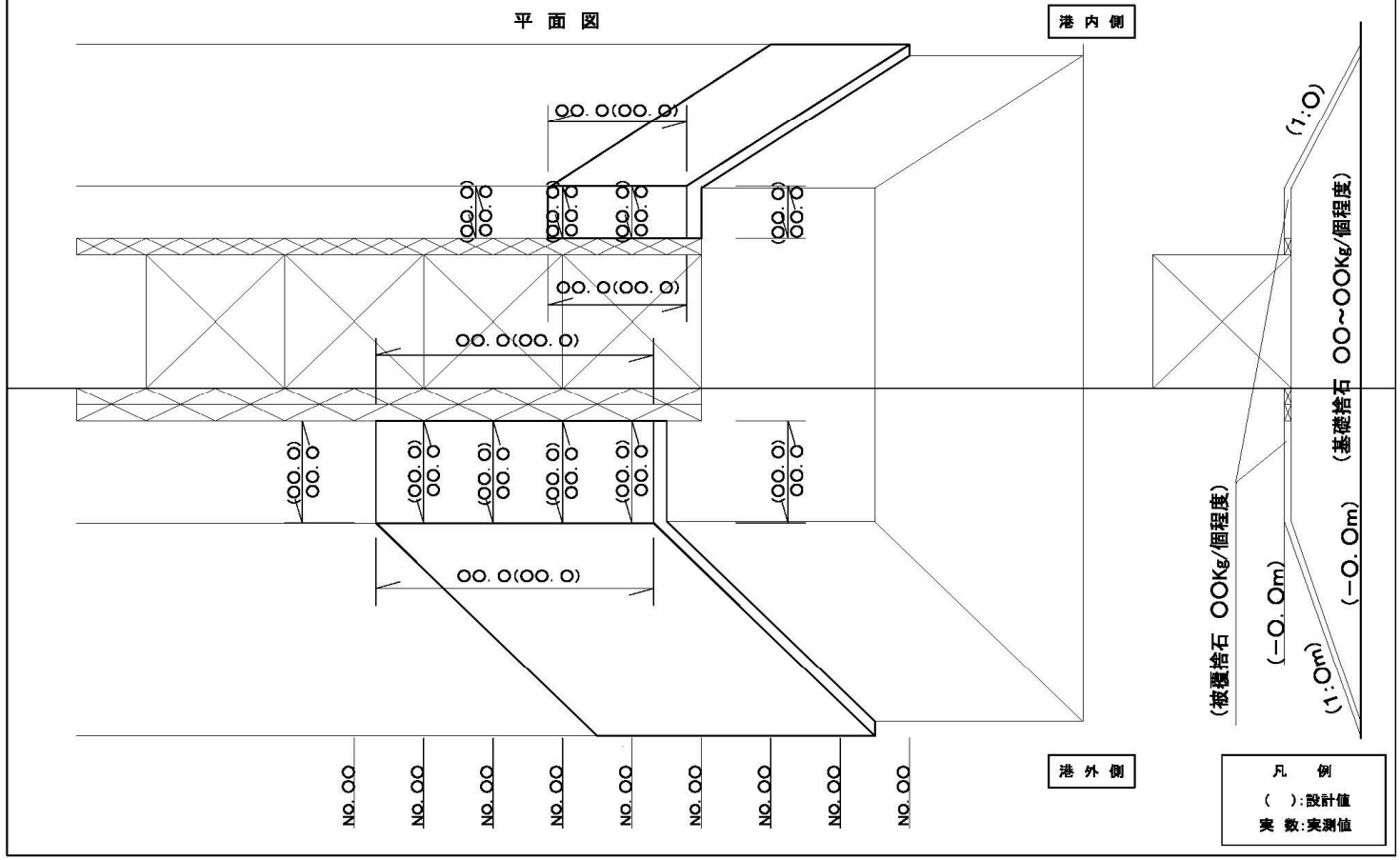

様式・出来形13－3－1

根固ブロック製作出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

製作番号		長　さ				幅				長　さ				対角線		備　考
		上側		下側		上側		下側		右側		左側		ℓ1	ℓ2	
		B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4			
	設計値															
	実測値															
	差															

様式・出来形１４－1(1)

令和　年　月　日

上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

工事名:

現場代理人

ケーソン等 NO.	測定月日	天端高（厚さ）				天端幅				延長				法線に対する出入り			
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															

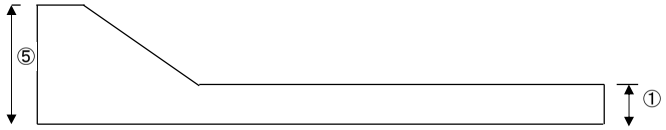

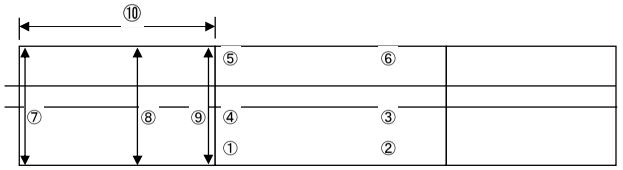

様式・出来形１４－1(2)

令和　年　月　日

上部コンクリート(岸壁)出来形管理表

工事名:

現場代理人

測点	天端高（厚さ）									天端幅			延長			法線に対する出入り		
	H1			H2			H3			B			L					
	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差

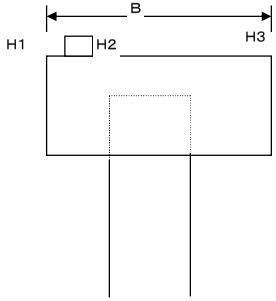

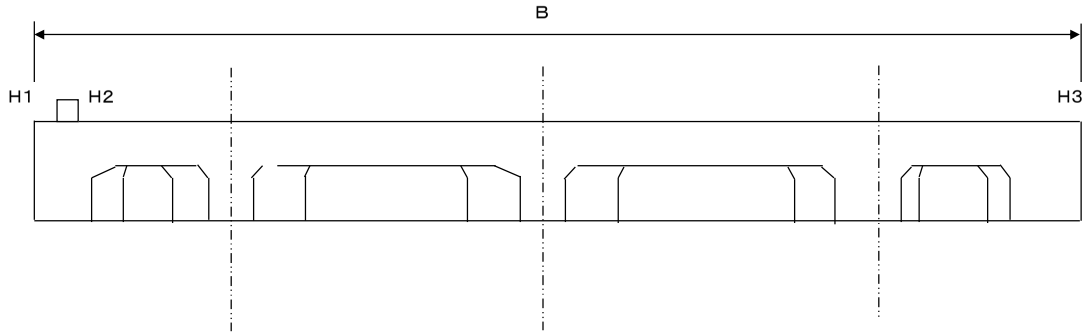

様式･出来形15－1－1

令和　年　月　日

係船柱出来形管理表

工事名:

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)			備考
				幅	長さ	高さ	
基点0より	－	－	－	－	－	－	

係船柱測定位置図

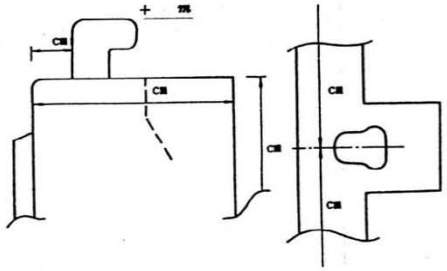

様式・出来形15－2－1

令和　年　月　日

防舷材出来形管理表

工事名:

現場代理人

番　号	取付高さ	中心間隔	備　　考
基点0より	ー	ー	

防舷材測定位置図

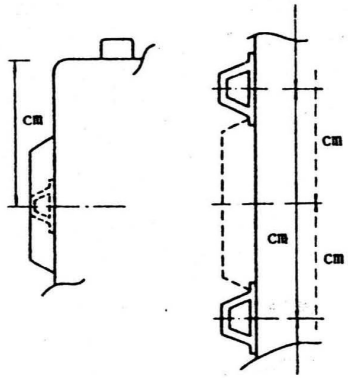

様式・出来形15－3－1

令和　年　月　日

車止出来形管理表

工事名：

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備　考
基点0より	－	－	－	

車止測定位置図

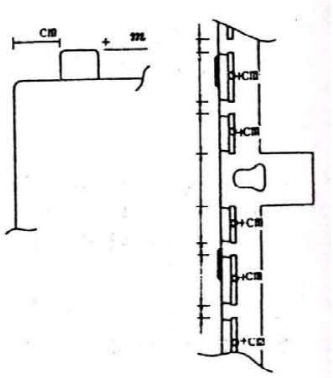

様式・出来形17－3－1

令和　年　月　日

土砂掘削出来形管理表

工事名:

現場代理人

種別 / 測点		高さ ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	幅 ○～○	○～○	○～○	延長 ○線上	法線上	○線上
NO. ○○	設計値													
	測定値											NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差											≀	≀	≀
NO. ○○														
NO. ○○														
												≀	≀	≀
												NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○

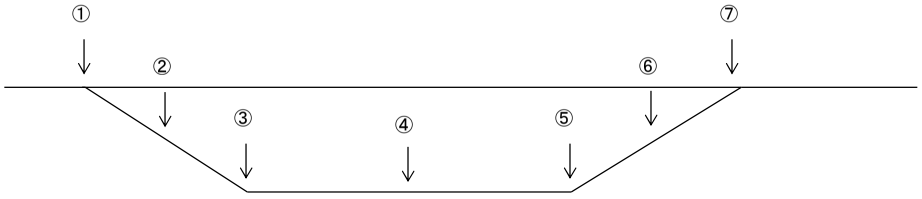

単体魚礁製作出来形管理図

工事名：

令 和　　年　　月　　日

現場代理人

側 面 図

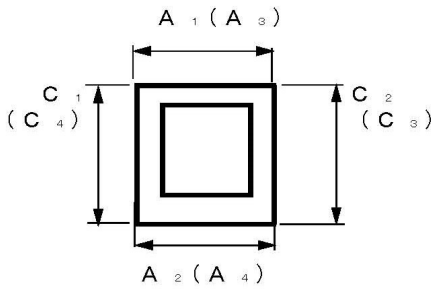

正 面 図

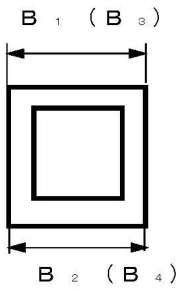

平 面 図

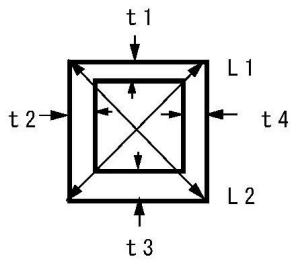

製作番号		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t2	t4	L1	L2
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		

組立魚礁についても上記の表を準用する。

組立魚礁組立出来形管理図

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

（ａ）

側　面　図

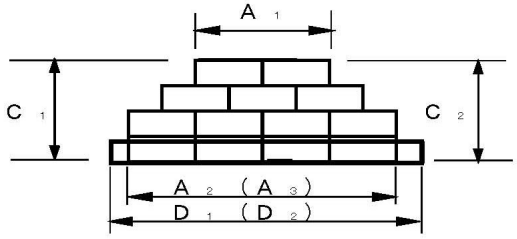

正　面　図

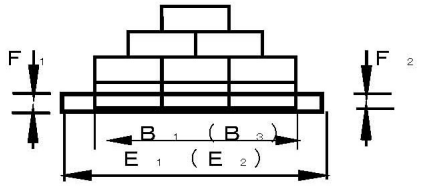

平　面　図

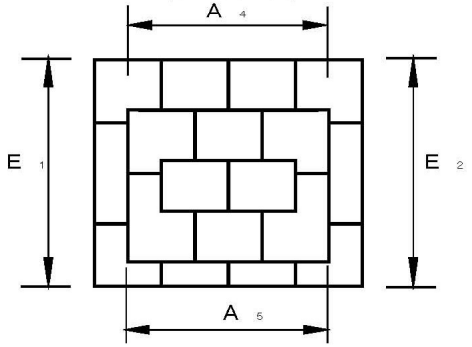

（ｂ）

側・正面図

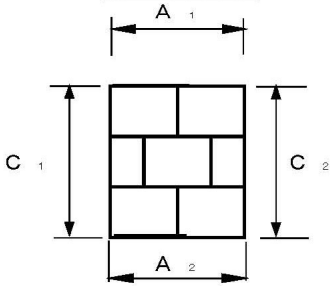

平　面　図

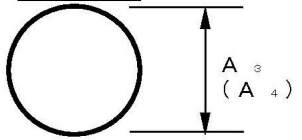

様式・出来形 22－3(1)

魚礁沈設出来形管理表(1)

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（集中配置）

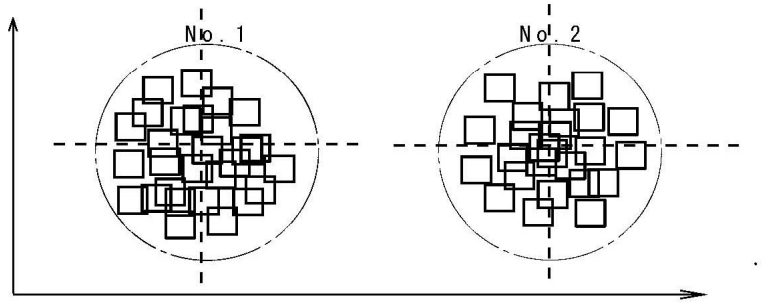

魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X座標（緯度）		Y座標（経度）		偏心距離（m）
				設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No.1		中心点						
		1-1						
		1-10						
		1-20						
No.2		中心点						
		2-1						
		2-10						
		2-20						
No.3		中心点						
No.4		中心点						

様式・出来形 22－3(2)

魚礁沈設出来形管理表(2)

工事名：

令 和　　年　　月　　日

現場代理人

魚 礁 沈 設 位 置 （ ゾ ー ン 配 置 ）

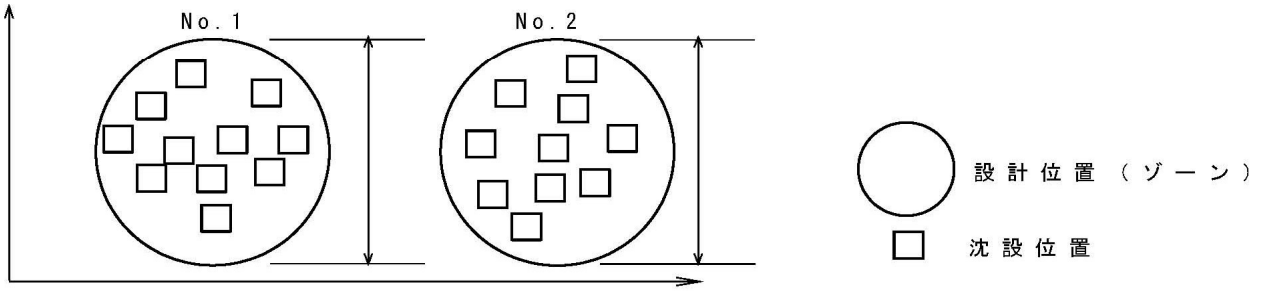

魚 礁 沈 設 出 来 形 管 理 表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X 座 標 （ 緯 度 ）		Y 座 標 （ 経 度 ）		偏心距離（ｍ）
				設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No．1		中心点						
		1－1						
		1－10						
		1－20						
No．2		中心点						
		2－1						
		2－10						
		2－20						
No．3		中心点						
No．4		中心点						

様式･出来形 22－3(3)

魚礁沈設出来形管理表(3)

工事名：

：令 和　　年　　月　　日

現場代理人

魚 礁 沈 設 位 置 （ 計 画 配 置 ）

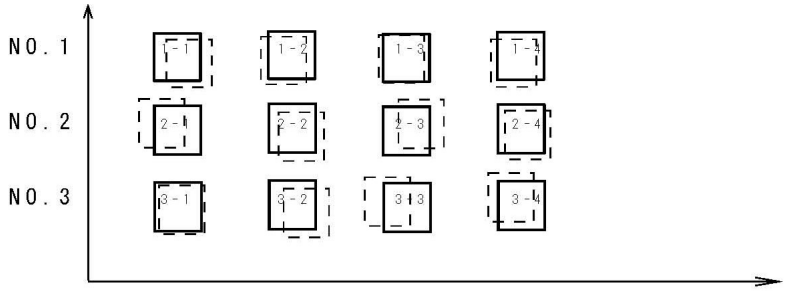

設 計 位 置

沈 設 位 置

魚 礁 沈 設 出 来 形 管 理 表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X座標（緯度）		Y座標（経度）		偏心距離（m）
				設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No.1		1－1						
		1－2						
		1－3						
		1－4						
No.2		2－1						
		2－2						
		2－3						
		2－4						
No.3								
No.4								

様式・出来形 22－3(4)

魚礁沈設出来形管理表(4)

工事名：

：令 和　　年　　月　　日

現場代理人

魚 礁 沈 設 位 置 （ 集 中 配 置 ・ ゾ ー ン 配 置 ）

No．1

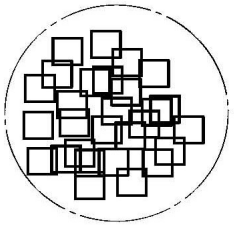

測 定 方 向

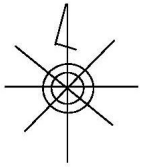

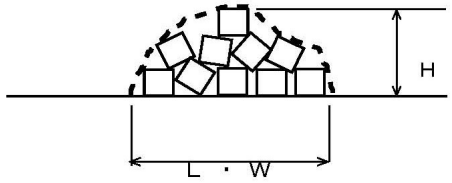

魚 礁 沈 設 出 来 形 管 理 表

（ 測 定 単 位 ： 0．1m ）

測点番号	測定方向	高さ（H）m	長さ（L）m	幅（W）m
No．1				
No．2				
No．3				
No．4				

様式・出来形 22－3(5)

魚礁沈設出来形管理表(5)

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（計画配置）

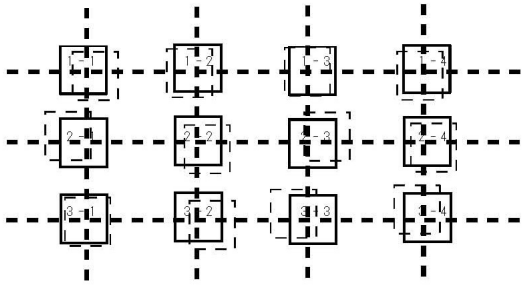

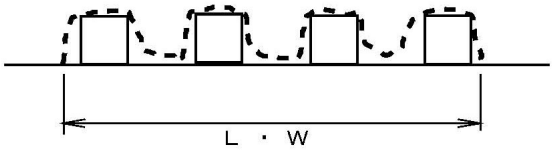

魚礁沈設出来形管理表

（測定単位：0.1m）

測点番号	測定方向	長さ（L）m	幅（W）m	
No.1				
No.2				
No.3				
No.4				

様式・出来形 23－4

石材投入出来形管理表

工事名：

：令 和　　年　　月　　日

現場代理人

石 材 投 入 位 置

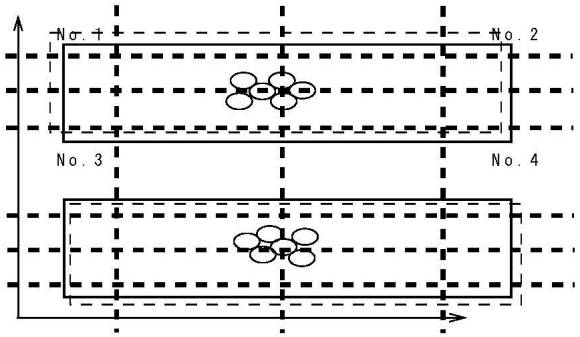

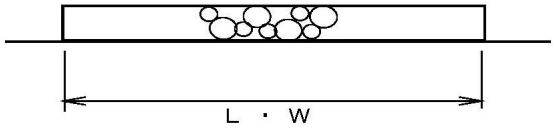

計 画 位 置

投 入 位 置

石 材 投 入 出 来 形 管 理 表

（測定単位：0.1m）

積載船名	石材規格	投入量（m³）	投入月日	測点番号	X座標（緯度）		Y座標（経度）		偏心距離 m	測線番号	長さ（L） m	幅（W）（m
					計画位置	投入位置	計画位置	投入位置				
				NO.1								
				NO.2								
				NO.3								
				NO.4								

様式・出来形26－1(1)

令和　年　月　日

すみ肉溶接出来形管理表

工事名:

現場代理人

測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長	測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

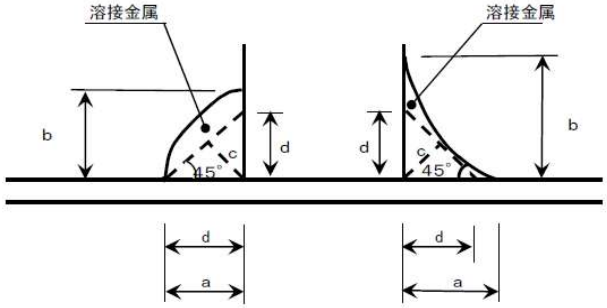

※サイズdの算定について

●2つの脚長a, bの長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に45°の線を引き、これをサイズとする。この場合45°の線はすべて溶融金属中にあること。

●溶接ビード形状が凹型の場合（左図の右側）、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測出来るため、サイズは計測しなくて良い。

様式・出来形26－1(2)

令和　年　月　日

突合せ溶接出来形管理表

工事名:

現場代理人

測定箇所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長	測定箇所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

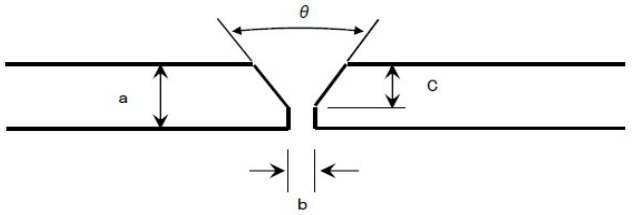

様式・出来形26－1(3)

令和　年　月　日

鉄筋フレア溶接出来形管理表

工事名:

現場代理人

測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長	測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長
	設計値					設計値			
	実測値					実測値			
	差					差			

様式・出来形 27-1(1)

浚渫出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測点NO. 距離NO.		NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ ＋○. ○m	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
＋○○. ○m	設計値	15.20												
	測定値	15.30												
	差	−0.10												
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
＋○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													

工事名:

浚渫出来形管理図

深　浅　図

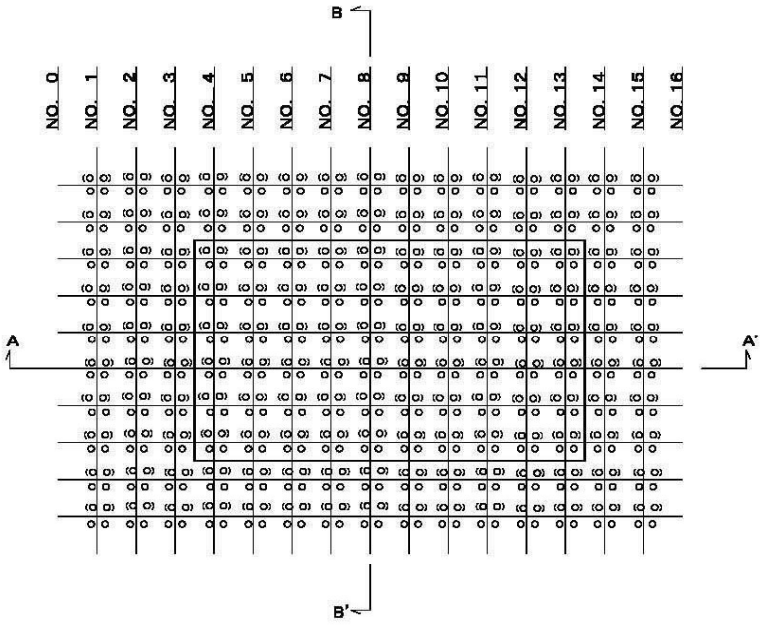

A－A'断面

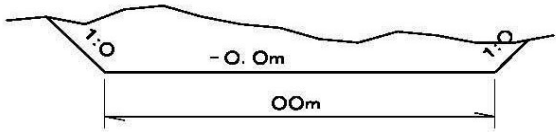

B－B'断面

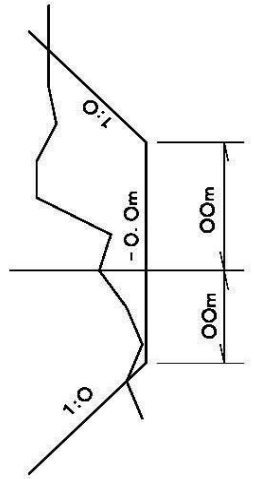

凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

漁港漁場関係工事写真管理基準

凡　例

〈特〉　；図面及び特記仕様書
〈品〉　；漁港漁場関係工事品質管理基準

漁港漁場関係工事写真管理基準

目　　次

１．共通仮設
１－１　汚濁防止膜工　…… 441

２．無筋・鉄筋コンクリート
２－１　レディーミクストコンクリート　…… 441
２－２　コンクリートミキサー船　…… 441
２－３　現場練りコンクリート　…… 441
２－４　運搬打設工　…… 443
２－５　暑中コンクリート　…… 443
２－６　寒中コンクリート　…… 443
２－７　コンクリートの品質管理　…… 443
２－８　鉄筋工　…… 445
２－９　型枠及び支保工　…… 445
２－10　水中コンクリート　…… 445
２－11　袋詰コンクリート　…… 445
２－12　水中不分離性コンクリート　…… 447
２－13　プレパックドコンクリート　…… 447

３．一般施工
３－１　共通的工種　…… 449
３－２　土捨工　…… 465
３－３　海上地盤改良工　…… 467
３－４　基礎工　…… 469
３－５　本体工（ケーソン式）　…… 471
３－６　本体工（ブロック式）　…… 475
３－７　本体工（場所打式）　…… 477
３－８　本体工（捨石・捨ブロック式）　…… 479
３－９　本体工（鋼矢板式）　…… 481
３－10　本体工（コンクリート矢板式）　…… 481
３－11　本体工（鋼杭式）　…… 481

３－12 本体工（コンクリート杭式） …… 481
３－13 被覆・根固工 …… 483
３－14 上部工 …… 485
３－15 付属工 …… 487
３－16 消波工 …… 489
３－17 裏込・裏埋工 …… 489
３－18 陸上地盤改良工 …… 493
３－19 土　工 …… 493
３－20 舗装工 …… 495
３－21 維持補修工 …… 495
３－22 魚礁工 …… 497
３－23 増殖場工 …… 501
３－24 構造物撤去工 …… 501
３－25 仮設工 …… 503
３－26 雑　工 …… 503
３－27 浚渫工 …… 505
３－28 埋立工 …… 507
３－29 道路舗装工 …… 509
３－30 緑地工 …… 509

１．共通仮設

１－１　汚濁防止膜工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況
		設　置	設置状況
		撤　去	撤去状況
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等
	出来形管理	設置位置	設置状況

２．無筋・鉄筋コンクリート

２－１　レディーミクストコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況

２－２　コンクリートミキサー船

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混	計量及び練混ぜ状況

２－３　現場練りコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混	計量及び練混ぜ状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影
設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
撤去時	
組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影
組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影
設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
貯蔵時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。
施工時	
施工時	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
貯蔵時	
施工時	
施工時	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
貯蔵時	
施工時	
施工時	

２－４　運搬打設工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	準　備(※)	打設準備
		運　搬(※)	コンクリートの運搬状況
		打　設(※)	コンクリート打設
		打継目(※)	レイタンス除去状況
		表面仕上げ(※)	仕上げ状況
		養　生(※)	養　生

２－５　暑中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	施工状況(※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況
			打設面の状況 打設状況
			打設中及び打設完了後の保護状況

２－６　寒中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	施工状況(※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況
			打設面の状況 打設状況
			打設中及び打設完了後の保護状況

２－７　コンクリートの品質管理

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	品質管理	試験練り(※)	試験状況、供試体作成及び養生状況
		強度試験(※)	試験状況
		現場試験(※)	スランプ、空気量、温度測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
運搬時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
施工時	レイタンス除去状況を撮影
表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影
養生時	打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影

(※)代表的な１サイクルの撮影で可とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
打設直前 運搬装置、防護処置等	
打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

(※)代表的な１サイクルの撮影で可とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
打設直前 運搬装置、防護処置等	
打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

(※)代表的な１サイクルの撮影で可とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
試験時、養生時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
試験時	設計基準強度の撮影はσ_{28}のみとする。
供試体作成時	

(※)品質規定毎に１枚の撮影で可とする

２－８　鉄筋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	棒　鋼	保管状況(※)
		鉄　筋	保管状況(※)
			組立て及び結束
			吊　筋

２－９　型枠及び支保工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	型　枠(※)	製作及び大組製作の状況
			組立状況
			取外し状況
			型枠清掃状況

２－10　水中コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	打　設	打設状況
		打設用機械器具等	打設状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況

２－11　袋詰コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		袋　詰	コンクリート袋詰状況
		設　置	設置状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置（積上）状態

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
加工後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影
取付後	

(※)代表的な１サイクルの撮影で可とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
製作時	
組立時	
取外し時	内枠､外枠､隔壁の取外し状況を撮影
清掃時	

(※)代表的な１サイクルの撮影で可とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等
施工時	
出来形測定時	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠及び支保工及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。
施工時	
施工時	
出来形測定時	

２－12　水中不分離性コンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	打　設	打設状況
		打設用機械器具等	打設状況
	品質管理	各種試験	スランプフロー､圧縮強度、懸濁物質等の試験状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況

２－13　プレパックドコンクリート

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況
		プラントの設備	設備の全景及び細部
		注入管及び検査管	管の配置状況
		モルタル注入	注入状況
	品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等
施工時	
試験時	
出来形測定時	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。
施工時	
施工時	
モルタル注入前	配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
注入時	注入の状態が判明できるように全景を撮影
試験時	
測定時	

３．一般施工

３－１　共通的工種

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．排砂管設備工			
１）排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去
２．土運船運搬工			
１）土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況
３．揚土土捨工			
１）バージアンローダ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
２）空気圧送揚土 ３）リクレーマ揚土		バージアンローダ揚土、空気圧送揚土	排砂状況
４）バックホウ揚土			海洋汚染防止対策
		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況
４．圧密・排水工			
１）サンドドレーン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量櫓等
			砂運搬船舶機械
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影
土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
排砂時	
余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	〈特〉の内容に対応させる。
揚土作業時	
組立完了後船舶機械毎打設時	
打設時	
測量中、櫓等毎	
運搬中	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	発動発電機
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場
2）敷　砂 3）敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
			飛砂防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4）載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械
			排砂管設備
			浚渫船（採取船）
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
5）ペーパードレーン			
6）グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し（船舶）機械
		施工状況	砕石投入状況
			砕石均し状況
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
7）グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
運搬時、船舶機械毎	
敷設時	
排砂中	
浚渫中	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。
施工時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
投入時、規格毎及び作業機械・船種毎	
規格及び作業機械・船種毎	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
５．締固工			
１）ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体（バイブロ）
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場
２）サンドコンパクションパイル 【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量櫓等
			砂運搬船舶機械
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル
		施工状況	
	品質管理	材料の確認	材料置場
			品質試験状況
３）盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	撤去状況
		その他	海洋汚染防止対策
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）敷　砂 ５）敷砂均し			
６．固化工			
１）深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船
		施工状況	測量櫓設置、撤去状況
			障害物撤去状況
			改良杭打設状況
			海洋汚染防止対策
			改良船計器類　代表的計器
	品質管理	材料の確認	固化材料
			品質管理試験状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景
組立完了後船舶機械毎打設時	
打設時	
測量中、櫓等毎	
運搬中	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
現場搬入時	全　景
試験時	全　景
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
撤去中	
対策を講じた時	
測定時	
	3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	
測量櫓設置時、改良船位誘導時	
障害物調査、撤去時	
試験杭打時、施工時	
対策を講じた時	
計測時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
2）盛上土砂撤去			
3）敷　砂 4）敷砂均し			
5）事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械
		材料の貯蔵	貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		施工状況	混合処理状況
			処理土運搬状況
			処理土投入状況
	品質管理	材料の確認	固化材料
			品質管理試験状況
6）表層固化処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械
		材料の貯蔵	貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		施工状況	配合状況
			固化処理状況
	品質管理	材料の確認	固化材料
			配合試験状況
			品質管理試験状況
7．洗掘防止工			
1）洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート打設状況
			搬入仮置
			アンカー取付け、加工
			運　搬
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認
8．中詰工			
1）砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等
		投　入	投入状況
		均　し	均し状況
		締固め	締固め状況
	品質管理	品質試験	品質試験状況
		材料の確認	材料及び作業船等
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
2）コンクリート中詰			
3）プレパックドコンクリート中詰			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。
	3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
混合作業時	
運搬時	
投入時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
施工時	
施工時	
現場搬入時、材料毎	
試験時	
試験時、試験種類毎	
施工時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
施工時	
試験項目毎	
搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
	2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。
	2.無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1)砂・石材中詰を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
9．蓋コンクリート工			
1）蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
10．蓋ブロック工			
1）蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
2）蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3）間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
11．鋼矢板工			
1）先行掘削	施工管理	掘　削	掘削状況
2）鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況
		矢板の運搬	運搬状況
		導材の設置	導材の設置状況
		矢板の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）
		矢板の打込み	打込状況
			ハンマーの種類、型式等
			打込記録中
			飛油、騒音防止対策
		継ぎ手部の離脱	離脱箇所

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
コンクリート打設前	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影
コンクリート打設前	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
コンクリート打設前	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
コンクリート打設前	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
施工時	
保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
適　宜	
測定時	
対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
離脱が有った時	離脱部の状況が判明できるように撮影すること。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
	品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況
12. 控　工			
1）控鋼矢板 2）控鋼管 3）腹　起 4）タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況
		タイロッド受杭	
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け　プレキャストコンクリート控壁　控杭、控矢板　控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
		タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況
13. 鋼杭工			
1）先行掘削			
2）鋼　杭	施工管理	杭の保管	保管状況
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況
		杭の運搬	運搬状況
		導材の設置	導材の設置状況
		杭の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）
		杭の打込み	打込状況
			ハンマーの種類、型式等
			打込記録中
			飛油、騒音防止対策
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況
14. コンクリート杭工			
1）コンクリート杭			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
施工時及び打込完了時	
施工時及び完了時	
	3-1-11鋼矢板工を適用する。
施工時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
試験時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
施工時及び取付完了時	
	3-1-11鋼矢板工 1)先行掘削を適用する。
保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時 適　宜 測定時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
施工時及び打込完了時	
	3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
15. 防食工			
1）電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等
		製品（陽極）	取付陽極
		取付け（陽極）	取付状況
		（電位測定装置）	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
2）ＦＲＰモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等
		施工状況	モルタル注入
		製品（ＦＲＰ）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態
（素地調整）	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完　成	完成全景
（モルタル工）	施工管理	使用機械	モルタルポンプ、発電機等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景
3）ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等
		製品（ＦＲＰ等）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	被覆防食完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
（素地調整）	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完　成	完成全景
（防食工）	施工管理	使用機械	取付用工具
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	取付陽極の部分（１組）及び取付陽極全体
取付時	取付状況（水中写真）
取付時	測定用端子の設置状況
測定時	
取付完了時	潜水士船または潜水士による確認検査状況
測定時	電位差測定の状況
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	
取付前、取付後	
取付時	ＦＲＰ被覆材の設置状況
測定時	
取付完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前、取付後	
取付時	ＦＲＰ等保護材の設置状況
測定時	
取付完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
測定時	電位差測定の状況
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
4）コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等
		被覆防食の作業状況	施工状況
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態
5）防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等
		塗　装	施工状況
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態
16. 路床工			
1）不陸整正	施工管理	路　床	施工状況
17. コンクリート舗装工			
1）下層路盤 2）上層路盤 3）路盤	施工管理	路　盤	路盤材料均し、転圧、締固め
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4）コンクリート舗装 5）目　地 6）小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認 型枠組立て、組外し コンクリート運搬及び打設
			締固め及び表面仕上げ
			ダウエルバー、タイバー、目地材及び鉄網の設置
			養　生
		小口止め	施工状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
18. アスファルト舗装工			
1）下層路盤 2）上層路盤			
3）基　層 4）表　層	施工管理	基層、表層	型枠組立て
			タックコート、プライムコート散布
			舗設、締固め
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	
完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時、各層毎	
完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	
各層作業中	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	路盤の厚さが判明できるように撮影
施工時	各作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影
	3-1-17コンクリート舗装工 1)下層路盤、2)上層路盤を適用する。
施工時	各作業が判明できるように撮影
試験及び検査時	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	舗設厚さが判明できるように撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
19. 植生工			
1）張　芝 2）筋　芝	施工管理	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等
		施工状況	材料の管理
			土の敷均し、肥料の散布状況
			芝の張付け
	品質管理	使用材料	土、芝、肥料
	出来形管理	植生状況	施工前区域
			完成区域
3）播　種 4）種子吹付	施工管理	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械等
		施工状況	材料の管理
			種子の播き付け、土の敷均し等
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等
	出来形管理	植生状況	施工前区域
			完成区域
5）植　栽	施工管理	使用機械器具等	掘削機械、締固め器具
		施工状況	運搬機械、材料管理
			土の敷均し、肥料の散布状況
			根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況
	品質管理	使用材料	土、肥料等
			樹　木
	出来形管理	植樹状況	施工前区域
			完成区域

3－2　土捨工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
1．排砂管設備工			
2．土運船運搬工			
3．揚土土捨工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影
搬入時 施工前、全体区域及び部分	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工完了後、全体区域及び部分	
搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工時、工程毎	作業状況が判明できるように撮影
搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影
施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工完了後、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるように撮影
	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影
施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるように撮影
搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影
搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるように撮影
施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成状況が判明できるように撮影
施工完了後、全体区域及び部分	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工を適用する。

３－３　海上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．床掘工			
１）ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床 掘	床掘位置測量状況
			中継船設置、撤去
			床掘状況
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）グラブ床掘 ３）硬土盤床掘 ４）砕岩床掘 ５）バックホウ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床　掘	床掘位置測量状況
			床掘状況
			土質状況
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２．排砂管設備工			
３．土運船運搬工			
４．揚土土捨工			
１）土砂掘削			
２）土砂盛土			
５．置換工			
１）置換材 ２）置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
			飛砂防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６．圧密・排水工			
７．締固工			
８．固化工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
測量時	法線又は区域標識を入れる。
設置撤去の作業時	
浚渫作業時、作業船毎 積込時	床掘位置が判明できる背景を入れる。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
床掘作業時、作業船毎	船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。
床掘作業時 積込時	位置、深度又は層を明記する。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工を適用する。
	3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
	3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1)ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝを適用する。
	3-1-5締固工 2)ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。
	3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。

３－４　基礎工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．基礎盛砂工			
１）盛　砂 ２）盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料 品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２．洗掘防止工			
３．基礎捨石工			
１）基礎捨石 ２）捨石本均し ３）捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
４．袋詰コンクリート工			
５．基礎ブロック工			
１）基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品 仮置状況
２）基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６．水中コンクリート工			
７．水中不分離性コンクリート工			
８．基礎栗石工			
１）基礎栗石均し	施工管理	基礎栗石投入 基礎栗石均し	基礎栗石投入、均し、締固め
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
	2-11袋詰コンクリートを適用する。
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影
施工時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。

施工時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
試験及び検査時	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	基礎栗石の厚さが判明できるように撮影

３－５　本体工（ケーソン式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．ケーソン製作工			
１）ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等
		ヤード等	ヤード及び設備
２）底　面	施工管理	函　台	製作函台
３）マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認(※1)	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート打設状況
			搬入仮置
			アンカー取付け、加工
			運　搬
		摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認
４）支　保			
５）足　場	施工管理	足　場(※1)	組立状況
			昇り足場設置状況
			壁継ぎ設置状況
			足場スペースの確保状況
			解体状況
６）鉄　筋	施工管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔　壁
			ハンチ部
			吊筋等
			かぶり
７）型　枠	施工管理		
	出来形管理	型　枠(※1)	組立て 底版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔　壁
			ハンチ部

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時及び施工時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
同上	
同上	
解体時	
	2-8鉄筋工を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	

(※1)同一形状のケーソン毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする

３－５　本体工（ケーソン式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
８）コンクリート	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観(※2)
		完　成	完成品全景
２．ケーソン進水据付工			
１）バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況
２）止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況
３）上　蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況
４）進　水	施工管理	進　水	進水方法
			進水設備
			進水状況
		浮　上	浮上又は吊上げ完了状況
５）仮　置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況
	（沈設の場合）	仮置作業	沈設状況
	（係留の場合）	仮置作業	係留状況
	出来形管理	仮置完了	沈設完了状況
	（係留の場合）	仮置完了	係留完了状況
６）回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況
		使用船舶	引船全景
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況
		えい航・回航	えい航・回航姿勢
		寄港避難	寄港及び避難の状況
	出来形管理	えい航・回航完了	完了（目的地着）状況
７）据　付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況
		据付作業	据付作業状況
		据付位置	前面又は背面の確認
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況
		据付目地	据付完了状況
		据付法線の出入	据付完了状況
３．中詰工			
４．蓋コンクリート工			
５．蓋ブロック工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	2-4運搬打設工を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影
投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	斜路式、ドライドック、ＦＤ、吊降し等の方法が判明できるように撮影
進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影
進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
仮置時	沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影
仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	
えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
寄港時及び避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
完了時	据付完了が判明できるように撮影
完了時	代表的な部分を撮影
完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。

(※2)形状寸法は出来形管理基準の測定密度以上、外観は全段階・全数の撮影とする

３－６　本体工（ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．本体ブロック製作工			
１）底　面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
２）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
３）鉄　筋	施工管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　盤
			フーチング
			壁
			ハンチ部
			吊筋等
			かぶり
４）型　枠	施工管理		
	出来形管理	型　枠	組立完了
５）コンクリート	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２．本体ブロック据付工			
１）本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３．中詰工			
４．蓋コンクリート工			
５．蓋ブロック工			
６．前面壁ブロック工、 張りブロック工			
１）ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
２）ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、クレーン等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
	2-8鉄筋工を適用する。
組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
	2-4運搬打設工を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。
着工時全景	3-6-1本体ブロック製作工の関連事項を適用する。
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影

３－７　本体工（場所打式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．場所打コンクリート工			
１）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
２）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業
			組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
５）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
２．水中コンクリート工			
３．プレパックドコンクリート工			
４．水中不分離性コンクリート工			
５．止壁工			
１）　止壁コンクリー			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
施工時	
組立時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
施工時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
施工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-13プレパックドコンクリート工を適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
	3-14-1上部コンクリート工の関連事項を適用する。

３－８　本体工（捨石・捨ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．洗掘防止工			
２．本体捨石工			
１）本体捨石 ２）本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
３．捨ブロック工			
１）捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．場所打コンクリート工			
１）基礎砕石	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
２）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
施工時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	

３－８　本体工（捨石・捨ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
４）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

３－９　本体工（鋼矢板式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．鋼矢板工			
２．控　工			

３－10　本体工（コンクリート矢板式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．コンクリート矢板工			
１）コンクリート矢板			
２．控　工			

３－11　本体工（鋼杭式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．鋼杭工			

３－12　本体工（コンクリート杭式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．コンクリート杭工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
着手前後施工時及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
施工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工を適用する。
	3-1-12控工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
	3-1-12控工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-13鋼杭工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-13鋼杭工を適用する。

３－13　被覆・根固工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．被覆石工			
１）被覆石			
２）被覆石均し			
２．袋詰コンクリート工			
３．被覆ブロック工			
１）被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠(※1)	組立完了
		コンクリート(※2)	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．根固ブロック工			
１）根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠(※1)	組立完了
		コンクリート(※2)	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
５．水中コンクリート工			
６．水中不分離性コンクリート工			
７．サンドマスチック工			
１）サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-4-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
	3-4-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
	2-11袋詰コンクリートを適用する。
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
施工時	
施工時	
試験及び検査時	
測定時	

(※1)同一形状のブロック毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする
(※2)出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

３－14　上部工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．上部コンクリート工			
１）支　保			
２）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
３）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業
			組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
５）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
６）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
７）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
２．上部ブロック工			
１）上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立時 解体時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
施工時	
組立時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
施工時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
施工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	

３－15　付属工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．係船柱工			
１）係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車（船）、トラック等
		施　工	基礎工施工状況
		据　付	本体据付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱
	出来形管理	杭	基礎杭
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況
		型　枠	型枠組立完了状況
		基礎完成	基礎完成状況
		据付完成	本体据付確認状況
２．防舷材工			
１）防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)
		取付け	取付位置の状況
			取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態
３．車止・縁金物工			
１）車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン
		取付け	取付状況
			塗装状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
		塗　料	塗料の種類毎
	出来形管理	取付け	取付完了状態
４．防食工			
５．付属設備工			
１）係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等
		取　付	本体取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船環
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況
６.滑り材工			
１）滑り材	施工管理	取　付	取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	滑り材
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
据付時	据付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
完成時	完成が判明できるように撮影
完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
取付時	
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と延長方向全景
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
測定時	
搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と法線方向全景
	3-1-15防食工を適用する。
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
完了時	取付完了状態が判明できるように撮影
取付時	取付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
取付完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

３－16　消波工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．洗掘防止工			
２．消波ブロック工			
１）消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠(※1)	組立完了
		コンクリート(※2)	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

３－17　裏込・裏埋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．裏込工			
１）目地板	施工管理	目地板の確認	搬　入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		目地板の形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態
２）裏込 ３）瀬取り ４）裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		瀬取り	瀬取り状況
		裏込材投入	投入状況
		裏込均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
着工時全景	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	
完成時	
仮置時	
施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	

(※1)同一形状のブロック毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする
(※2)出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影
施工時	
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	

３－17　裏込・裏埋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
５）吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬　入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態
２．裏埋工			
１）裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
		施工状況一般	埋立材の採取状況
			埋立材運搬の状況
			埋立材整地状況
			余水吐の設置及び撤去
			公害防止対策
	品質管理	材料の品質管理状況	〈特〉に定められた品質管理の作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３．裏埋土工			
１）土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況
		運　搬	土砂の搬入、搬出状況
		埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況
		運　搬	土砂の搬入、搬出状況
		盛　土	盛土及び各層の転圧状況
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	
施工時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
採取作業時	
運搬作業時	
整地作業時	
設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
防止処置作業時	
品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は〈品〉1.土及び2.石材等による。
測定時	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋設物等は、その状況が判明できるように撮影
測定時、作業毎	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は<品>1.土及び2.石材等による。
測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影

３－18　陸上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．圧密・排水工			
２．締固工			
３．固化工			

３－19　土　工

工　　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．掘削工			
１）土砂掘削			
２．盛土工			
１）土砂盛土			
３．路床盛土工			
１）路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械
		運　搬	土砂の搬入状況
		路床盛土	路床盛土及び各層の転圧状況
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．排水処理工			
１）排水処理	施工管理	使用機械	主要機械
		排　水	排水処理状況
	出来形管理	完　了	完了全景
５．伐開工			
１）伐　開	施工管理	使用機械	主要機械
		伐　開	伐開、除根状況
		運　搬	切株等の搬出状況
	出来形管理	完　了	完了全景
６．法面工			
１）法　面	施工管理	使用機械	主要機械
		法　面	切取り状況
		運　搬	土砂の搬出状況
		植　生	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-4圧密・排水工を適用する。
	3-1-5締固工を適用する。
	3-1-6固化工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注 意 事 項 及 び 説 明
	3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
	3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影。撮影項目は<品>1.土及び2.石材等による。
測定時、作業毎	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	作業状況が判明出来るように撮影
完了時	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
完了時	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
	3-1-19植生工を適用する。
測定時、作業毎	

３－20　舗装工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．路床工			
２．コンクリート舗装工			
３．アスファルト舗装工			

３－21　維持補修工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．維持塗装工			
１)係船柱塗装 ２)車止塗装 ３)縁金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類
		塗　装	施工状況
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態
２．防食工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-16路床工を適用する。
	3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
	3-1-18アスファルト舗装工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
施工時、各層毎	
完了時	完了の部分（１箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
	3-1-15防食工を適用する。

３－22　魚礁工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．魚礁製作工・単体魚礁製作			
１）単体魚礁製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理	コンクリート	
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠(※1)	組立完了
		コンクリート(※2)	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２．魚礁製作工・組立魚礁製作			
１）コンクリート部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用機械等	クレーン等
		足　場	
		組立部材	運搬状況
			保管状況
			組立状況
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-8鉄筋工を適用する。
	2-4運搬打設工を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
	2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
施工時	荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影
搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影
観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影

(※1)同一形状のブロック毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする

(※2)出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

３－22　魚礁工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１）コンクリート部材組立	出来形管理	ボルト等	取付外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）鋼製部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用機械等	クレーン等
		足　場	
		組立部材	運搬状況
			保管状況
			組立状況
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況
	出来形管理	溶接の外観	溶接外観
		のど厚、脚長、溶接長等	計上寸法
		溶接部試験	非破壊試験の状況
		完　成	完成品
			仮置状況
３）ＦＲＰ部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用機械等	クレーン等
		足　場	
		組立部材	運搬状況
			保管状況
			組立状況
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況
	出来形管理	接続帯等	取付外観
		完　成	完成品
			仮置状況
４）重錘コンクリート製作			
３．魚礁沈設工			
１）魚礁沈設	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		沈設位置測量作業	測量作業状況
		沈設作業	沈設作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
観察時	
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
	2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
施工時	荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影
搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影
観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
観察時	
測定時	テープ、ゲージ等を同時撮影
試験時	
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
	2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
施工時	荷崩れ防止装置、積載状況が判明できるように撮影
搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影
観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
観察時	
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	
	3-6-1本体ブロック製作工の関連事項を適用する。
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
測量時	測量作業状況が判明できるように撮影
沈設時	沈設作業が判明できるように撮影
測定時	

３－23　増殖場工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．着定基質製作工 ・単体着定基質製作			
１）着定基質製作	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理		
２．着定基質製作工 ・組立着定基質製作			
１）着定基質組立	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理		
３．着定基質設置工			
１）着定基質設置	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理		
４．石材着定基質工			
１）石材投入	施工管理	準　備	ストックヤード等
		石材投入	投入状況
		石材均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況

３－24　構造物撤去工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．取壊し工			
１）コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景
２．撤去工			
１）水中コンクリート撤去 ２）鋼矢板等切断撤去 ３）腹起・タイ材撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	作業状況
４）舗装版撤去 ５）石材撤去 ６）ケーソン撤去	出来形管理	出来形の確認	測定状況
７）ブロック撤去 ８）鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		完　成	完成全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-16-2消波工ブロック工（魚礁タイプは3-22-1単体魚礁製作工）を適用する。
	3-22-2組立魚礁組立工を適用する。
	3-22-3魚礁沈設工を適用する。
ストックヤード使用前後	
投入時、石材規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

３－25　仮設工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．仮設鋼矢板工			
１）仮設鋼矢板・H形鋼杭			
２．仮設鋼管杭・鋼管矢板工			
１）先行掘削			
２）仮設鋼管杭・鋼管矢板			
３．仮設道路工			
１）仮設道路			

３－26　雑　工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．現場鋼材溶接工			
１）現場鋼材溶接 ２）被覆溶接（水中） ３）スタッド溶接（水中）	施工管理	開先の加工	加工状況
		溶　接	作業状況
		水中溶接	作業状況
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	〈特〉の品質であることの表示
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況
			形状寸法
		試　験	試料の採取状況
			強度試験の状況
			非破壊試験の状況
			カラーチェックの結果
２．現場鋼材切断工			
１）現場鋼材切断	施工管理	切　断	作業状況
		水中切断	作業状況
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	〈特〉の品質であることの表示
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況
			形状寸法
３．その他雑工			
１）清　掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	施工前区域	施工前
		完　成	完成全景
２）削　孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工 2)鋼矢板を適用する。
	3-1-13鋼杭工 1)先行掘削を適用する。
	3-1-13鋼杭工 2)鋼杭を適用する。
	3-20舗装工を適用する。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
使用前	包装の表示が判明できるように撮影
測定時	
測定時	ゲージを同時撮影
採取前及び採取時	
試験時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
使用前	ボンベの表示等が判明できるように撮影
測定時	ゲージを同時撮影
測定時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
施工前	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
完成時	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

３－27　浚渫工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．ポンプ浚渫工			
１）ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			中継船設置、撤去
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）排砂管設備			
２．グラブ浚渫工			
１）グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			土質状況
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）土運船運搬			
３．硬土盤浚渫工			
１）硬土盤浚渫			
２）土運船運搬			
４．岩盤浚渫工			
１）砕岩浚渫			
２）土運船運搬			
５．バックホウ浚渫工			
１）バックホウ浚渫			
２）土運船運搬			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
設置撤去の作業時	
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する。
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-27-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-27-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-27-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。

３－28　埋立工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．余水吐工			
１）余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置及び撤去
			公害防止対策
２．固化工			
３．埋立工			
１）ポンプ土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
２）グラブ土取		施工状況一般	埋立材の採取状況
３）ガット土取			埋立材運搬の状況
			埋立材整地状況
	品質管理	材料の品質管理状況	〈特〉に定められた品質管理の作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．排砂管設備工			
５．土運船運搬工			
６．揚土埋立工			
１）バージアンローダ揚土			
２）空気圧送揚土			
３）リクレーマ揚土			
４）バックホウ揚土			
７．埋立土工			
１）土砂掘削			
２）土砂盛土			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
防止処置作業時	
	3-1-6固化工 5)事前混合処理を適用する。
作業時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
採取作業時	
運搬作業時	
整地作業時	
品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は〈品〉1.土及び2.石材等による。
測定時	
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダ揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
	3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
	3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。

３－29　道路舗装工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．路床工			
２．コンクリート舗装工			
３．アスファルト舗装工			
４．道路付属工			
１）縁石	施工管理	縁　石	据付、目地材の設置
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）区画線及び道路標示	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３）道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設置状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

３－30　緑地工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．植生工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-16路床工を適用する。
	3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
	3-1-18アスファルト舗装工を適用する。
施工時	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-19植生工を適用する。

付属資料

付属資料

目　　次

１．施工状況検査一覧表　…… 511

２．海上工事における関係法令一覧　…… 518

３．工事等に関する許可申請、届出手続
(1) 漁港区域内で工事等を施工する場合　…… 524
(2) 港湾区域内で工事等を施工する場合　…… 524
(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合　…… 525
(4) 港湾区域及び５６条１項の規程により公示
　されている水域を除く水域で工事等を施工する場合　…… 526
(5) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合　…… 527
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合　…… 528
(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合　…… 530
(8) 水路測量を実施する場合　…… 532
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合　…… 533
(10)漁港の修築等の工事をする場合　…… 535

４．船舶航行に関する報告手続
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報　…… 536
(2) 海難発生時の通報　…… 537
(3) 航路標識等事故発生時の通報　…… 538
(4) 海難報告　…… 538

５．工事の施工等に関する通達
(1) 施工条件明示について　…… 540
(2) 漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について　543
(3) 工事実績データの作成及び登録実施要領について　…… 548
(4) 漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領　…… 551
(5) 漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領　…… 553

１．施工状況検査一覧表

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
浚渫工	ポンプ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	グラブ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	硬土盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	岩盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	バックホウ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
埋立工	固化工〔出来形〕	事前混合処理完了時
		表層固化処理完了時
	埋立工〔出来形〕	ポンプ土取埋立完了時
		クラブ土取埋立完了時
		ガット土取埋立完了時
	埋立土工〔出来形〕	土砂掘削完了時
		土砂盛土完了時
海上地盤改良工	床掘工〔出来形〕	ポンプ床掘完了時
		グラブ床掘完了時
		硬土盤床掘完了時
		砕岩床掘完了時
		バックホウ床掘完了時
	置換工〔出来形〕	置換完了時
	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時
		敷砂完了時
		載荷完了時
		ペーパードレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	サンドコンパクションパイル完了時
		敷砂完了時
	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時
		敷砂完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
基礎工	基礎盛砂工〔出来形〕	盛砂完了時
	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	基礎捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 本均し完了時 荒均し完了時
	基礎ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	基礎栗石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
本体工（ケーソン式）	ケーソン製作工〔出来形〕	マット敷設完了時 鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時）
	ケーソン進水据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
本体工（ブロック式）	本体ブロック製作工〔出来形〕	鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時）
	本体ブロック据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	前面壁ブロック工、 張りブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
本体工（場所打式）	場所打コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	水中コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	プレパックドコンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	水中不分離性コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	止壁工〔出来形〕	製作完了時
本体工（捨石・捨ブロック式）	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	本体捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	捨ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	場所打コンクリート工〔出来形〕	基礎砕石完了時 製作完了時
本体工（鋼矢板式）	鋼矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体工（コンクリート矢板式）	コンクリート矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体工（鋼杭式）	鋼杭工〔出来形〕	打込完了時
本体工（コンクリート杭式）	コンクリート杭工〔出来形〕	打込完了時
被覆・根固工	被覆石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	被覆ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	根固ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
上部工	上部コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	上部ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
付属工	係船柱工〔出来形〕	施工完了時
	防舷材工〔出来形〕	設置完了時
	車止・縁金物工〔出来形〕	施工完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 ＦＲＰモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
	係船環工〔出来形〕	設置完了時
	滑り材工〔出来形〕	設置完了時
消波工	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	消波ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
裏込・裏埋工	裏込工〔出来形〕	材料投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 マット敷設完了時
	裏埋工〔出来形〕	材料投入完了時
	裏埋土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時
陸上地盤改良工	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時 グラベルマット敷均し完了時 グラベルドレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	ロッドコンパクション完了時 サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
陸上地盤改良工	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時 事前混合処理完了時 表層固化処理完了時
土工	掘削工〔出来形〕	土砂掘削完了時
	盛土工〔出来形〕 路床盛土工〔品　質〕 〔出来形〕 法面工〔出来形〕	土砂盛土完了時 盛土施工時 盛土完了時 盛土完了時
舗装工	コンクリート舗装工〔品　質〕 〔出来形〕	各層路盤施工時 各層路盤完了時 舗装完了時
	アスファルト舗装工〔品　質〕 アスファルト舗装工〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時
魚礁工	単体魚礁製作工・単体魚礁製作〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	単体魚礁製作工・組立魚礁製作〔出来形〕	組立完了時
	魚礁沈設工〔出来形〕	位置測量時 魚礁沈設時（指定基数）
増殖場工	着定基質製作工・単体着定基質製作〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	着定基質製作工・組立着定基質製作〔出来形〕	組立完了時
	着定基質設置工〔出来形〕	位置測量時 着定基質設置時（指定基数）
	石材着定基質工〔出来形〕	位置測量時 石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
維持補修工	維持塗装工〔出来形〕	係船柱塗装完了時 車止塗装完了時 縁金物塗装完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 ＦＲＰモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
構造物撤去工	取壊し工〔出来形〕	コンクリート取壊し完了時
	撤去工〔出来形〕	水中コンクリート撤去完了時 鋼矢板等切断撤去完了時 腹起・タイ材撤去完了時 舗装版撤去完了時 石材撤去完了時 ケーソン撤去完了時 ブロック撤去完了時 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去完了時
仮設工	仮設鋼矢板工〔出来形〕	仮設鋼矢板・H形鋼杭打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設鋼杭・鋼管矢板工〔出来形〕	打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設道路工〔出来形〕	施工完了時（指定仮設に限る）
雑工	現場鋼材溶接工〔出来形〕	現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）完了時
	現場鋼材切断工〔出来形〕	切断完了時
	その他雑工〔出来形〕	清掃完了時 削孔完了時
道路舗装工	コンクリート舗装工〔品　質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 舗装完了時
	アスファルト舗装工〔品　質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時

工　　種	種　　別〔項　目〕	検　査　時　期
道路舗装工	道路付属工〔出来形〕	縁石設置完了時 区画線及び道路標示塗装完了時 道路標識設置完了時 防護柵設置完了時
緑地工	植生工〔出来形〕	張芝完了時 筋芝完了時 播種完了時 種子吹付完了時 植栽完了時

２．海上工事における関係法令一覧

分　　類	法　　令　　名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法　（昭和52．6．1法律第62号） 同　施行規則　（昭和52.7.1運輸省令第19号） 海上交通安全法　（昭和47．7．3法律第115号） 同　施行令　（昭和48．1.26政令第５号） 同　施行規則　（昭和48．3.27運輸省令第９号） 港則法　（昭和23．7.15法律第174号） 同　施行令　（昭和40．6.22政令第219号） 同　施行規則　（昭和23.10．9運輸省令第29号） 水路業務法　（昭和25．4.17法律第102号） 同　施行令　（平成13.12.28政令第433号） 同　施行規則　（昭和25．7.26運輸省令第55号） 航路標識法　（昭和24．5.24法律第99号） 同　施行規則　（昭和24．6.25運輸省令第30号） 水難救護法　（明治32．3.29法律第95号） 同　施行令　（昭和28．8.31政令第237号） 同　施行規則　（明治32．7.29逓信省令第35号） 海難審判法　（昭和22.11.19法律第135号） 同　施行令　（昭和23．3．6政令第54号） 同　施行規則　（昭和23．4．2運輸省令第８号） 船舶法　（明治32．3．8法律第46号） 同　施行細則　（明治32．6.12逓信省令第24号） 内航海運業法　（昭和27．5.27法律151号） 同　施行令　（令和 4．1．4政令第７号） 同　施行規則　（昭和27．7．2運輸省令第42号）
漁港等整備に関する法令	漁港漁場整備法　（昭和25．5．2法律第137号） 同　施行令　（昭和25．7.28政令第239号） 同　施行規則　（昭和26．7.17農林省令第47号） 港湾法　（昭和25．5.31法律第218号） 同　施行令　（昭和26．1.19政令第４号） 同　施行規則　（昭和26.11.22運輸省第98号） 港湾の施設の技術上（平成19．3.26国土交通省令第15の基準を定める省令号）

分　　類	法　　令　　名
	海岸法　　(昭和31．5.12法律第101号) 同　施行令　　(昭和31.11．7政令第332号) 同　施行規則　　(昭和31.11.10 農林省、運輸省、建設省令第１号) 公有水面埋立法　　(大正10．4．9法律第57号) 同　施行令　　(大正11．4．8勅令第194号) 同　施行規則　　(昭和49．3.18 運輸省、建設省令第１号)
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25法律第136号) 同　施行令　　(昭和46．6.22政令第201号) 同　施行規則　　(昭和46．6.23運輸省令第38号) 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令　　(昭和47．8．5運輸省令第50号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45.12.25法律第137号) 同　施行令　　(昭和46．9.23政令第300号) 同　施行規則　　(昭和46．9.23厚生省令第35号) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成３．4.26法律第48号) 同　施行令　　(平成３.10.18政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.31法律第104号) 同　施行令　　(平成12.11.29政令第495号) 同　施行規則(平成14.3.5国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法　　(昭和45.12.25法律第138号) 同　施行令　　(昭和46．6.17政令第188号) 同　施行規則　　(昭和46．6.19 総理府、通商産業省令第２号) 水産資源保護法　　(昭和26.12.17法律第313号) 同　施行令　　(昭和27．6.14政令第194号) 同　施行規則　　(昭和27．6.16農林省令第44号)

分　　類	法　　令　　名
	自然環境保全法（昭和47．6.22法律第85号） 同　施行令（昭和48．3.31政令第38号） 同　施行規則（昭和48.11．9総理府令第62号）
自然公園に関する法令	自然公園法　　（昭和32．6．1法律第161号） 同　施行令　　（昭和32．9.30政令第298号） 同　施行規則　　（昭和32.10.11厚生省令第41号）
危険物に関する法令	火薬類取締法　　（昭和25．5．4法律第149号） 同　施行令　　（昭和25.10.31政令第323号） 同　施行規則（昭和25.10.31通商産業省令第88号） 火薬類の運搬に関する内閣府令 （昭和35.12.28総理府令第65号） 危険物船舶運送及び貯蔵規則 （昭和32．8.20運輸省令第30号） 危険物の規制に関する政令 （昭和34．9.26政令第306号） 危険物の規制に関する規則 （昭和34．9.29総理府令第55号）
火災防止に関する法令	消防法　　（昭和23．7.24法律第186号） 同　施行令　　（昭和36．3.25政令第37号） 同　施行規則　　（昭和36．4．1自治省令第６号）
交通安全に関する法令	道路交通法　　（昭和35．6.25法律第105号） 同　施行令　　（昭和35.10.11政令第270号） 同　施行規則　　（昭和35.12．3総理府令第60号） 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　（昭和42．8．2法律第131号） 同　施行令　　（昭和42.12.18政令第363号） 同　施行規則　　（昭和42.12.22運輸省令第86号）

分　　類	法　　令　　名
船舶設備に関する法令	船舶安全法　（昭和 8. 3.15法律第11号） 同　施行令　（昭和 9. 2. 1勅令第13号） 同　施行規則　（昭和38. 9.25運輸省令第41号） 船舶構造規則　（平成10. 3.31運輸省令第16号） 船舶機関規則　（昭和59.8.30運輸省令第28号） 船舶設備規程　（昭和 9. 2. 1逓信省令第６号） 船舶区画規程　（昭和27.11.14運輸省令第97号） 船舶防火構造規則　（昭和55. 5. 6運輸省令第11号） 満載喫水線規則　（昭和43. 8.10運輸省令第33号） 船舶復原性規則　（昭和31.12.28運輸省令第76号） 船舶救命設備規則　（昭和40. 5.19運輸省令第36号） 船舶消防設備規則　（昭和40. 5.19運輸省令第37号）
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 （昭和26. 4.16法律第149号） 同　施行令　（昭和58. 2.12政令第令13号） 同　施行規則　（昭和26.10.15運輸省令第91号） 船員法　（昭和22. 9. 1法律第100号） 同　施行規則　（昭和22. 9. 1運輸省令第23号） 船員労働安全衛生規則(昭和39. 7.31運輸省令第53号） 船員保険法　（昭和14. 4. 6法律第73号） 同　施行令　（昭和28. 8.31政令第240号） 同　施行規則　（昭和15. 2.27厚生省令第５号）
陸上労働に関する法令	労働基準法　（昭和22. 4. 7法律第49号） 同　施行規則　（昭和22. 8.30厚生省令第23号） 女子年少者労働基準規則 （昭和29. 6.19労働省令第13号） 事業付属寄宿舎規程（昭和22.10.31労働省令第７号） 建設業付属寄宿舎規定（昭和42. 9.29労働省令第27号） 建設労務者の雇用の改善等に関する法律 （昭和51. 5.27法律第33号）

分　　類	法　　令　　名
	労働安全衛生法　　(昭和47. 6. 8法律第57号) 　同　施行令　　(昭和47. 8.19政令第318号) 労働安全衛生規則　(昭和47. 9.30労働省令第32号) 有機溶剤中毒予防規則(昭和47. 9.30労働省令第36号) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9.30労働省令第33号) クレーン等安全規則 (昭和47. 9.30労働省令第34号) ゴンドラ安全規則　(昭和47. 9.30労働省令第35号) 高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9.30労働省令第40号) 酸素欠乏症等防止規則(昭和47. 9.30労働省令第42号) 労働者災害補償保険法(昭和22. 4. 7法律第50号) 　同　施行令　　(昭和52. 3.23政令第33号) 　同　施行規則　　(昭和30. 9. 1労働省令第22号) 職業安定法　　(昭和22.11.30法律第141号) 　同　施行令　　(昭和28. 8.31政令第242号) 　同　施行規則　　(昭和22.12.29労働省令第12号) 雇用保険法　　(昭和49.12.28法律第116号) 　同　施行令　　(昭和50. 3.10政令第25号) 　同　施行規則　　(昭和50. 3.10労働省令第３号) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44.12. 9法律第84号) 　同　施行令　　(昭和47. 3.31政令第46号) 　同　施行規則　　(昭和47. 3.31労働省令第８号) 健康保険法　　(大正11. 4.22法律第70号) 　同　施行令　　(大正15. 6.30勅令第243号) 　同　施行規則　　(大正15. 7. 1内令第36号) 厚生年金保険法　　(昭和29. 5.19法律第115号) 　同　施行令　　(昭和29. 5.24政令第110号) 　同　施行規則　　(昭和29. 7. 1厚生省令第37号) 最低賃金法　　(昭和34. 4.15法律第137号) 　同　施行規則　　(昭和34. 7.10労働省令第16号)

分　　類	法　　令　　名
	賃金の支払の確保等に関する法律 （昭和51．5.27法律第34号） 同　施行令　（昭和51．6.28政令第169号） 同　施行規則　（昭和51．6.28労働省令第26号） 職業能力開発促進法（昭和44．7.18法律第64号） 同　施行令　（昭和44．9.30政令第258号） 同　施行規則　（昭和44.10．1労働省令第24号） 所得税法　（昭和40．3.31法律第33号） 同　施行令　（昭和40．3.31政令第96号） 同　施行規則　（昭和40．3.31大蔵省令第11号） 建設業退職金共済制度（昭和39．6.18政令第188号） 悪臭防止法　（昭和46．6．1法律第91号） 同　施行令　（昭和47．5.30政令第207号） 同　施行規則　（昭和47．5.30政令第39号）

３．工事等に関する許可申請、届出手続

(1) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工　事　等　許　可　申　請　書
根　拠　法　令	漁港漁場整備法39
適　用　海　域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①　工作物の建設若しくは改良 （水面又は土地の占用を伴うものを除く） ②　土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③　汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④　水面若しくは土地の一部の占用 （公有水面の埋立てによる場合を除く）
提　　出　　者	工事等施工者
提　　出　　先	漁港管理者
注）	特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によってする行為、又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む）が上記の許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。

(2) 港湾区域内で工事等を施工する場合

書類の名称	港　湾　工　事　等　許　可　申　請　書
根　拠　法　令	港湾法37－1項、同令13、14
適　用　海　域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①　港湾区域の水域（上空100ｍまでの区域及び水底下60ｍまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
	②　港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③　水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④　前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提　出　者	工事等施工者
提　出　先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第２条第１項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－１）

(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港則法31－1項、45項 同則16、20－9
適 用 海 域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提　出　者	工事又は作業の実施責任者

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
提　　出　　先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安監部又は海上保安航空基地部の長
申 請 の 内 容	①　氏名及び住所 ②　工事又は作業の目的及び種類 ③　工事又は作業の期間及び時間 ④　工事又は作業の区域又は場所 ⑤　工事又は作業の方法 ⑥　その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(4) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根　拠　法　令	港湾法56－3、同令20、同則29、30
適　用　海　域	港湾区域及び港湾法第56条第１項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリェーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提　　出　　者	工事等施工者
提　　出　　先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が２以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記　載　事　項	１）事　項 ①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ②　種類及び規模 ③　船舶許容能力、係留能力

書類の名称	工　事　等　届　出　書
	④　工事の開始及び完了の予定期日 ⑤　使用及び管理の計画 ２）添付書類 ①　次の事項を示し又は記載した書類 イ.諸元及び要求性能 ロ.作用及びその設定根拠 ハ.イ及びロの照査方法 ②　施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③　維持管理方法を記載した書類 ④　位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面 ⑤　水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面 ⑥　規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦　その他参考書類

(5) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
根拠法令	海交法30、同規則25	海交法31、同規則27
適用海域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続を必要とするとき	①　工事、作業をするとき又は変更するとき ②　工作物の設置、又は変更するとき	同　左 同　左
提出者	工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者	同　左
提出先	所轄海上保安部の長（所轄管区海上保安本部長あて）	所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長（所轄管区海上保安本部長あて）

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
提出部数	2部	同左
記載事項	①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②　当該行為の種類 ③　当該行為の目的 ④　当該行為に係わる場所 ⑤　当該行為の方法 ⑥　当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要 ⑦　当該行為の着手及び完了の予定期日 ⑧　工事又は作業をしようとする場合は イ．現場責任者の氏名及び住所 ロ．使用船舶の概要 ⑨　工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要 （添付書類） 位置図、並びに当該行為に係わる工作物の平面図断面図、構造図	①　許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項 ②　当該行為により生じるおそれがある船舶交通危険を防止するために講じる措置の概要 ③　工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項 ④　工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項 ⑤　けい留施設を設置しようとする場合はけい留施設の使用計画 （添付書類） 位置図並びに当該行為に係る 工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である	

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同　左
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ①　土石（砂を含む）を採取すること ②　水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③　土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同　左
申請の内容	①　海岸保全区域の占用の目的 ②　海岸保全区域の占用の期間 ③　海岸保全区域の占用の場所 ④　施設又は工作物の構造 ⑤　工事実施の方法 ⑥　工事実施の期間	①　土石採取の場合 イ．採取の目的 ロ．採取の期間 ハ．採取の場所 ニ．採取の方法 ホ．採取量

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		②　施設又は工作物の新設、改築の場合 イ．新設又は、改築する目的 ロ．新設又は、改築する場所 ハ．新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ．工事実施の方法 ホ，工事実施の期間 ③　土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ．目　的 ロ．内　容 ハ．期　間 ニ．場　所 ホ．方　法
他の法令との関係	漁港漁場整備法第３９条第１項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る行為、並びに同法第１９条第１項から第４項の規定による特定漁港漁場整備事業計画及び同法第３４条の規定による漁港管理規定に基づいてする行為については、本許可は不要。	

(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法20、21、22、33　同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海域公園地区
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ①　工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②　木竹を伐採すること ③　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	④　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ばさせること ⑥　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦　広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨　水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ⑮　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
提　出　者	工事等施工者
提　出　先	国立公園区域　環境大臣 国定公園区域　都道府県知事
申請の内容	①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②　行為の種類 ③　行為の目的 ④　行為の場所 ⑤　行為地及びその付近の状況 ⑥　行為の施行方法 ⑦　着手及び完了の予定日 （添付図面等） ①　行為の場所を明らかにした縮尺1／25,000以上の地形図 ②　行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺1／5,000以上の概況図及び天然色写真 ③　行為の施行方法を明らかにした縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1／1,000以上の図面

(8) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水　路　測　量　許　可　申　請　書
根　拠　法　令	水路業務法6、同則2、3
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ①　学術的な調査、研究のための水路測量 ②　港湾施設施工のための水路測量 ③　百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④　前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提　出　者	水路測量実施者

書類の名称	水 路 測 量 許 可 申 請 書	
提　出　先	実施する区域が２つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安部又は海上保安庁海洋情報部 （海上保安庁長官あて）	左記以外 所轄海上保安本部海洋情報部 （管区海上保安本部長あて）
申 請 の 内 容	①　申請者の住所、氏名又は名称 ②　水路測量の目的、区域 ③　水路測量標の設置の有無 ④　事　項 ⑤　測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥　期　間 ⑦　成果の提出 ⑧　水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨　水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩　備考（計画期間の担当者等）	

(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航 路 標 識 設 置 届 出 書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根　拠　法　令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、14、21-2 同則9、11、18
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき
提　出　者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提　出　先	所轄海上保安（監）部 （管区海上保安本部長あて）	所轄海上保安（監）部 （管区海上保安本部長あて）

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
記載事項	1）許可標識 （申請書） ①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②　種　類 ③　位置、構造及び設備 ④　管理の方法 ⑤　設置の目的 ⑥　供用開始の予定期日 ⑦　その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） （添付書類） ①　設置位置及び付近の状況を示した図面 ②　設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③　全体を示した側面図 ④　機器の構成を示した図面 ⑤　告示要項書 ⑥　用品の調書 ⑦　無線局免許状の写し（電波標識に限る） 2）届出標識 （届出書） 申請書記載事項のとおり （添付書類） 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類	1）許可標識 （申請書） ①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②　種　類 ③　位　置 ④　名　称 ⑤　変更事項 ⑥　変更理由 ⑦　変更後の供用開始の予定期日 （添付書類） 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2）事前（届出標識） （届出書） 申請書記載事項のとおり （添付書類） 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3）事後（軽微な変更等） （届出書） 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 （添付書類） 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4）休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤　休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥　廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦　再開の予定期日 ⑧　理　由

(10)漁港の修築等の工事をする場合

書類の名称	水路業務法第19条第1項に基づく通報
根　拠　法　令	水路業務法第19条第1項
手続を必要とするとき	漁港漁場整備法第2条に定める漁港の区域における修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工しようとするとき
提　　出　　者	工事等施工者
提　　出　　先	所轄海上保安本部海洋情報部（海上保安庁長官あて）
申請の内容	①　工事の名称 工事計画書、発注書等に記載された名称、又は工事施設の名称等 ②　工事の概要 施工施設の名称及び海上作業に係る大まかな工事の種別 ③　工事の期間(予備日を含む) ④　場所及び区域 工事計画平面図等を添付 ⑤　計画機関 工事発注者名及び連絡先

４．船舶航行に関する報告手続の手引き

（1）長大物件をえい（押）航するときの航路通報

<table>
<tr><td>名　　称</td><td>長大物件えい航船等航路予定通報</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令</td><td>海交法22、同則12、13、14</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第２条１項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td></tr>
<tr><td>通　　報　　者</td><td>船長又は船長の職務代行者</td></tr>
<tr><td>通　　報　　先</td><td>航路を担当する海上保安部署
<table>
<tr><th>航　　路　　名</th><th>航路担当事務所</th></tr>
<tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路
宇高西航路、備讃瀬戸北航路
備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
</table>
海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部</td></tr>
<tr><td>通　報　時　期</td><td>①　最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで
②　変更通報：航路入航予定時刻の３時間前以後その都度直ちに</td></tr>
</table>

名　　称	長大物件えい航船等航路予定通報
通　達　手　段	海上保安庁長官が告示で定める方法
通　報　事　項	①　船舶の名称及び総トン数 ②　長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③　長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④　仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤　航行しようとする航路の区間 ⑥　航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦　航路出航予定日時（同　上） ⑧　船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨　海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。
(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

名　　称	海　難　報　告	海　難　報　告
根　拠　法　令	海交法43、同則29	港則法24
適　用　海　域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通　報　者	船　長	船　長
通　報　先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長

名　　称	海　難　報　告	海　難　報　告
通　報　事　項	①　海難の概要 ②　標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同　左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名　　称	航路標識事故発生時の通報
根　拠　法　令	航路標識法25
適　用　海　域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通　　報　　者	事故発見者
通　　報　　先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通　報　事　項	事故状況

(4) 海難報告

名　　称	海　　難　　報　　告　　書
根　拠　法　令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ①　船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ②　人命又は船舶の救助に従事したとき ③　航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④　船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤　予定航路変更したとき ⑥　船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき

名　　称	海　　難　　報　　告　　書
報　告　者	船　長
報　告　先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報　告　時　期	発生後遅滞なく
報　告　部　数	３部
報　告　内　容	①　件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ②　船　名 ③　船　質 ④　船舶番号 ⑤　船籍港 ⑥　総トン数 ⑦　航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧　主機の種類、箇数及び出力 ⑨　船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩　船長の住所及び氏名 ⑪　機関長の住所及び氏名 ⑫　海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号（船長、機関長） ⑬　発航港及び到着港 ⑭　事実発生の年月日時及び場所 ⑮　事故のてん末
様　　式	第４号
注）	①　海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ②　航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③　船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④　報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること

５．工事の施工等に関する通達

(1)施工条件明示について

４－２７２８
平成４年４月20日

関係都道府県
漁港担当主務課長　殿

水産庁漁港部建設課長

施工条件明示について

漁港関係工事を請負施工する場合における工事の設計図書に明記すべき施工条件について、下記のとおり、明示項目及び明示事項を取りまとめたので、今後の漁港関係工事の執行に当たっては、これを参考にされたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

記

１．目　的

工事を施工するに当たって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

２．明示項目及び明示事項

別紙

３．明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合には、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

施工条件明示項目及び明示事項

明示項目	明　　示　　事　　項
工　程　関　係	１．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 ２．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 ３．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 ４．他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、該当条件 ５．余裕工事を設定して発注する工事については、工事の着手時期 ６．工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査機関、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用　地　関　係	１．工事用地等に未処理部分がある場合は、処理見込み時期 ２．施工者に消波ブロック、桁製作等の製作ヤードを使用させる場合は、その内容（場所、範囲、過重条件、期間、有償、無償の区別等）
公害対策関係	１．工事に伴う公害防止（水質、騒音、振動）のため、施工方法、機械施設、作業条件に制限がある場合は、その内容 ２．工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法、内容、範囲等
安全対策関係	１．交通安全施設、保安設備、保安要員等を設置及び配置する場合は、その内容 ２．鉄道、ガス、電気、水道、海底ケーブル等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ３．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合、又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 ５．監視船を配置する場合は、期間、隻数等 ６．潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 ７．水雷保健等の内容
工事用道路関係及び船舶経路関係	１．一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用中及び使用後の処理が必要である場合はその処理内容 ２．仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容

明示項目	明　　示　　事　　項
	(4) 仮道路の構造 3．工事のため一般道路を占有する場合は、その期間、範囲、及び条件等 4．作業船の移動経路に指定や時間等の制限がある場合は、その内容
仮設備関係	1．仮道路・仮土留、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設桟橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 2．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3．仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容 4．仮設備を使用（共用）する場合で、使用制限や使用条件がある場は、その内容 5．仮設備の管理方法
残土・産業廃棄物関係	1．残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件 2．産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等
工事支障物件等	1．工事区域等に占有物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容（位置、構造等） 2．工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）
排水工（濁水処理を含む）関係	1．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容 2．ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3．汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）
薬液注入関係	1．薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等
そ　の　他	1．工事用資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、内容、期間等）一般道路を搬入路として使用する場合 2．工事現場発生品がある場合は、その内容（品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等） 3．支給材料及び貸与品がある場合はその内容（品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等） 4．工事用電力等を指定する場合は、その内容 5．基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容（性状等） 6．材料に指定メーカーや産地指定がある場合は、その内容 7．その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及びその内容

付属資料

(2)漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

４－２７６０
平成４年11月12日

漁港担当主務課長　殿

水産庁漁港部建設課長

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

公共工事の工事安全対策については、発注主管である建設省、運輸省及び農林水産省の三省から構成されている「公共工事発注者安全対策連絡会議」において検討が重ねられてきたところである。

その結果、漁港関係事業の安全対策について一層の充実をはかるため、別紙のとおり「漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項」をとりまとめたので、事業の執行にあたり配慮されたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

別　紙

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項

１．発注にあたっての安全施工への配慮

(1) 熟練労働者の通年確保を図ることにより、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして工事の平準化に務めること。

(2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも配慮することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する建設業者を選定すること。

(3) 発注の準備は計画的に行い、必要な工期を確保できるよう配慮すること。特に工期が年度末にかかる場合は、無理な工程をとらないよう十分配慮するとともに、工事中に施工条件の変化等により工期が年度末を超える恐れがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。

２．設計段階における安全施工への配慮

(1) 漁港関係工事は、主として海上あるいは海中において実施されるため、気象・海象、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等の配慮から施工方法、施工時間等社会的条件からも著しく制約を受けやすい。これらの要因によって工事現場毎に施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。

(2) 工事の安全確保を図るため、設計業務において施工の安全性に配慮した構造を検討することとし、安全な施工に特に配慮が必要なものについては、設計を安全面から検討する場を設置するなど体制の充実を図ること。
設計を安全面から検討する場合においては、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、検討内容の充実を図ること。

(3) 積算の前段となる施工計画を策定するにあたっては、関係法令、関係する各種の技術基準等に基づいて実施すること。
また、安全性を考慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に配慮すること。

イ．施工方法

工事現場条件に適した施工方法を設定することとし、使用船舶機械については、工事内容に適合した特殊、形式、規格を設定すること。特に、現場の状況に応じた安全性の確保、公害防止等の観点から施工方法や船舶機械等を選定する必要がある場合もあり、十分配慮すること。

ロ．仮設計画

仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設桟橋、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとすること。特に施工中の安全性は、仮設の適否に左右される面が多いため、現場条件と合致する仮設計画となるよう、十分配慮すること。

３．適正な積算の実施

(1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費としては直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれることとなり、これらの各費用について適切に計上すること。

(2) 積上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮し、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、発注時の実勢価格が反映されるよう留意しつつ、必要な経費を適切に計上するよう十分に配慮すること。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層務めること。なお、共通仮設費のうち監視船、交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に積み上げ計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分注意する。

４．適切な工期の設定

(1) 工期の設定にあたっては、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備、跡片付けに要する期間を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者の休日日数、荒天日等における作業不可能日数等を見込んで適正なものとすること。

なお、休日日数としては、全土曜日、日曜日、祝日、夏期及び年末・年始の休暇を見込むものとする。

(2) 作業許可等の手続に必要な日数及び需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕工期を見込んだ適正な工期を設定すること。

(3) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があった場合において必要があると認められたときは、設計変更により工期を変更すること。

５．適正な仮設工及び施工方法の選定

(1) 現場の施工条件を十分検討し、安全の確保や適正な契約のため、特に必要と判断されるものについては、設計図書において仮設工及び施工方法を指定すること。

(2) 前項に示す他、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

イ．特許工法又は特殊工法を採用する場合

ロ．関係官公署や漁業関係者等との協議等により制約条件がある場合

ハ．一般船舶航行及び陸上交通、周辺家屋等第三者に特に配慮する必要がある場合

(3) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現場の調査を十分行うとともに、設計においても必要な場合は経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして十分検討すること。また、関係法令、関係する各種の技術基準等に沿った、施工の安全性に配慮した適切な設計とすること。

６．設計図書における施工条件の明示

設計図書における施工条件の明示に関しては「施工条件明示について」（平成４年４月20日　付け４－２７２８漁港部建設課長）によること。

７．施工条件の変化への適切な対応

(1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に契約変更を行うほか、安全施工に関する注意事項として、現場説明において下記の事項を入札参加者に徹底すること。

イ．気象・海象状況等に関して常に十分な注意を払うこと。

ロ．作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。

ハ．異常箇所の点検・原因の調査等は二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

(2) 施工途上において、予測しがたい理由により工事の全体または主たる工種の一部の施工が困難となった場合には、速やかに工事一時中止の措置を講じること。この場合、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」（平成４年３月30日付け４－２７１９漁港部建設課長）及び「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算の運用について」（平成４年３月30日付け４－２７２０漁港部建設課長）に基づき適正に取り扱うこと。

８．施工業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

(1) 工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから市街地等に近接し特に一般公衆災害の防止対策が必要な工事については、施工業者に対して、安全施工体制の充実を指導すること。

(2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を通して作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。

(3) 個々の請負工事においては、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を「漁港関係請負工事における安全・訓練等の実施について」（平成４年３月30日付け４－２７２２漁港部建設課長）に基づき、適正に実施すること。

なお、漁港関係事業工事費算定基準の現場管理費に、労働安全衛生法に基づく安全活動及び前記安全・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいる。

９．建設現場の作業環境の改善への配慮

(1) 現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮すること。その結果必要と認められるものについては、工事の発注に当たって、工事内容に応じた作業環境への措置を特記仕様書において明示するとともに、それらの経費を積算に計上すること。

(2) 前項に関する契約上の扱いは、「漁港関係請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領について」（平成４年３月30日付け４－２７２１漁港部建設課長）によること。

10. 建設現場における連絡体制の充実

(1) 相互に関連する複数の工事を発注する場合は、施工工程等相互に調整が容易に行えるよう　　に配慮すること。

(2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、　　発注者と施工業者及び施工業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常　　時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。また、所轄の労働基準　　監督署関係機関との連絡系統を確立しておくこと。

11. 工事の安全対策に向けた活動の実施

(1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係わる安全対策の充実を図ること。

(2) 安全施工のための関係する各種の技術基準等の一層の充実を図り、毎年、施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

(3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を事業に反映できるよう環境整備を図ること。

(4) 工事の安全対策に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁と共に、施工業者等との間で安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。また、安全活動を効果的に進めるため、労働災害防止関係団体などの外部組織の行事の活用を考慮すること。

(5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

(3)工事実績データの作成及び登録実施要領について

事　　務　　連　　絡
平成１４年１０月７日

関係都道府県
漁港漁場担当主務課長　　殿

水産庁漁港漁場整備部
整備課課長補佐

「工事実績データの作成及び登録実施要領」について

標記のことにつきましては、平成１４年度１０月１日より工事実績データの作成及び登録対象工事が、２，５００万円から５００万円以上に改正されました。

漁港漁場関係請負工事に係る「工事実績データの作成及び登録実施要領」においても別紙のとおりとしますので、実施にあたってはこれを参考として遺漏のないよう取り扱い願います。

なお、「漁港関係工事共通仕様書　総則　１－６　工事実績データの提出」についても上記同様に適用して頂くきたい。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職よりこの旨を周知されたい。

別　紙

工事実績データの作成及び登録実施要領

１．目　的

本要領は、漁港漁場関係工事の入札・契約制度のより一層の改善等に資することを目的に漁港漁場関係請負工事に係る工事実績情報（工事カルテ）を作成し、(財)日本建設情報総合センターに登録を行うためにに必要な事項を定めたものである。

２．対象工事

平成１４年１０月１日以降に契約する５００万円以上の全工事

３．データ作成及び登録に係る費用

１）工事請負代金額　２，５００万円以上の工事

データ作成及び登録に係る費用は、現場管理費に含まれている。

２）工事請負代金額　５００万円以上２，５００万円未満の工事

データ作成及び登録に係る費用は、共通仮設費の技術管理費に「ＣＯＲＩＮＳ登録等にかかる費用」として別途計上する。

４．データの作成

工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、工事実績情報（工事カルテ）を作成する。

５．特記仕様書の記載内容

工事実績情報（工事カルテ）の作成対象工事について、当面次のとおり特記仕様書に明示するものとする。

工事実績情報（工事カルテ）の作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。ただし、工事請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、請負者は(財)日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、「工事カルテ」の登録申請は次によるものとする。

(1)受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内とする。

(2)完了時登録データの提出期限は、工事完成後１０日以内とする。

(3)施工中に、受注時登録データ内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に変更データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

(4)登録データに訂正が合った場合は、適宜提出するものとする。

６．データのチェック
　監督職員は、請負業者から提出のあった工事実績情報（工事カルテ）の内容についてチェックを行うものとする。
７．登録の確認
　工事実績情報（工事カルテ）の登録確認は、(財)日本建設情報総合センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを請負業者から提出を受け、確認するものとし、「作業確認書に」整理しておくものとする。
８．適用
　この取り扱いは、平成１４年１０月１日から適用する。

付属資料

(4)漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

１４水港第２８４５号
平成１５年２月１２日

各都道府県
漁港漁場関係事業主務部長　殿

水産庁漁港漁場整備部長

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の制定について

漁港漁場整備事業の実施における環境との調和への配慮の徹底については、平成１５年２月１２日付け１４水港第２８４４号をもって水産庁長官から通知されたところであるが、これを受けて、別紙「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」を定め、国土交通省北海道開発局農林水産部長あて通知したので、参考までに送付します。

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

１．目　的

この要領は、漁港及び漁港海岸の施設整備又は、漁場の施設の整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

２．施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、次の業務を行うものをいう。

(1)周辺海域の自然環境に対する検討

(2)周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討

(3)関係機関との連絡調整

３．施工環境監理者の配置

請負者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置するものとする。

なお、施工環境監理者に上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者で、監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

４．実施体制の表示

請負者は、施工環境監理者の氏名及び登録番号等を施工計画書に記載するものとし、これに変更が生じた場合は、遅延なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

５．資格証明書等の携行

請負者は、施工環境監理者に従事する者に対し、その者が適正な技術者であること又は、これと同等以上の能力と経験を有する者である者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(5)漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領

漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領

24水港第2064号
平成24年9月28日

１．目　的

この要領は、漁港漁場関係工事共通仕様書に定めるゴム防舷材の耐久性を確認するための試験方法等について定めるものである。

２．適用範囲

この要領は、漁港用に開発されたゴム防舷材（以下「漁港用ゴム防舷材」という）の耐久性を確認する場合に適用する。

なお、漁港用ゴム防舷材とは、漁港型防舷材および特殊型防舷材とし、コーナー保護型防舷材、防衝材兼用ゴム梯子、コーナー保護材、並びに潜り込み防止ゴムネットは除くものとする。

３．耐久性の確認

漁港用ゴム防舷材の耐久性の確認は、「５．試験方法」に定める「繰返し圧縮試験」を行った後の供試体について目視観察を行い、クラックや欠陥の発生が認められない場合に「耐久性を有する」と判定するものとする。

４．供試体

試験に使用する供試体は次のとおりとする。

１）供試体

メーカーがカタログに記載している形式・品名のものとする。

２）供試体の寸法

メーカーがカタログに記載している製品で、形式・品名が同一のもののうち最小寸法以上のもの、かつ、供試体のL/H比率も最小値以上のものとする。

３）供試体の性能試験及び確認

①　「繰返し圧縮試験」の前に「性能試験」を行い、メーカーがカタログに記載した性能を満足する供試体を使用するものとする。なお、「性能試験」の方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。

②　「繰返し圧縮試験」を終了した後、24時間以内に性能の低下状況を確認するものとし、方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。

５．試験方法

試験は「繰返し圧縮試験」によるものとし、試験方法は次のとおりとする。

１）試験装置

「繰返し圧縮試験」に使用する装置及びその他の器機は、圧縮回数、圧縮量（歪み量）、室内温度、および試験機の稼動状況（連続稼動の確認）について確認ができるものとする。

２）供試体及び試験室の温度

「繰返し圧縮試験」の開始時の供試体温度は23℃±5℃とし、試験開始前及び試験中に供試体を人為的に冷やしてはならない。

試験室温度（供試体の表面から3m以内の空気温度）を試験開始から終了まで連続的に測定、記録するものとする。なお、連続測定ができない場合は8時間以内の間隔にて測定し記録するものとする。

３）繰返し圧縮試験

①繰返し圧縮サイクル

150秒を越えない間隔で、繰返し圧縮（圧縮を繰り返す）するものとする。

②圧縮量（ストローク）

メーカーが定める標準歪率まで圧縮するものとする。

③繰返し圧縮回数

連続して3000回以上繰り返し圧縮するものとする。

④圧縮角度

圧縮角度は、90度（直角）とする。

⑤データ記録

試験開始日時と終了日時、圧縮回数、および圧縮量（圧縮毎）を記録する。なお、圧縮量を毎回測定できない場合は、1回目、100回目、1,000回目近傍、3,000回目近傍における圧縮量を記録するものとする。

４）試験の証明

試験は、認証機関等の立会を受け、試験結果の証明を受けなければならない。なお、４．３）②はこれを要しない。

７．試験報告書

試験結果は、別紙様式の報告書に取りまとめるものとする。

８．試験結果の公表

試験結果は、漁港漁場新技術研究会等のホームページで公表するとともに、関係者の求めに応じて報告書の写しを提供するものとする。

附　則

この要領は、平成24年10月1日から適用する。

＜別紙様式＞

漁港用ゴム防舷材耐久性試験報告書

令和○○年○○月○○日

下記に示す漁港用ゴム防舷材の形式について、ゴム防舷材の耐久性に関する性能を確認するため、水産庁が定める「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づき試験を実施した。

防舷材形式　　：　○○型
メーカー名　　：　(株)○○
製　造　工　場　　：　○○工場　(○○県○○市)
試　験　場　所　　：　○○（○○県○○市)
試　験　期　間　　：　○年　月　日～　　年　月　日

(試験に使用した供試体)
形　　式　：
寸　　法　：H　　×　　L
吸収ｴﾈﾙｷﾞｰ　：　　KN-m（　　KN-m以上)
設計歪み量　：　　mm　（　　%変位時)

【試験結果】

繰返し圧縮試験後の供試体にクラック等の発生は認められず、当該漁港用ゴム防舷材が所用の耐久性を有することについて確認した。

試験実施者：　(株)○○　　認証機関　　：○○
試験責任者：　○○部○○　　認証機関責任者：○○

※添付資料：認証機関の証明書